

第七十五回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十一号

昭和五十年三月二十六日(水曜日)
午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 大野 明君
理事 菅波 茂君
理事 竹内 繁一君
理事 葉梨 信行君
理事 石母田 達君
理事 伊東 正義君
理事 加藤 紘一君
理事 小林 正巳君
理事 高橋 千寿君
理事 橋本龍太郎君
理事 金子 みつ君
理事 島本 虎三君
理事 田邊 誠君
理事 大橋 敏雄君
理事 小宮 武喜君

大久保武雄君
瓦 力君
田中 覚君
野原 正勝君
栗山 ひで君
川俣健二郎君
田口 一男君
森井 忠良君
岡本 富夫君
和田 耕作君

出席國務大臣

厚生 大臣 田中 正巳君
労働 大臣 長谷川 峻君

出席政府委員

内閣法制局第四 別府 正夫君
部長
厚生省社会局長 翁 久次郎君
厚生省年金局長 曾根田都夫君
社会保険庁年金 河野 義男君
保険部長
労働省労働局長 道正 邦彦君
労働省労働基準 東村金之助君
局長
労働省労働基準 水谷 剛藏君
局長
労働省職業安定 遠藤 政夫君
局長

委員外の出席者

大蔵省主計局共 岡田 愛己君
済課長

大蔵省主計局主 古橋源六郎君
計官
大蔵省主計局主 梅澤 節男君
計官
大蔵省理財局資 石川 周君
金第二課長
社会労働委員会 濱中雄太郎君
調査室長

委員の異動
三月二十六日
補欠選任
金子 みつ君
阪上安太郎君
同日
補欠選任
金子 みつ君
阪上安太郎君
同日
補欠選任
金子 みつ君
阪上安太郎君

本日の会議に付した案件
国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
労働関係及び厚生関係の基本施策に関する件
(最低賃金制問題等)

○大野委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田口一男君。
○田口委員 国民年金なり厚生年金、いわゆる公的年金一般についてお尋ねをしたいと思います。私は、今月の十四日日本会議で、きわめて限られた時間でありましたけれども御質問申し上げて、その内容は、ここでもう一遍整理いたしますと、三つのことを聞いたつもりであります。

その第一は、老齢福祉年金、まあきょうの主たる議題でありますけれども、この一万二千元という金額について、予算委員会の質疑の状況から見ても、少なくとも軽費老人ホームに入れるぐらゐの水準に増額をすべきではないのか、具体的に言うならば、月額三万円程度に引き上げるべきだ、これが一つであります。それから二つ目は、それに関連をいたしまして、敬老年金というもののから出免をした老齢福祉年金というものが、今日では所得保障的な色合いを強くしてきているといったことから、この際老齢福祉年金というものの性格を明確にする必要があるのではないか。そして最後の三つ目は、昭和五十一年度に繰り上げられた財政再計算期に向けて、この際、制度、財政全般を含めて抜本的に見直す時期に来ておると、どういふ問題を見直さなければならぬか。こういう点について私は質問をしたつもりであります。

したがって、きょうは十四日の本会議の質問とややダブる面も出てくると思うのですが、この際当面の緊急課題ということと、それから五十年一度財政再計算というのを前にしておるので、それから、やや長期的な視野に立つての公的年金制度のあり方、こういう問題について質問をしたいと思ひます。

そこでまず第一は、ことしもまた各年金スライドされておるのですが、スライドの時期が昨年に比べてそれぞれ一カ月前に来ております。このことは一応評価をいたしますけれども、各公的年金のスライドの時期ということを見た場合に、ばらばらになっておると思うのです。御存じのように厚生年金が二〇〇〇年八月から、国民年金は同じく九月から、ところが公務員共済、共済年金と言ひ言ひますが、共済年金の場合にはスライドという表現が使っていないにしても、二九・三%を本年八月から改定をする。こうなつてまいりますと、厚生が八、国民が九、共済が八月。共済年金の方に言ひしむれば、年金の大宗である厚生年金の時期に右へならえをしたのだ、こう言つておるのです。とするならば、国民年金もまた八月にして当を得ておるのではないのか。法律の組み立てが、本来あるべきスライドの時期がそれぞれ一カ月違つておることは理解をいたしますけれども、こういった経済情勢の中でスライドを実施するということであれば、やはりこの際そろえるべきではないのか。そういった観点から、老齢福祉年金一万二千元を十月から改定実施をするということについても、金額の多寡はさておくといたしまして、この改定時期というもののついてはやはり厚生年金並みの八月にするのが妥当ではないのか、こう思うのですが、まず、そのスライド時期の統一という問題についてお考えをお示しいただきたいと思ひます。

○曾根田政府委員 各公的年金制度のスライド実施時期をそろえるべきではないのかというお尋ねでございます。御指摘のように厚生年金につきましましては、今回三月繰り上げて八月から、国民年金につきましましては四月繰り上げて九月からといふことになっておるわけで、結局九月支払の年金のうち、六、七、八のうちの一月をスライドさせるといふことになるわけで、結局九月支払の期にのりかへるわけにスライドせねばならぬといふことになるわけでございまして、いまの来年予想される大量の年金の発生、新規裁定、こういった事務量を考えますと、どうしても九月の支払いに間に合うようにスライドを繰り上げるということは、いまの事務処理体制では非常にむ

すかしいということ、昨年同様厚生年金を八月、国民年金は九月というふうにしたわけでございます。

○田口委員 そうしますと、国年の九月に限って言えば、いまのお答えをさくばらんに言えば、支払いの時期、それに伴う事務処理体制、こういったものが一つのネックになっておる。これが解消されない限り、財政の問題もあると思うのですが、九月を八月に持っていくということは、いまのところ至難であるというふうには、いまのよう

務員の本俸のアップ率である率に掛けまして、いわゆる格差は正の七・三五というものを同時期に実施したわけでございます。本年どうしてそれをしないかということでございますが、昨年もあるいはお答えしたかと思いますが、われわれの国家公務員共済組合は、いわゆる官吏における恩給制度というのに対応します旧令特別措置法あるいは旧国家公務員共済組合法の年金、その年金がございまして、したがって、恩給と違う措置をとるということ、それは、それと権衡上非常に問題がある。したがって、恩給が八月に本俸の二九・三のアップ率を使い、翌一月から格差は正の六・八をアップいたしますので、そういう意味で恩給にならなうと思っております。

○田口委員 これは社会保険庁の方で膨大な事務をやっていることは私も十分わかるのですが、その事務処理に御苦労なさっておることは理解できるにしても、先ほど私が申し上げたように、やはりこれは時期を統一をするという方向で、五十二年も五十二年もスライドということはいまのままでいけばあるはずですから、ひとつこの点だけは十分今後の検討課題にしてもらいたい。

なお、新法施行後の年金受給者につきましては、社会保険という形で、恩給なり旧法当時と考えは若干違っておりますが、しかし支給している中身を見ますと、現在まだ七対三ぐらいの割合で恩給公務員期間部分というものがウェートを高く占めております。したがって、その〇・七の分につきましてやはり恩給と同じような措置をとるべきではないか、それと違う措置はとれない。そうすると、残りの〇・三をどうするかということでございますが、その〇・三だけを別に措置をするというののもいかなるものであろうか。ウェートの置き方として、そしてまた作業の手順といたしまして、御存じのとおり、このアップというものは共済組合法の一条の二にございまして、調整規定を使っております。調整規定の文言がやはり恩給法と同じ文言でございます。そういうことで、実質価値の保全という観点から同様の措置をとった、こういうことでございます。

ついでで申しわけないのですが、大蔵省きよう来ていますね。共済の場合に、二九・三％というのは、公務員賃金の引き上げ幅、人事院勧告。ところが昨年、聞いた話では、現役の公務員と退職公務員との格差を埋める残りの六・八％を同時にやるというふうな話を聞いておったのです。この場の議題ではありませんが、八月に二九・三、明年一月に六・八、結局五十二年一月から三八・一％になるのだという二段階に分けた改定をやる。これも、いま私が申し上げたスライドの時期を統一すべきだ。

○田口委員 では、スライドの時期の問題はいま言ったように検討を強く要望いたしまして、同じくスライドに関連をしてお聞きしたいのですが、私は、たしか昨年の九月だったと思うのですが、閉会中の委員会の際にスライド政令、昨年は一六・一％ですね。この一六・一％のスライドをする、掛ける対象が、厚生年金を言いますと基本年

さらに共済年金、これは恩給も含めてですが、昨年までのいろいろな経過を見ると、これはやはり、率の違いがあるにしても、本年八月に三八・一を引き上げるのが当然ではないのか、こう思うのですが、その辺の事情についてお答えをいただきたいと思っております。

○岡田説明員 お答えいたします。御指摘のとおり、昨年は九月ということ、公

金と加給年金と二つに分けていますので、その基本年金の定額部分と報酬比例部分に対してのみ一六・一％を掛けて、いわゆる家族手当に相当する加給年金はスライドの対象にならない、これはおかしいのじゃないかという質問をしたのですが、その際、たしか年金局長は、加給年金の性格づけもあるけれども検討しなければならぬというお話だったので、今回五十二年二〇％のスライドをする場合に、やはり昨年と同様の考えで行くのか、それとも加給年金というものを額はどうであれ対象にするのか、この辺はまだ政令の作業に入っていないと思うのですが、お考えがあらうしたらひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

○會根田政府委員 いま先生がお述べになられましたように、昨年先生の御質問がございまして、それは当面の問題としてはスライドの対象になつていない加給年金を対象とすべきではないか、さらに、基本的には加給年金制度そのものをどうするか検討すべきではないかというお尋ねに對しまして、検討をしてみたいというお答えをしたのでありますが、それで、その後私も内部でいろいろ検討いたしました。実は昨年の秋以降、五十二年度改正に向かつての関係審議会の検討作業がすでに始まりまして、いろいろ問題点が出されております。まず、その一つに、加給年金そのものの基本的なあり方の問題、これは年金というものを世帯単位で見ると個人単位で見ると、あるいは妻の年金権、そういうものが総合的に関連するわけでございますけれども、そういう問題としてとらえるというのが支配的な空気でございまして、五十二年改正は来年のことでございますので、やはり加給年金そのものをどうするか、そういう問題の一端として整理した方がよいということ、来年度予算との関連におきましては従来どおりの考え方でありたいというふうな考えをしております。

○田口委員 従来どおりという、本年の二二％をまた加給年金はスライドの対象にしないということですね。そこで、どうも加給年金のあり方をめ

ぐって検討しなければならぬということになるのですが、いまある制度の中で、厳然として加給年金という言葉は厚生年金法の四十四条にあるのだから、どうも厚生年金の加給年金というもののについては、俗な言い方ですが、冷たいんじゃないか。たとえばこういう実例が、先般私のところに該当者が参ったのですが、ちよつと話がぐくぐくになりますけれども、よく聞いていただきたいのですけれども、ある大きな企業に勤めておつて、定年が六十歳、五十五歳のときに不幸にもその方の奥さんが亡くなった、死別をした。子供があつたもので、そのままだ六十歳になるまでその大企業に勤めて、そこでやめた。そして、元氣ですから、その大企業の下請関連の会社に再就職をした。在職老年年金の問題もありません。これは一応さておくといたしまして、そこで、子供も大きくなつたし、元氣ですから、この際、茶飲み友達という意味じゃなくても再婚をしたわけですね。六十歳以上になつても再婚をするのは、これはお互いの周りにもあるのですから、不思議じゃないと思うのです。そこで、その下請工場をやめて年金の請求をした。私はこの年金の請求ということも自體おかしいと思うのですが、これは本論じゃありませんから。請求をした際に、妻に對する加給年金二千四百万がついていないのです。これはどうなつていたのですか。

○會根田政府委員 あるいは事実関係を私多少誤解しているかもしれないけれども、この方が奥さんを亡くされて後に老年年金の受給資格を得られた、その後には再婚されたというケースだろうと思うのですが、現在の年金制度の仕組みでは、受給権発生時点での事実関係を基礎にいたしますので、その時点で配偶者がいない場合は、その後再婚されても加給金はつかない。これはいささか保険主義じゃないかというおしかりがあるかもしれないけれども、いまの社会保険システムとして公的年金制度を組み立てておる以上、やはりどうしても受給権発生時点で判断せざるを得ない、そういう制約でやむを得ないものと考えております。

す。

○田口委員 保険主義でやむを得ないというのですが、加給年金の性格は、何回もお尋ねをしておりますように、従来もお答えがあったのですが、受給権者に生計を維持されている配偶者、それから十八歳未満の子供、それから一級、二級障害、こういうふうな明記をされておるのですが、たとえば、いま私が申し上げた五十七歳で死別をし、六十歳で受給権がついて、それから六十二歳くらいで再婚した。その再婚した配偶者にはつかないとなると、これは変な話ですが、八十くらいで子供が生まれるというケースがあったそうですから、仮に六十歳で受給権が発生した以降再婚をして、そこに十八歳未満の子供ができた場合には、その子供にも加給年金がつかないということになるのですか。

○曾根田政府委員 いまの年金制度の仕組みでは、受給権発生時点で年金額の算定をいたします。その後の親族関係の変動は年金額の上には反映されない仕組みになっておるわけです。

○田口委員 大臣、ちょっと御検討願いたいと思うのですが、御存じのように、国民年金の場合に、死亡給付の考えで見た場合に、たしか昭和三十六年の改正によって国民年金は死亡一時金が出るようになりまし。この死亡一時金の性格は、いろいろと当時のやりとりを調べてみますと、本人自身に対する補償という考えがあったようですね。ところが、この厚生年金の死亡給付の方の性格は、夫が六カ月以上被保険者であった場合には年齢に関係なく遺族年金が出る、こういうふうになっていきます。しかも夫の収入によって生活をしておる妻、こういうふうな言い方が当時の記録にあるのですけれども、いま言った国民年金の厚生年金の死亡給付金に対する考え方から見れば、さらにまた、加給年金の性格は国家公務員の家族手当、扶養手当の金額に右へならえする、こういった性格を持っているとすれば、たとえ保険主義で、六十歳のときに資格が発生したときには確かに単身だった、ところがその後再婚をして、再婚をした

妻に対してはその年金受給権者は当然生計を維持しておるのですから、これは現実には、そうなるのかに保険主義だと言っても、いまの制度の中では加給年金というものを支給すべきじゃないか、するのは当然じゃないかと思うのですが、大臣、どうでしょう。

○曾根田政府委員 死亡一時金のお尋ねがございましたので、まずお答えいたしますと、厚生年金も国民年金も、年金制度として遺族給付というものを用意してございますが、国民年金の場合の遺族給付は、厚生年金と違いまして母子という形における遺族だけを取り上げております。それで、これに反しまして、死亡一時金は、むしろ一種の掛け捨て防止というふうな意味で、亡くなった方の一定範囲の遺族の方に差し上げる。ですから、これは本来の意味での遺族給付というよりは、掛け捨て防止の意味での特別な一時金制度であるというのが現在の国民年金における死亡一時金制度でございます。

それから、何度もお答えして大変恐縮でございますけれども、社会保険の仕組みをいたしましては、やはり一定の制約がございまして、年金権取得、受給権発生の時点で年金額を算定するということは、社会保険システムの枠としてはどうしてもやむを得ない面があると思うのでございまして、心情的には、先生御指摘のような場合、理解できないでもないのですが、これは別に加給金そのものを軽視するというのではなくて、年金制度一般としては、社会保険システムの制約のもとでそのような仕組みにならざるを得ないということで御了解願いたいと思います。

○田口委員 この問題は、そういうお答えはあるのですが、どうしても納得できぬです。いま国民年金の場合の死亡給付金は、三十六年改正で、どちらかと言うと掛け捨て防止、これはわかるのです。その掛け捨て防止という考えをさらに発展をして厚生年金に当てはめた場合に、私は無理な、牽強附会の説をなすのじゃないのですが、前妻といますか、亡妻、亡くなった方は、世帯を持っ

てから五十七歳までその厚生年金の報酬の何らかの対象になっておったことは間違いありません。ね。そして不幸にして五十七歳で死んだ、それから後、六十歳以降再婚をした。ですから、いろいろなケースがあると思うのですが、じゃ六十歳、受給権が発生したと同時に、そんな器用なことではないにしても、この人は再婚したらもらえらるということになるでしょう。受給権発生と同時に再婚すれば加給金ももらえらる。ところが、それから一日おくれればもらえない、極端な言い方をすればです。これは幾ら保険数理の上からいって、どうも合点がいかぬのじゃないか。

○曾根田政府委員 この問題は、やはり基本的には、現在の加給金ということをつく、つかないという議論より、年金、特に妻の年金権、そういうものを基本的にどう考えるか、むしろそういう方向で根本的な解決を図るのが本来の筋ではないかというふうな考えております。

○田口委員 いや、私が昨年申し上げたように、基本年金というのは、加給年金二千四百円なり、百円を合算をして、それでやっていくんです。よという考え自体は、年金そのものからいっておかしいと思うのです。したがって、基本年金そのもので、高齢者の世帯構成、まあ多くて三人ぐらいでしようから、平均二人として、二人が食っていくける年金という考えに本来立つべきだ。したがって、二千四百円なり、百円という加給年金は、今後多少の金額が上がるとしても微々たるものですから、それは年金として余りかん筋を立てて理屈を言うようなものではないと思うのです。

が、いまある制度の中では、どうも死別、再婚した者はつかない、しかも発生時にたまたま再婚したたつたということがあるのですから、これは五十一年の再計算期にどういうことがあってもこの問題はひとつピリオドを打ってもらいたい、こういう問題をなくしてもらいたい、こう考えるのですが、検討課題の中に入れていただくか、少なくとも検討課題——どうにも加給年金まで手が回らないとなれば、いま言ったような矛盾を加給年

金の対象にする、こういうふうにして救っていくか、いずれかの道をとってもらいたいと思うのです。ここでイエスカノーカを迫ることはちよつと無理かと思うのですが、そういう点を強く要望したいのです。大臣、ひとつお考えがあれば……。

○田口委員 厚生年金、これは保険の原理で割り切っておるわけでございますので、したがって、裁定後、年金権が発生した後にけるいろいろな状況というものを織り込んで年金権に変動を加えるというのは、保険理論からいって実際はおかしいという論議が、いま年金局長が説明をしたところでおわかりになっていただけたらどう思うと思います。しかしこの問題は、実態との関係においては先生おっしゃるとおり疑問を生ずるという心持はわからぬわけではございませんが、基本的にはやはり妻の年金権、これはこの問題のみならず各所にいろいろ具体的な事象として起るわけでございまして、妻の年金権との関連において慎重に検討をしたい。そうでなければ、この問題のみならず他の諸般における現象面として起る問題にも対処できないと思えますので、妻の年金権をどう扱うかということの関連において考えてみたい、かように思っております。

○田口委員 これぐらいは変えてもらおうと思つたのですが、じゃそれに関連して、やっぱり妻の年金権に関連するのですが、前の本会議でも質問をいたしまして、若干前向きな回答をいただいた遺族年金の支給率。申すまでもなく二分の一しかもらえない。それでは何だから、八割は無理としても引き上げる方向で考えたとおっしゃっております。昨年の九月に厚生省から資料をもらったのです。遺族年金の受給者の調査をやっている。その結果を見ても相当暗たんたる内容なんです。が、調査の結果から見てどの辺が妥当かと思われるのか。端的に言ったら、いまの五割を六割にするのか七割にするのか八割にするのか、そういう点についてどういうお考えをお持ちなのか。○曾根田政府委員 来年はいづれにいたしまして改善を行う予定にいたしておりますので、その

結果、仮に二分の一のままであっても金額がどの程度上がるか、その見合いによると思ひますけれども、具体的な数字を申し上げるのは、目下関係審議会で検討中でもございまして、差し控えておきたいと思ひますが、少なくとも相当年齢の寡婦あるいは十八歳未満の小さな子供を抱えておる寡婦等について、昨年の時点での水準が必ずしも十分でないという事は認めざるを得ないと思ひます。

○田口委員 じゃ、この場で何割にすると言うことはむずかしいにしても、こういう考えについてはどうでしょうか。本国会でILO百二十八号条約の批准ということが出されておるのですけれども、もう一つ百二十八号条約があるわけですね。その百二十八号条約の場合に、廃疾、遺族なんかのあれがままでは条約の基準を満たしてない。したがって五十一年の再改定の際に見直す場合には、少なくともILO百二十八号条約の基準に達するようにはやるべきだ、すべきではないか、こう思ふのですが、そういったところの大体の見当はどうでしょうか。

○曾根田政府委員 現在遺族給付につきましては百二十八号の基準に若干満たない、そういう段階で直ちに百二十八号を一応のめどとすることが適當かどうか。それからまた、これはもう先生十分御案内のように、現在の遺族給付の支給率、基本年金額の二分の一という考えは、被用者年金各制度を通じて一種の相場みたいなものでございまして、関係各省とも十分協議をしなければならぬ問題でございまして、いまここで百二十八号そのものをどうしようというのは、そこまでまだ言い切る段階ではないような感じがいたしますけれども、いずれにいたしましても、これは前々から申し上げておりますように、来年度改正の一つの大きな検討事項になっておりますので、その線でできるだけ努力をしてみたいというふうに考えております。

○田口委員 当面の緊急課題と私は申し上げたのですが、この緊急課題にこたえる用意というものが、残念ながらスライドの実施時期につきまして、さらに加給年金の問題にいたしましたも、遺族年金はやや期待の持てるような答弁ですが、どうもすっきりいたしません。

そこで当面の緊急課題については不満を残しながら、次に老齢福祉年金の性格なり何なりについてお尋ねをしたいと思います。

さつきも申し上げたように、当初一千万の敬老年金的なものから出発して今日七千五百円、十月から一万二千万。この老齢福祉年金そのものが対象者が多いからという意味もありまますけれども、現在老齢福祉年金の支給を受けておる対象こそが、本来いま直ちに本格年金を受けおるべき人ではないのか、こういう気持ちはいまもお強く持つておるわけですね。先般本会議の総理の御答弁では、掛金を掛けていない云々ということもあつたのですけれども、これは年金局長または厚生大臣には釈迦に説法だと思ふのですが、年金制度の二つの大きな段階というのは、加入するということ、そして年金をもらうということの二つが中心になつて年金制度というものが成り立つわけですね。ところが、現在老齢福祉年金を受けておられる方々というものは、加入をするという条件にいままでなかつたわけですね。

（委員長退席、竹内（衆）委員長代理着席）
そういう基礎がなかつた。ですから二つの段階の、加入する、年金をもらうという場合に、加入をしていないのだから年金をもらうことについてはどう言えぬという論議がそこから出てくると思ふのですが、この加入をするということにウエイトをかけて本来年金制度が前から実施をされてきたとしたら、今日七十歳以上の方々は恐らくすべて年金制度に加入をしていただであらう、このみない加入という考え方、これはやはりとるべきではないかと思ふのです。そうなるかとの問題も出てくるのですが、まずみない加入という考え方についてどうお考えになつて見えるか。

○曾根田政府委員 現行の福祉年金制度そのものも、拠出制の年金へ入れなかつた人たちが原則として対象になつてゐるわけですが、拠出年金の支給要件には該当しないけれども一応該当するものとみなして支給するという意味では、広い意味でのみない年金でございまして、先生のいまおっしゃつておられる趣旨は、さらにそのみないという意味を、たとえば相当の過去勤務期間を評価することによつて、もっと高い水準のものが出せないかという意味での御指摘だろうと思ひます。確かに現在の老齢福祉年金は経過的、補完的なものとしていわば一種のみないという性格づけにはなつておりますけれども、一つの考え方としてそのような考え方も検討に値するところと思ひます。問題は、具体的にそれではその過去勤務期間をどの期間どのような厚みで評価するかということになりますと、やはり最終的には財源をどこに求めるかという問題に関連するわけですが、いま、非常にむずかしい問題がいろいろございまして、一つの検討すべき考え方だろう、そういうふうに思つております。

○田口委員 それでは大蔵省の方にお聞きをしたのですが、私がいま言つたみない加入、それをいま年金局長がお答えになつたような考えで過去勤務債務、PSLをどう押さえるかということが大変な問題になると思ふのです。そこで一例なんですけれども、昭和三十七年十二月一日に地方公務員共済組合法、その二、三年前には国家公務員共済組合法ができた、その際に問題になつた過去勤務債務の積立金、整理資源、この整理資源というもののついて、あの当時相当議論になつた記憶があるのですが、一体大蔵省の方ではいまだどういう考えを持って見えるのか、それをちよつとお示しいただきたいと思ふのです。

○岡田説明員 お答えいたします。
御指摘のとおり、国家公務員共済組合法、われわれ新法と言つておりますが、現行の施行してあります法律の前の費用、特に恩給公務員につきましては積み立てというものをやっております。したがひまして、恩給公務員がそのまま新法の公務員になつたといわゆる更新組合員につきましては、

そのうちの恩給公務員期間の部分につきましては財源が、言うならば不足という形で残つておるわけでございます。われわれはそれを追加費用と言つておりますが、初発的なその追加費用をどう償却するかということで、これは田口委員御存じのとおり、実は整理資源という形で毎年埋めていつてゐるわけでございます。具体的に申し上げますと、国家公務員共済組合法関係の施行法というものがございまして、これの五十五条一項、それからそれを受けて国家公務員共済組合法の施行令の附則二十八条に、実額負担方式とわれわれは言つておりますが、それと、あるいは永久債務方式と言つておりますが、二つの使い方で、たとえば実額負担方式につきましては、これは実際やめられて年金をお受けになつてゐる方々のうち、恩給公務員期間部分につきましては、たとえば昭和四十九年度の例をとりますと、四十八年度に実際に支払つたであろうという見込み額と四十七年度の精算額を合わせたところのものを、これを毎年共済組合の長期の給付の方に渡してゐる、こういう状況でございまして、ただ、この立場は国庫としてということではなくて、当時は御存じのとおり恩給というものが、事業主としての国家という立場でございまして、事業主としての立場でその追加費用をそういう経費で埋めております。なお、永久債務方式と言つておりますが、これは元本そのものは置きまして、利息だけは埋めようということでございますが、実態は、残つておるものは余りございせん。印刷、造幣等の共済組合だけでございまして、それにつきましても二一兩年のうちには実額負担方式に移行するだらう、こういう感じでございます。

以上でございます。
○田口委員 そこで年金局長、いま公務員共済の恩給組合員についての追加費用の考え方が述べられたのですけれども、それをこの老齢福祉年金に援用した場合、過去勤務債務、これは固定のものじゃありませんから流動はしますが、一応固定したものとして考えて、現在、国庫ではなしに事業

主としての立場で負担をしていると言ったのですが、これは言い方はどうであれ、国庫から出ることは間違いないのですから、これを均等返済なんということは、正直なところちよつと無理ですね。利子だけをずつと見ていくといういまの恩給組合員に対する追加費用の出し方、こういう考え方を採用した場合に、この老齢福祉年金に相当する過去勤務債務——金額を幾らに見るかは決めなければなりませんけれども、そういったような考え方というものは、今後、老齢福祉年金に対する関心が高まっている今日、検討しなければならぬのではないかと、こう思うのですが、国庫から持つてくるかどうかということは一応別にして、国庫から持つてくるというのが私どもの主張ですが、けれども、この不足積立金、過去勤務債務を、やはりいまの大蔵省が恩給組合員に対してやっておるような方式で、昭和八十五年当時までまだ残るのですが、やつていくということが老齢福祉年金の性格、みなし年金ということに比たると当てはまるのじゃないかというふうに私は思うのですが、その辺どうでしょうね。

○會根田政府委員 ちよつとここで具体的に回答するだけの準備がございませんので、まあいろいろ検討させていただきたいと思ひますけれども、この過去勤務債務というものを、具体的にどういう期間、またどういふ幅で評価するかというの、いずれにしても非常にむずかしい問題でございましていろいろ検討いたしたいと思ひますが、その際の一つの参考にそういうことも頭に置いて検討いたしたいと思ひます。

○田口委員 では、そういう技術的な問題を検討していただくとして、先ほども一万二千円の高額が低いじゃないかということを示し上げたのですが、きょう社会局の関係、見えておりますか、ほかは要求しなかったのですか。

○竹内(繁)委員長代理 見えておりません。
○田口委員 それではお答えは要らぬ。こういう内容になっておるんですね。調べてみると、東京都に限らずこの府県でも級地が違うだけの差で

すが、たとえば東京都の一級地をとりますと、生活保護法を受けて見える七十歳以上のお年寄り、単身の場合に、金額は御存じでしょうが、第一類が一萬四千四百五十円、第二類が九千四百五十円、合計二萬三千九百円、この二萬三千九百円を、収入の有無ということもありまされども、全く収入がなければ、一類、二類合わせて二萬三千九百円をその七十歳以上のお年寄りが生活保護費として支給をされる。ところがこの場合に、現行七千五百円の者給年金をもらつておる場合には、一たん控除をして老齢加算七千五百円ということですから、結果的にはいま言った金額、東京に例をとれば二萬三千九百円に七千五百円が上積みを受けて見える方にとつてみれば、そうすると、合計三萬一千四百円、これは無収入の場合です。こういう例から、この老齢加算を取つてしまふと私は言ふんじやありませんけれども、こういうふうな措置もなされておるところから見ると、老齢福祉年金を一万二千円という金額は、いかに所得保障、補完的な性格を持つものとは言へ、今日の老人の生活実態から見ても、多々ますます弁ずるで言ふんじやなくて、いまの生活保護基準と比較をした際に、一萬二千円は低きに失する。ですから、生活保護法との関連をいずれば整理をしなければならぬ時期が来るのでしようけれども、現在老齢加算として上積みをしておるならば、これも金額の面をここで再検討する必要があるんじゃないか、こう思うのですが、これはどうでしょうね。

○會根田政府委員 老齢福祉年金の性格が基本的に問題になるわけでございまして、いづれにいたしましても、現行の経過的、補完的な性格を前提にいたしますと、しかも金額一般会計負担ということを考えますと、かつての敬老的なものから漸次生活保障的な方向へと志してはおりますけれども、やはり提出年金とのバランス、財源問題、そういうことが絡んでまいりますので、いままここで直ちに生活保護の基準と比較する、最低生

活を保障する公的扶助の基準と比較することにはむしろ問題があるのではないかと。今回一萬二千円ということは、前年の五割を上回る六〇%の引き上げでございまして、そういうことから今回の引き上げは、率直に申し上げまして精いっぱい改善だったというふうな考えでおります。

○田口委員 提出年金とのつり合いということから見れば、最近一萬二千円ということが発表されて、十年年金、五年年金、一部実施をされておりますけれども、仮に五年年金を比較をすると、一萬二千円がもうすでにあるものとして、五年年金はこの十月に一萬三千円ですね。現在スライドをして一萬一千九百円ですか、約一萬二千円程度。こうなつてくると、老齢福祉年金と提出制の五年年金との差といふものはわずかに五歳の年齢の開きにしかすぎぬじゃないかという批判が出てくるんですね。一萬三千円と一萬二千円ですから千円の違ひはありますよ。ところが一方では無提出の一萬二千円、一方では、たとえそれは掛ける期間が短かつたにしろ、五年制提出年金は一萬三千円、こういう問題が出てくるわけです。ですから、これは五年制年金の方をもつとふやせば一番いいわけですから、そういうことに関連をして、本年一月二十四日に年金局長、あなたが記者会見で発表されて、新聞にそれがでかどと出たのですが、例の基礎年金構想ということ、あの新聞を見た限り大変私は心配に思ふのです。たとえばある厚生年金の受給者、それから五年年金をもつておるお年寄りが私のところへ来て言うには、あの基礎年金構想というものを新聞で見た限りでは、この老齢福祉年金が大変な金額に上つてきた、国民年金はまた後で申し上げますけれども、財政的にパンクの状態にある、だからこの際厚生年金にまで手を押さへ、これらを調整をして、いまある十二兆円の国民年金の積立金、そういうものを全部、表現はなにですが一緒くたにして、そこで基礎年金として老齢福祉年金もそちらで賄おう、こういうふうなことがあるのじゃないかという心配を実は持つておるわけでは

ね。それに加えて、大蔵省の共済課長が見えまして、これも所管じゃないにしても聞きをしたのですが、財政制度審議会の建議、こういうものの中に似たようなことが書いてある。一般財源ではもう限度があるから、提出制の方と何とか組み合すべきじゃないか。さらに、新聞の切り抜きを持つてまいりましたから、福祉財源に充当するために付加価値税を検討するのだと。こういうふうな、一月の年金局長の新聞発表、それから暮れの財政制度審議会の答申、それから月々変わつて二月の付加価値税の検討、こういったことをずつとつなぎ合わせると、どうもこの基礎年金構想といふものは、一般財源がもう頭打ちになつてきたから提出制の年金の方に全部老齢福祉年金をかぶせ込んでしまつて、そこでならして低い方に抑えてしまふ、こういうものじゃないかという危惧、私が当たる限りではそういう心配ばかりを聞くのです。

そこで、この基礎年金構想の概要について、一休年金局長の頭の中には、この基礎年金構想を打ち出した発想といふものはどこにあるのか、もつと尋ねなければ、いまある公的年金制度全部、全部で八つぐらひありますね、この公的年金制度全般をもうこの際ばらばらにしてしまつて、根本的に組み立てていくという構想があるのか、それとも、さつき私が危惧として申し上げた老齢福祉年金、国民年金、まあ厚生年金はちよつと無理だが、国民年金と老齢福祉年金といふものの手直し程度で現行制度を維持する、こういうところにとどまつておるのか、そこをひとつ、時間の関係で簡にして要を得た御答弁をいただきたいと思ひます。

○會根田政府委員 先ほど申し上げましたように、五十一年度は厚生年金と国民年金の財政再計算期を二年繰り上げて、目下その検討の作業を関係審議会にお願ひしておるわけでございまして、大臣から、来年の厚生年金、国民年金の改正の際には、単に面制度だけの改正にとどまらず今後の公

的年金のあり方、そういったものを念頭に置いて、制度全体の見直しも同時に検討するようにという実御指示がございました。それでいろいろ検討しておるところでございますけれども、まだ何々構想と銘打って具体的に申し上げるようなものは実は部内でも固まっております。ただ、いずれにしても来年の改正の際に、やはり今後の年金制度のあり方というものを頭に置いて、そういう作業をすべきであると考えますし、また、できるものは来年改正の際に実現することが望ましいわけでございますので、いろいろ検討いたしておりますが、その一つに基礎年金の考え方があつたことは事実でございます。しかし、この考え方は別に新しいものではなくて、国民年金制度をつくる際にもたしか同じような議論があつたわけでございます。

それで、このような構想の気持ちは、これは単に特定の制度にやなくて、やはり全体の公的年金を通じて、そこに基礎的な部分を取り出して――その趣旨は、結局年金制度がだんだんよくなつてまいりますと、いろいろな制度が分立してありますと各制度から幾つもの年金が出るとか、あるいはまた本当に必要なところに必ずしも十分でなく、必ずしも必要でない部分に厚くというようなばらつきも出てまいりますので、少なくとも共通的な部分についてはそういう形で整理をいたしますと、そういう効率的な制度の再編にもつながるし、また合理的な国庫負担と申しますか、年金制度に対する国庫のあり方にもつながる。そういうことで一応部内でいろいろ作業をしておりますけれども、いずれにしても、具体的に外にあらせるようなところまではまだ行っておりませんので、そういうことで御了承をお願いしたいと思います。

○梅澤説明員 たいだいま田口議員から御指摘のありました点、二つあると思うのですが、まず第一の、財政制度審議会が老齢福祉年金の性格づけであるいはこれに対する財政問題として提言が行われたことについて、それでは将来具体的にどういう年金制度の仕組みを構想しておるかという点でござ

います。この点は、実は昨年の十二月二十七日に建議された内容は、同じような趣旨のものを前年の四十九年の予算編成の段階でも財政制度審議会から大蔵大臣に建議が行われておりまして、私も財政当局といたしまして、従来からそういう問題意識を持って福祉年金の問題を考へておるということは事実でございますけれども、それは具体的にどういうふうな年金制度の仕組みを考へておるんだということをお示しするような段階には現在ございません。

いずれにいたしましても、年金制度の問題は、これは単に財政の問題だけではないわけでございます。所管省である厚生省で今後年金の問題を検討されていかれるその作業の過程を見守りながら、その過程で財政問題につきましても私どもの方に協議がありますことと存じますので、そういう調整の過程を通じて年金制度の将来のあり方という検討が進められていくことになるかと存じます。

それから第二点の、福祉財源としての付加価値税という報道の問題でございますけれども、付加価値税の問題と申しますのは、社会保障のための財源問題というよりもむしろもう少し範囲が広いございまして、端的に申し上げますと、安定成長の今後の日本の経済構造の中で、現在の租税の直接税と間接税の比率、これは直接税の比率が非常に高まっている傾向にあるわけでございますけれども、今後とも現在の直接税なり間接税のそういう税の仕組みで対応していくのかどうか、その場合に弾力的な収入財源としての付加価値税あるいは一般消費税という考え方もあるかと思ひますけれども、それが今後一つの検討課題であらうということでも報道されたわけではございませんで、この問題につきましても、それでは現段階で付加価値税をどうするかというふうな結論も出ておりませんし、将来の検討課題になつておるということでございます。いづれにせよ、田口議員がお話になりました付加価値税の問題と福祉年金制度をどうするか、あるいは年金制度をどうするかという

ことは直接の脈絡はございませんので、その点御了解願ひたいと思ひます。

○田口委員 そうすると年金局長、基礎年金的という、わが党の佐々木さんの的、的じゃないのですが、基礎年金的と言っても固まつていないと思うのですが、大体水準というものはどの程度に置くか、そこでも固まっておりますか。基礎年金の水準。

○曾根田政府委員 実は、こういった考え方の初めにして終わりが、こういう水準をどうするかというところでございますので、それが一番の問題でございまして、まだこれから問題でござい

○田口委員 いまも年金財政の将来という意味の一つなんです、では最後に、財政方式に限つて五十二年再計算の際にどう考へるか、そういう意味で申し上げたいのですが、私どもは賦課方式と賦課方式ということを前々から口を酸っぱくして言つてまいりました。この年金制度の原則から

いったら、収支相当の原則ということがあつたわけですね。収入と支出とが合つていなければならぬ。しかも、これは一年、二年の短期間じゃなくて、二十年、三十年先を見通さなければならぬ。そういう収支相当の原則に立つて、いまの年金財政それから日本の経済、こう考へて、積み立て方式というものが果たしてマッチをするかどうかという、大変疑問があるのです。これは本会議でも少し申し上げたのですが、舌足らずだったので、こどもう一遍繰り返すわけですが、一方の要素としてインフレによる目減りがある。現に四十九年度だけでも、ある人の試算で、厚生年金、国民年金の積立金が二兆三千億目減りしたとそばんをはじいておる人があるのです。ですから目減りをしている。一方で二十年先、三十年先に保障をすべきその当時の日本の所得水準というものを考えた場合に、いまよりもはるかに高いと思ひますね。保障しなければならぬ所得水準は、いまよりもはるかに高い。一方では、積み立てておいてこれからもどんどん積み立てての原資が入つてく

るのですが、目減りによつてそれが減つていく。水平状態。ということになると、収支相当の原則というところが、いまの積立金を続けていく限り、これは成り立つものかどうか、私は大変疑問に思ふわけです。しかもスライド条項で、ことしは二二%ですが、すでに事務当局で発表されているように五十二年は一一・八%ですか、そうすると五十二年は一〇%台のスライドをしなければならぬだろう。こういう状況ですから、このインフレによる目減りとどまらずに、スライドで支出をしていかなければならぬからどんどん減つていく。くどういふのですが、保障すべき所得水準が上がる。こうなると、この際この積み立て方式というものの

について、インフレは今後続いては困りますけれども、やはり五十二年には、この際思い切つて財政方式を変える必要があるんじゃないか、こう思ふのですが、重ねて、これは大臣から聞きたいと思ひます。

○曾根田政府委員 あるいはすれ違ひのお答えになるかもしれませんが、この財政方式、たとえば厚生年金あるいは国民年金というそれぞれの制度の財政方式をどうするかということに関連して賦課方式の議論がなされるのでございまして、けれども、本来収支相当の原則を非常に厳密に適用すれば、個々の制度、たとえば厚生年金なら厚生年金という制度にとつては、本来にはむしろ完全積み立てに近い形で運営するものが、収支相当の原則を非常に厳格に守る意味からも望ましい。しかしながら、実際問題としては、現在の労働者の負担力あるいはまた現在の積立金によつて後代の人たちがいろいろと経済的利益を受ける、そういったようなことを考へまして、積み立て方式の原則を崩しまして、いわゆる修正積み立てというのをとつておるわけでございます。したがつて、こういう厚生年金あるいは国民年金という単独の制度の財政方式を賦課方式に切りかえるということとはむしろそういう意味からは逆でございまして、それからまた、この賦課方式というのは年金の成熟化対策を同時に伴わなければ、年金受給者

をやすという努力を同時に伴わなければ、財政的には非常に無責任な考え方でございますので、私どもは個々の制度の財政方式としてはそういうふうに考えておるわけでございます。しかしながら、観点を変えまして、文字どおり賦課方式というものを、現在の老人を現在の労働者が養う、そういう全国的な意味での財政方式ということになりますと、これはそれはそれで十分検討に値する問題でございますので、そういう意味で私どもは、賦課方式というものはそういう広い意味での賦課方式、また個々の制度を論ずる場合でも、それは同時に必ず成熟化対策を伴わなければ意味がないというふうに考えておるわけでございます。

そこで、現在の修正積み立て方式、私はこれは非常によくて改定をする必要がないとは思っております。やはりこれにはこれなりの問題点があると思っておりますから、したがって、財政方式についてできるだけの知恵をしほって、そして国民の間にはいろいろな御意見があろうと思いますが、これのコンセンサスを得て、財政方式を含めて年金の見直しをしたいというのが私の今日の心境であります。しかし、どの範囲でどの程度のものをするかということになりますと、問題はまた別でございます。また各種の公的年金の中にはいろいろな沿革と理由とありまして、これを完全に、いま先生のおっしゃるように統合するとい

す。賦課方式というのものはそれでございまして、かような広い視野を持つて、国民に、この長期給付の年金制度について取り組みと理解と雅量を持つていただかなければ、財政方式というものは改めることが不可能である。この点について私は實際問題として非常に心配をしているわけでございまして、これは賦課方式ということをおっしゃる方々、私もまたこれについてのよさはわかるわけですが、私もまたこれについての理解と納得をどうして国民に得させるかということが今後の大きな課題だというふうに思つておるわけでございます。

かなかなかぬけてすね。いま言つた国民年金の三百円の引き上げの問題を見ても、こういうことになるでしよう、少ない保険料で済んだ受給者と、多い保険料を支払つた受給者というところに矛盾が出てくるわけですね。私は、いま賦課方式をやりなさい、賦課方式をやるべきだということと矛盾した言い方になりますけれども、現実にはこういった不平、批判というものが出てくるわけですね。いままで九百円で済んだ者、千百円で済んだ者が、今度は千四百円ですか、五十四年にはいまままで行つて二千三百円になる。金の価値といたうものもありましようけれども、その場限りで見ただけでは、何だ、前に負担した者と、これから

○田口委員　これは大臣からお答え願いたいのですが、いま局長が言われたように、国民年金なら国民年金、厚生年金なら厚生年金という一つの制度だけを見れば、これは大変な問題になると思うのです。十年、二十年の先の話もあるのですから。ですから、さつき局長のお答えの中にあつた基礎年金構想を打ち出した発想として大臣からの御指図があつたというのですが、これは各省庁にまたがつておりますから大変にむずかしいと思うのですけれども、財政方式という観点から見れば、やはりいまある八つの公的年金制度を全般をいわゆるドッキングさせる、こういう方向に持っていかないと、厚生年金を賦課方式にしろ、どうのこう

私よくわかりませんが、そういうことが現実問題としてできるのだろうか、また完全にこれを溶け込ますということが理論的に妥当であるか、そして現実にも可能であるか、こういったような問題をいろいろと理論面と実際面で考えなければならぬということだろうと思います。さっきお話のございました基礎年金構想、これは決して私どもがこれで行こうということではございません。また私も余り詳しくは聞いておりませんが、とも、作業の過程の中にかつてからあったもの、一つだろうというふうに理解をいたしております。

○田口委員 確かに、いまの八つの制度ですな
まゝ理想だから——私のドッキングというのは全
部統合してしまえ、被用者とそれから地域というの
は全部に、いろいろな段階があるでしょうけれども、
それは言うべくして過去にいろいろないわく因縁
がありますから、それは私も国会議員としてはお
ずかしいと思うのです。ただ修正積み立て方式は、
国民年金に限って今度この改正案に載っておるの
ですが、私はちよつと変な言い方をしますが、江
戸っ子方式だと思ふのですね。お互い一般家庭で
経験があるように、電気料や電話料の自動払いが
ありますね。どこかの銀行に金を預けておいて、
田口さん、今月あと八千円足らぬから、五千円足

に高く負担してもらふと、素人の負担の不公平な感じがやないかという現実も無視できないのじやないか、いまのような方式で行くならば、ですから、世代間の公平を保っていく、しかも国民的な合意を得るためにはやはり賦課方式で、賦課方式というとなんでですから敬老方式、順繰り順繰りに行くのですから、こういうことをやはり打ち出していかないことには、いま言うその場限りの何だ、おれは高く払つて前と一緒にやないかといふ不満はいずれにしても解消できない。だからこゝで大胆に敬老方式、賦課方式に変えて、こういういったものにやつていかないと、この三百円の値上げも、毎年毎年すつたもんだするんじゃないか、こゝ思

の言っても大変むずかしい。負担の公平ということも出てくるでしょう。そういう構想がさつき
の全般的な見直しという中に入っておるのか、大臣の頭の中には、そういういま日本の制度の中にある公的年金制度全部を見直すくらいのつもりがあつて、基礎年金構想といったものが出てきたのか、その辺はどうなんです。

いずれにしても、望ましい姿としては、先生のおっしゃるような姿が望ましいのですが、これけなかなか現実問題としていかぬということになりますと、一体どの点で、どのような形でもって財政方式を改めていくかということについて、理論面と實際面で考えていかなければなるまいというふうに思ひ、今日せっかく検討いたしておるわけ

去りができませんよ、こういう自動払い方式といふのはお互いいま経験をしていると思うのですが、この国民年金の財政を見ても、今度三百円の引き上げでしよう。ところが、いろいろな発表表明れておるのを見ると、五十四年度までに毎年毎年三百円ずつ国民年金保険料を引き上げるのだ、足らぬから持たせてきてください、そうしないといふ

うので、すくなく三百圓の引き上げ反対だといふことじやなしに、まあ反対になるわけですね、いままでの連中は低かった、これから高いじやないか、こういう問題もあるのですから、この財政方式について収支相当の原則も生かしながら、しかも国民的な合意を得るためには順繰り順繰りで、いまの世代のものは自分たちの先輩の年金額を押しつゞけ、いづれは自己負担にならざるやうに、世代の

○田中中国務大臣 年金の財政方式についてのいろいろな御議論、さつきから聞いております。望ましい理想の案と、現実にとりあえず実現できる案とは、現実を扱う政治家としては考えてみなければならぬ。これは田口さんの場合も同じだろうと思うわけであります。

にても、また世の中の皆さんにもお願をしたいことは、片や賦課方式という議論があり、現在の修正積み立て方式についていろいろ御批判があります。自分のために自分が保険料を払うのだといったような考えに固執する限りにおいてはこの問題

から私は江戸っ子方式と言うのですけれども、いま大臣が言われたように、賦課方式にしろ修正積立方式にしろ、自我を捨ててといいますが、長い将来のことを国民的な立場で考えるべきではないのは私は同感です。しかし、それもそうはな

者に賭つてもらうんだ、こういう合意を得るよう
な財政方式というものをやはり五十一年には打ち
立てる必要があるのじゃないか、言葉足らずの面
がありますけれども、私はそう思うのです。そう
いう点について、さつき大臣のお考えもありまし

たけれども、いま一度お示しただきたいと思ひます。

○田中中国務大臣 先生のおっしゃっている、先に入った者と今後提出国民年金に入る者との間に、かつて彼らは九百円やあるいはそれ以下で過ぎた期間があるではないか、おれたちはいま入ったからしたが千四百円あるいはそれ以上私にやならぬということについての違和感というのとはわからねぬわけではございませんけれども、私は、この問題は完全な賦課方式にしても必ず起こるものだというふうには思ふわけでありま

す。極端に言えば、賦課方式の方がこういう保険料の乖離というものが大きいのではないかというふうには私は思ふわけでありま

す。極端に言えば、賦課方式の方がこういう保険料の乖離というものが大きいのではないかというふうには私は思ふわけでありま

す。極端に言えば、賦課方式の方がこういう保険料の乖離というものが大きいのではないかというふうには私は思ふわけでありま

とではどんなに精細に制度をつくつてもだめだといふことを私は感じておりまして、何とかひとつこれについてこのような社会事象が解消するようになしていただきたいといふことを申し上げて

いるわけではございません、過日も、こういうたような混乱を引き起こした要因になつたような歯科医師会のアクション等につきましても、私も当事者と呼んでいろいろと状況を聞いていますところ

でございまして、この報告があつたときには、私も一部新聞に申し出ていますところ、歯科医師会に

とを待ちを願いたいといふふうに思つております。

午後零時十四分休憩

午後一時六分開議

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○石母田委員 きようは私、年金問題について質問いたします。

初めに、私は、新しい田中厚生大臣になりましたから基本的な問題についてのお考えをまだ聞いておりませんので、それをやりたいと思ふのです。前の齋藤邦吉厚生大臣には聞いて返事はいただいておりましたけれども、かわつておりますので、改めてお伺いしたいと思います。前のとうりか、前の前の大臣だ。すぐ前の大臣は名前も知らないうちに、幻の大臣で、私質問する機会もなかった

ので、正確に言えば前の前の大臣であります。初めに公的年金制度の目的といひますか、その問題であります。私の理解しているところ、また質問した点では、すべての国民の老後の生活を保障し、障害、死亡などの事故に対して、本人とその家族が正常な生活水準を維持することをその目的にしているんだ、もちろんこれは総合的な社会保障制度の重要な一環であるといふふうに理解しておりますけれども、厚生大臣はどのように理解されておりますか。

○田中中国務大臣 国民年金法等の一連の公的年金法の第一條に、大体先生おっしゃるような定義づけをしてありますので、大体そのような目的をもつて施行されている制度であるといふふうに考へて差し支えないと思ひますが、現実においてはこゝまで、法の志向するところまで行つて

いつてないかという問題は一つあるわけでありま

す。
○石母田委員 頭が非常にいいせいか、私が次に質問しようと思ったことを答えたのですが、現在の水準はどのように考えておられるかということ

はすでにいまお答えになったから、この水準に達していないということをお認めのことだと思いま

す。
次に、したがって憲法二十五条によりまして、国は社会保障の増進並びに向上に努めなければならぬというような意味の規定がございますので、こうした目的、趣旨を実行する上で国の責任とい

うのはきわめて明確であると思えますけれども、どうでしょうか。

○田中事務大臣 憲法二十五条に規定されているあの趣旨は、われわれ閣僚としては、国会全体もそうでございますが、守らなければならぬということですが、これの具体的な度合いというものにつ

いてかねがね議論があり、また、われわれ厚生大臣などは常日ごろ国会で御批判を受けるのも、これの具体的な度合いというものについての評価

にあると思っております。

○石母田委員 具体的にはいろいろ取り組みの姿勢の程度はあるけれども、国に責任があるということとは明確だと思えます。

【委員長退席、戸井田委員長代理着席】
次に、現在の国民皆年金という制度のもとでは、すべての国民がどれかの公的な年金制度に加入することができるといことが、また加入するの

がたまたまというふうに考えておりますけれども、よろしゅうございますか。

○田中事務大臣 おっしゃるとおりだと思いま

すか。
○田中事務大臣 あるべき姿としてはきょうな姿にしなければならぬということでございますが、いままでもできる限りそういう網に漏れることのないように努力してまいりましたが、現実には若干の人がまだ加入していないことも存じて

おります。
○石母田委員 大体、同じ内閣の方々ですから同じような答えですけれども、それを前提にしまして、私たちのところのいろいろな年金の問題で陳情やら請願、あるいはまた個々に相談される方があ

るわけですが、そうした問題の中で幾つかの問題についてぜひ御見解を伺っておきたいと思いま

す。
一つは新しい各問と言われる問題で、いわゆる昭和三十六年の四月に五十歳から五十五歳の方で十年年金あるいは五十年年金に漏れている人々の問題であります。現在この人たちは六十四歳ない

し六十九歳だと思えますが、このように政府が再三のそうした措置をとられたにもかかわらず、い

まだにまだ加入していない。こういう人々が対象者の約二〇％残っているというふう聞いておりま

すけれども、これは推定で人数にすると大体どのくらいになりますか。

○曾根田政府委員 四十八年の改正で、いわゆる再開五年年金の再加入を受け付けたわけござい

ますが、その際の該当事者、申し込み得る方々約百

十万人と推計いたしておりましたが、実際に加入された方は五十五、六万程度だったと思いま

す。
○石母田委員 そうすると、昨年の三月三十一日で締め切った、その後でまだ加入されるという見込みのある人で実際に加入してない人が、百万

から五十五万を引いた数ということになりますと、まだこれは五十万以上の方々が残っている、

こういうことになりますか。

○曾根田政府委員 数の上ではそのとおりでござ

います。
○石母田委員 こういう人々がいずれの年金も受

けられない、加入してないということ、先ほど大臣の方から言われたこの障害を取り除いてい

かなければならぬという対象の人々だと思いますけれども、これについて、国としての努力という点から言うとどういう努力をされているのか。この三月三十一日で終了した後はそのまま放置してい

くつもりなのか、この点について、できれば大臣のお答えを願いたいと思いま

す。
○河野（義）政府委員 再開五年年金の加入の促進につきましましては、一線の機関あるいは民間の地区組織あるいはマスコミ等を通じて加入の促進を図ってまいったわけでございます。その結果、先ほど年金局長から申し上げましたような結果を見

たわけでございます。
○石母田委員 結果を言っているのじゃなくて、その努力の結果こうした状況が現実に生まれてい

る、こういう人たちは、先ほどの私が最初に質問した前提から言くと、残念ながら年金制度の、恩恵と言っておかしいですけれども、そういうもの

に浴しておらないという人々でありますから、こういう方をこのまま残していくのは不正な立場

になりませんか。年齢がたまたまこういうことであった、あるいはあなたたちが宣伝したけれども、まあ任意ですから、加入するのには何かの障害が理由で加入しなかったということでありまして、

おれたちはこれだけの努力をして、おまえたちが入れないんだからしょうがないんだという立場をとるか、何とかこういう人々を救済してい

こう——私はすべきじゃないかと考えるのです。先ほど大臣もそういうことを言いましたが、努力とい

うものの中にこういう人たちのことは入っていないのかどうか。もし努力しているのならば、ど

ういう努力をしようとしているのか、これまた大臣に聞きたいと思いま

す。

○河野（義）政府委員 社会保障庁といたしましては、先ほど申しましたように、あらゆる一線の機関を通じて、あるいはその他の広報媒体を使い

まして、期間内に該当する人の加入を促進してま

いったわけでございます。期間がもう経過して現在はその支給の事務に全力を集中しておる現状で

ございます。

○石母田委員 大臣、もう大臣の出番なんです。事務当局としてはやることはやった、しかし残

たものは事務当局だけではこれ以上救済できない

ということでありまして、たとえば六十四歳の方でそうした加入をできてない人は七十歳まで待

てと言つて放置するのとかどうかという問題です。

これは私は非常に重大な問題だと思ふのです。同じ年寄りの中に何かの理由で国民皆年金制度に入っていない人々が数十万人いるという状態をこのまま放置していく、何の対策も出さない、やるこ

とだけはやっただけだから仕方がないという態度な

のかどうか。この点は基本姿勢の問題であります。

いろいろ努力の程度をどういうふうによつていくかというところまでは私は聞いてはいない。三木

内閣としてこういう問題は放置しておくというのか。それならそれで私は大臣の口から聞きたい。

これを何とか救済しようということをやろうとい

うならば、どういう方向でやろうとしているのか、努力しようというのか、そのことを大臣から私は

聞きたいと思いま

す。
○田中事務大臣 できるだけ今日こういう提出制

年金に漏れる人のないように努力をしてみたい

しました。私の記憶では四回の機会があったと思うのであります。十年年金二回、五十年年金二回とい

ことでござい

ます。なおかつお入りになつていただけでござい

ます。この人々を一体どうするかというござい

ますが、いまの段階まで来ますと、率直に申して、五十年年金の例の特別加入とい

うものは、私は相当問題のある制度をよく踏み

越えたというふうになさるうわけでありま

す。つまり、過去に納付をしなかつた保険料を一週に

払つて加入するということですから、今日段階で

これをもしさらにやるといふことになりま

す。極端に言つと一時金で、一時の支払いで提出制年金の加入権を得るといふようななかつたことにな

るわけござい

まして、一体こういう制度を今日時点まで来てお

つれるかどうか、これについては私はいろいろ問題があ

らうというふう

に思つて

おりました。これ以上のことについては今日のところ踏み込めないでおるといのが実情でござい

ます。

○石母田委員 これは被爆者の問題でも、いまちよと戦後三十年目ですけれども、私は去年長崎に行つてびっくりしたのですが、いまでも被爆者手帳の申請がある。この問題で長崎県のある責任者の方が、もう二十年だから打ち切りたい、いまごろ出してくるのは、第一事務のことからいって

も、これは大きな事務量の問題になるからという発言をした。これは直ちに厚生省と連絡をとりまして、そういうものじゃないんだと言つて訂正してもらいました。

私は、この問題についても皆さん方が努力をしなかつたのかなんとか言っているわけじゃない、あるいは五十年金という形で続けろという具体的なことまで言っているんじゃないんです。ただ、こういう若干の方々と言いますけれども、数十万人の方々、この中の一人の方から私は陳情をいただいておる。この人たちは、もうやることをやつたから何もしないのだと放置していくのかどうかということさえ聞けばいいのです。あなたの話ですと、放置していく、対策はない、六十四歳から七十歳、もらえるまでがまんしない、途中で死んだら不運だと思わない、こういういわば本人の責任的な形で処理されるというふうには私は理解してありますけれども、そういうふうで、三木内閣としては、この人たちに對しては何の対策も講ずる気持ちはない、こういうふうには理解していいですか。

○田中事務大臣 かねがね何遍もこのような機会を与えて、今日お入りになつていない方については、理由がいろいろあるかもしれないけれども、今日これをさらに進めるといふことについてはどうも私どもとしては遺憾ながら踏み込むわけにはいかない。しかし、この方々は何の給付も受けないわけではございません。先生御案内のとおり、一定年齢に達しますと老齢福祉年金の受給者になるわけですから、したがって、国はこの方々の

老後について全然めんどろを見ないというわけでもございませんで、ただいまのところ、さらに制度を起すという考えは私も残念ながら持っておりません。

○石母田委員 いま老後を見ると言つて、一体どうして見るんですか、年金で。

○田中事務大臣 老齢福祉年金の支給開始年齢に到達するならば、これの給付はあるという意味でございませう。

○石母田委員 それは特別言わなくたって、そういう制度になつているのであるから、つまり、いま特殊な六十四歳から六十九歳のこういう加入していない方々をどうするか。ですから、先ほど申し上げているように六十四歳の方は七十歳になるまで待てというのかということに對して、あなたの答えはそうだとおっしゃるわけですか。私は、最初あなたにはつきり聞いたように、国としてはすべての国民が何らかの公的な年金制度に加入できる、こういうことが基本だ、またそのために努力をし、責任を負わなければならぬという一國としてこれだけのことをやつたからもう打ち切りだということに對しては絶対納得できません。それこそ口で言うこととやるのが大きくかけ離れている何よりの証拠じゃないか。それがもし三木内閣のやり方だとすれば、私はこの問題はもう少し大きく、社会的な世論にも訴えて決着をつけていきたい。そして同時にまた、この問題はそうした事務当局による、再三やつたということでも打ち切りにするんじゃないやなくて、もう一度救済の策をぜひとも検討していただきたいと要望します。

次に進みます。もう一つ、私のところに手紙が参つております。これは遺族年金の受給権の問題でございませうが、これは神戸の灘区の岩屋北町の間原ゆきさんという方からであります。この方の御主人は厚生年金に十六年間積み立てをしておりました。ところが会社が倒産になりました、新しい就職を探している間に、不幸にも交通事故に遭つたわけですね。交通事故に遭つて亡くなられたので、この奥さんがその遺族年金をもらいに行つ

たところが、規則に合わないからといって実は遺族年金をもらえなかつたわけですね。それでこの方の手紙を読みますと、こういうことを書いてあります。

会社が倒産し、それから安定した職もなく一年が過ぎてしまいました。

私の夫は職探しに帰路、帰らぬ人となりました。幸い厚生年金を掛けていましたので、管轄の社会保険所へ遺族年金受給手続に行きました。ところが、死亡時よりさかのぼつて一年間保険料を納めていないので、被保険者とみなされず、規則上支給できないとの返事で現在に至つております。

夫は会社倒産後、職が見つからなかつたまま厚生年金を継続しようと思ひ、倒産の四十二年二月より国民年金への切り替えも知らず、おいていたのです。

十六年間とにかく保険料を納めてきたのですから、当然支給されるものと信じて疑わなかつた私は、あまりの驚きに生計の道を断たれた思いでございませう。

とばしい給料の中から、身を切られる思いで支払つてまいりました年金も、このような時の為と思へばこそ……。規則に該当しないからという理由だけで長年の苦勞がまったく報われないのでは、あまりに酷ではございませんでしょうか。ましてその様な規則のあることなど知る手段さえなかつた状態ですのに。

この方は七カ所ほどずつと回つたのですが、どこへ行つてもすべて規則に該当しないということだったそうです。

現在私は考えも及ばぬ安い日給、一日立ちっぱなしの重労働、肺結核が再発するのは今日か明日かとおびえ、高血圧、心臓病、老人性白内障との同居をやむなくされ、北向の狭い借家に疲れた体で暮らすのみというこの中で、主人他界以来七年間、人に頼らず生きようと夢中で働いてまいりました。しかし低賃金と高物

価の此の頃、寄る年なみには勝てず、この先、生計の道が立ちません。

組織も団体もない弱い一国民の頼りもきめ細かく取上げていただき度く、良識ある政治にたずさわつていらつしやる貴方様にお力を添えていただき度く、生きて行く最後の頼みの綱として心からお願ひする次第でございませう。

これがこの方の手紙なんです。私もこれは早速厚生省の方々にいろいろ問い合わせまして、何とか救済の策はないかと聞きましたけれども、すべていまの制度上の問題ではやはり該当しないのです。しかし、これは法の制度上からさうであつても、世間の常識ではとても納得できる問題ではない。私自身も、十六年間厚生年金を納めて亡くなつて、遺族年金が一銭ももらえない、こういうことが、いまの公的年金制度という目的からいってあつていいことであるかどうかということになりますと、大きな疑問を持たざるを得ない。したがつて私たちは、こういうきつめて例外の方ではありますけれども、こういう方々が出ないように今日

の公的年金制度を、もし制度上の問題であるとすれば、あるならばその他の理由を、できるだけみんなの力で除いていかなければならない、こういうふうなことを考えているわけでありませう。この問題についてどういふ点にこういう障害があるのか、どういふ点をどのようにならしていったらこういう方々が救済できるのか。現在できないということとはつきりしてありますので、この点についてお答え願ひたいと思ひます。

○會根田政府委員 いまお挙げになりましたようなケースは、心情的には非常にお気の毒なケースだと思ひますが、各公的年金制度が社会保険というシステムのもとで組み立てられておまして、それぞれ別の年金についてそれぞれの資格期間、資格要件等が設立されておまして、どうしてもあらゆる面にわたつて、その期間に満たない、その要件を満たさないボーダーライン上のそういう問題が絶えず起つてまいります。いまお尋ねのよ

うなケースには、そういう意味では非常にお気の毒なケースでございませうけれども、これを基本的に解決するのは非常にむずかしいのでございませうけれども、しかし本来的に、いまのわが国の公的年金はいわゆる皆年金体制をとっておりますので、一つの制度を退いても、年齢制限はございませうけれども、他の制度に入る——もちろんそれぞれの制度で一定の要件は要求されておりますけれども、しかし皆年金体制のもとではだんだんとそのような事例はなくなつてまいと思ひますし、それからまた、いま来年度の改正においてできるだけ実現したいと思つておりますが、各種公的年金を通ずる遺族、障害それぞれの給付の通算措置、これがもし実現いたしますと、そのようなケースというのは原則的にはなくなる。したがひまして基本的には各種公的年金を通ずる通算措置、そういう形でこのようなケースをなくしていくことに努力を傾けたいというふうに考えております。

○石母田委員 そうすると、通算ということになりますと、この奥さんなりが国民年金に入つているとすれば厚生年金の分も通算する、こういう処置で救済する、こういうことになりませんか。

○曾根田政府委員 現行法でも、いまの亡くなられた方の奥さんが国民年金にも入つておられ、一年以上の拠出要件があれば、奥さん自身の拠出に基づく母子年金が出る仕組みになっておりますけれども、いまの御主人の場合、厚生年金の方を離脱して国民年金に、その場合は原則的には国民年金に入ることにありますから、非常に短い期間ですと奥さんに対する年金は出ませんが、国民年金に遺族年金の通算というようにことをいたしまして、その際、母子年金をどういうふうにするか。国民年金には厚生年金と同じような意味での遺族年金がございせんので、これをどうするかの問題がございませうけれども、その辺、工夫をこらしまして、何らかの給付が出るようなことを検討してみたいというふうに考えております。

○石母田委員 では厚生大臣、同じこととございませうけれども、こういう方々が出ないようには、いま事務局の方でも検討されるということとございませう。ぜひ大臣としてもそうしたことが早く実現するように検討されることをお願いしたいと思ひますが、大臣のこの点についての御答弁をお願いいたします。

○田中事務大臣 いま年金局長が御説明したとおりであります。心情的にはお気の毒であります。現行制度ではどうにもならぬということが、私も検討いたしました結果、判明をいたしました。これももしかしたら程度問題があらうと思つたわけでありまして、この方は十六年もお入りになっていたというところでございませうが、どの程度までの人を救ひますか、いずれにしてもいまお示しのようないつては、何とかひとつ知恵をしぼつてみたいという考え方であります。

○石母田委員 では年金局長にもう一度伺ひますが、そういう遺族年金の通算制度の改善によつて、こうしたことが出ないようにしたいということについては、もちろん審議会が何かで検討されて決定するのでしょうか、そういうこととで審議会が検討される、こういうことですか。

○曾根田政府委員 目下関係審議会に検討をお願いしておりますが、その中間的な御意見が出ると思ひますので、その意見を参考にし、さらにこの問題は各公的年金共通の問題でございまして、公的年金連絡会議というのもございまして、その場で関係省庁と協議の上、できるだけ来年の改正に——必ずしも一〇〇%完全な通算は非常にむずかしいと思ひますが、何らかの形で通算を実現したいと考えております。

○石母田委員 次の問題に移ります。

これは、厚生年金を在職中にもらう場合に、所得制限の問題が大きな問題になっているわけでありませう。もちろんこれは国民年金にも、本人の所得制限が一人扶養の場合は現行九十万ですが、これを百二十万にするとか、あるいは厚生年金の場合は月額にするといふ四万八千円、今度は七万二千円に改正されるということとありますが、こ

した所得制限があるために、事実上在職中に年金が支給されない、あるいはまた国民年金でもそこから除外される、こういうケースがあるわけですが、これも、いま述べた所得制限の数字はこれよろしうございませうか。

○曾根田政府委員 そのとおりでございませうが、国民年金について先生がお述べになりましたのは、福祉年金の關係でございませうので……。

○石母田委員 もちろんそうですが、そうしたときに、在職中の年金の支給が、六十歳で現行四万八千円ですが、改正されて七万二千円というのは余りにも低くて、これは事実上よほどの低賃金の人でもなければ該当しない。この根拠というのは何かあるのですか。

○曾根田政府委員 在職老齢年金のうち、六十歳から六十四歳までの方々には、いわゆる低所得在職老齢年金といひまして、一定の賃金以下の人に一定の率の年金を差上げるといふことにしておりまして、現在はその限度額が四万八千円にございませうけれども、この四万八千円の考え方は、これは四十八年改正で改められたのですが、四十八年改正でいわれる五万四千円が実現いたしましたので、非常に賃金の低い方には、賃金と年金と合わせて五万四千円になるぐらいにはしてあげたい、年金額を賃金と合わせて五万四千円程度のものは差し上げたといふことで、標準報酬で四万八千円、これは賃金にいたしますと五万四千円にございませうが、そういうことで設定されております。しかしながら、その後、四十九年度は一六・一%の物価スライドがございまして、五十年度はいまの予定では二二%。そうなりますと、いわゆる五万四千円の水準がおおむね七万四千円程度になる。そういうことを考えまして、まあ多少のゆとりと申しますが、多少の幅を見まして、標準報酬で七万二千円、賃金では七万四千円にございませうが、そういうことに設定したわけにございませう。

○石母田委員 これは私の計算だと、四万八千円という年額五十七万六千円になるのです。それから、七万二千円か四万四千円でも、大体八十六万四千円になるのです。これは標準報酬ですからボーナスは入っていないですね。ボーナスを四カ月分含むと百十五万二千円になるのです。

〔戸井田委員長代理退席、菅波委員長代理着席〕

そうしますと、この福祉年金の方の所得の百二十万と大体見合うようなお金になるのです。ここに何らかのそうした関連づけがあつてこれを押さえているのではないかと、こういうふうに考えているわけなんですけれども、この両者の関係には何らの關係はなく、たまたま偶然に一致している、こういうふうに見えていいのですか。

○曾根田政府委員 いま先生の御指摘で、実は私も偶然の符合に驚いておるのですが、直接的な關係は全くございませう。片一方は全額国庫負担である福祉年金の支給制限、これは従来から非課税限度額を参考に設定してある、それが来年度はたまたま百二十万。こちらの方は、先ほど言ひましたように五万四千円の水準をその後の物価スライドで伸ばしたといふこととございませう。

○石母田委員 もちろん関係の全然ないものが、偶然の一致かどうか、大体こういうふうに見合つておるといふことについて、私は大きな疑問を持っております。私も、この福祉年金については、特別の高額所得者を除いては所得制限を撤廃したがいし、また厚生年金については撤廃すべきだといふ意見を持っております。しかし、さしたつて、大幅に所得制限を緩和させるといふことは非常に多くの人々のこれは要望になっているわけなんです。こういう点で、ぜひ大臣のこの点でのなお一層の努力をお願いしたい、こういうふうにかへますので、大臣の考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○田中事務大臣 在職老齢年金——厚生年金では退職というものを要件にしているわけにございませうが、これを思い切つて取り払つて、在職しておつても年金をもらえんという制度にしたときには、それなりに実は喜ばれたものでございませうが、いざ制度を始めますと、いまお説のような議

○石母田委員　これに関連するといいますが、最

○河野(義)政府委員 繰り上げ請求の裁定の申し

○石母田委員　これは六十五歳前にもらうという

1000

○河野（義）政府委員 先ほど申し上げましたよう

○石母田委員　ぜひそうした努力を払ってください

内務省の憲法の改正は非常な

○石母田委員　ですから、いま心臓とか腎臓とい

○河野（義）政府委員　いま御指摘がありました心

1000

○石母田委員　そうすると、いま申し上げた老人

○河野（義）政府委員 脳卒中の場合でございます

○石母田委員　それは先ほどの腎臓、心臓などの

○河野(孝)政務委員 胃腸にきましては 昨年

○石母田委員 いや、脳卒中の場合を聞いている

の取り扱いでわかったけれども、脳卒中の場合は、

は、脳卒中が起こりまして、それが外部の障害と

○石母田委員　そうしますと、私のところに、必

100

要があつてぜひそういう認定基準に入れてほしいという問題の中に、一番多いのは難病関係なんです。難病関係の認定そのものが、なかなかこれはいろいろ病気の性質から言つてむずかしいと思ひますけれども、たとえばベーチエットとか、あるいは多発硬化症、スモン、筋ジストロフィー、膠原病と、その他C.O.関係のガス中毒患者、公害病、成人病、こういうものがやはり特に老人の中に出てきますし、また労働者やその他の中にも、被保険者の中にも出てくる。こういう状況の中で、厚生省としてはいまの認定基準でも十分であるというふうに考へておられるのか、あるいはこういうものを考へてさらに新たに出てきている疾病の認定基準を検討し、またつくつていくという意思があるのかどうか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○河野(義)政府委員 難病につきましては問題が二つあると思ひます。一つは、その発病の時期がいつであつたかということと認定することにつきまして医学上のいろいろな定説があるわけがございますし、それから廃疾の状態をどのように認定するかという問題もあるわけでございます。これらにつきましては、今後の問題として検討してまいりたいと思ひます。

○石母田委員 これは、認定の基準というところを作成する作業の担当というのは何課ですか。

○河野(義)政府委員 現在その個々の廃疾の認定につきましては、社会保険庁でそれぞれお医者さんを抱えてやっております。一方、そういう問題も抱えておりますので、認定基準の検討につきましても、あわせて並行して進めていきたい、かように考へております。

○石母田委員 そういう認定基準の作成作業担当というのとは社会保険庁の企画じやないですか。私の承知しているのは、そういうふうに通つていけるだけども、どうなんだ。

○河野(義)政府委員 いま現状を申し上げますと、個々のケースについてのそういう認定をやりながら、そこにいろいろ問題も出てくるわけござ

います。したがひまして、その基準となる問題につきましても庁の年金課、厚生年金につきましても業務課を中心に検討してあるところでござい

○石母田委員 それは現在運用面でいろいろやっておられるけれども、厚生は業務課、国庫は年金課で専門家が認定をしている、これはわかつてい

○河野(義)政府委員 繰り返すになりますが、実際の認定と、それからその認定についてのいろいろな認定基準、運用の改善をあわせて国民年金課、それから厚生年金につきましても業務課でそれぞれ担当してやっておりますわけでございます。

○石母田委員 これは私の調べと皆さん方のお答えが違つておられるところ、とにかくあなたの方々が、担当しているところがそうおっしゃるから、私はあえてこれ以上言ひません。しかし私は疑問を持っておりますので、後ほど一回調べて、もしこれが違つたようだったら大変な問題ですね。あなたたちの自分の業務の担当です。

私どもが問題にしているのは、私どもが聞いている認定基準の作成作業担当が、社会保険庁の企画係に二人しかいないという問題なんです。そうしますと、先ほど内部疾患の認定基準といふのはきつめて複雑な問題である、またこの問題についての認定をめぐつてのいろいろな苦情も、また陳情も多いということもあなたたち御承知のとおりだと思ひます。ところが、これに對してどういふふうに一体処しているかという内容が余りにも貧弱じやないか、こういうことを私は指摘したかつたわけなんです。そういう意味で、もしこれが私たちの調べが事実であれば、これはぜひ検討して改善してもらいたいと思ひます。これは私の調査の不足であなただちの言つたとおりだとすれば、あなたたちの言つたところの業務課その他のところの人員が果たしてこういう体制に備えられるように

なっているかどうかということを検討して、必要ならば直ちに改善してもらいたい、こういうふう

○田中(義)大臣 いずれにいたしましても内部疾患の認定について支障のないように体制を整えなければならぬというふうに思つております。検討いたし、また調べてみたいと思ひます。

○石母田委員 それから時間が十分切迫してき

これは毎回国会では論議される問題ですが、この福祉年金の支給月の変更の問題なんです。特にいま十二月支給という問題が一番望まれているわけなんです。これについて再三お答えがあるのは、十二月は業務上の問題でなかなかできないというお答が返つてくるわけですが、すでに恩給制度ではこれが採用されているというふうに聞いているのですけれども、そうでしょうか。

○河野(義)政府委員 御指摘の福祉年金につきましては、支給月が一月、五月、九月でございます。受給者の立場に立ちますと年末に欲しいという気持ちが、この支給期につきましても各種公的年金の支払いが円滑に行くようにという観点から、各月にある程度配分してございます。十二月につきましては、恩給等の支払いその他一般に十二月は窓口事務の忙し時期でございます。そういったことから私も福祉年金につきましても九月というところになつておりました、十二月に支払うということとは非常に困難があるわけでございます。

○石母田委員 だから、その困難なことは何遍も答へられてわかつてい

○河野(義)政府委員 十二月にいただきたいという気持ちはわかるのですけれども、どうも何分にも福祉年金の受給者は非常に数が多いといつたようなことで、やむなく一月ということになつてい

○石母田委員 最後に、私はきょうずっといろいろ

めだと言つて、同じ郵便局へ片つ方の恩給をもらう人が行くということになれば、年寄りの中で問題になるわけだ。それでどうだという問題が出てくるわけだ。これも大臣のかなり政治的な解決が必要なんだ。ですから、恩給もこれは大きく言えば同じ管轄なんだろうけれども、しかしこれはいま福祉年金の支給規則で郵便局でなければならぬということになつてい

る公的年金制度について質問いたしました。実際のたてまえといえますか、負わされている国の責任あるいは改善しなければならぬという対象がきわめて多いにかかわらず、またその努力も含めてきわめて不十分だというふうに思わざるを得ない。今後ともそうした点の改善は一層強く要求するわけでは。

私は、体制上といえますか、仕組みの問題として、年金の審議会への被保険者代表の参加の問題について質問したいのです。

それは国民年金の審議会の委員名簿を見ました。十二名あります。この中には被保険者の代表は入っていないわけですね。これはやはり入れていろいろ意見を聞いた方が、先ほど大臣が再三言われているように、自分たちでは努力したけれども実態との関係でかなり差がある。したがって、先ほど雑談の中でも、田中厚生大臣がここに来られて、自分たちの制度で完全につくったつもりでも、実態の中から、あつた遺族年金十六年掛けでももらえなかつたという実態の中から、また制度を改善していくモメントになるわけですから、そういう実態をよく知っている被保険者の代表を加えるのが私はいんじやないかというふうに考えますけれども、この点について、これは基本的な問題ですから大臣に直接お答え願いたいと思います、時間がありませんので。

○曾根田政府委員 現在、国民年金審議会の委員は審議会令、政令によりまして、学識経験者の中から選ぶということになっておりまして、実際問題としては、関係の団体の方あるいは消費者を代表するような人、そういった方も含めて、広い角度で人選をいたしておりますので、私どもとしては格段の支障はないと思っておりますけれども、いろいろ御要望もございまして、今後の人選に当たりましては、また十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

○石母田委員 それは事務当局の答弁はそうだろうと思うのです。だから大臣と私は言っているのです。社会保障審議会などでは、これはやはり被

保険者の代表を入れたわけでしょう。事業主も入っておるし公益も入っておるわけですね。そしてこういう人たちが被保険者の話を聞くんだから、決して制度上あつてはならないという制度じやないのです。しかも政令でしよう。だからいますぐのこのことということで、あなたたちが政令どおりにやっていることはわかつています。だから、それをわかつた上でこういうものは今後検討して必要じやないかということでは大臣の答弁を特に求めているのであつて、現状の説明を要求しているんじゃないやしませんので、これを厚生大臣の方から直接お答え願いたいと思います。

○田中厚生大臣 国民年金の被保険者の声を反映するように、そしてまた国民年金の被保険者というものは層が広いのですから、そういったような適当な人を今後ひとつ選んでいくように努力をいたしたい、かように思います。

○石母田委員 では、これで質問を終わります。ぜひ、この公的年金制度に、憲法二十五条で定められた国の責任で、また公的年金制度の初めに申し上げました目的の方向に沿って今後ともその努力を心から要求いたしまして、質問を終わります。

○菅波委員代理 大橋敏雄君。○大橋(敏)委員 私も、ただいま議題となつております国民年金法等の一部を改正する法律案、これをいまから与えられた時間内に審議していくわけでございますが、まず最初にお尋ねをいたしますけれども、この法律案を提出なさつたはずでございます。その諮問なさつた案と、答申を受けられて後にこうして国会に提出された内容とは、どこか大きな違いが出たかどうか、あるいはそのとおりかどうか、お尋ねをいたします。

○曾根田政府委員 内容的には同じものでございます。ただし、社会保障制度審議会の方は、法案の形ではなくて要綱という形で諮問いたしております。

○大橋(敏)委員 私は、今度の法律案の趣旨説明を読みますと、大臣も説明なさつたわけ

でございますが、表現としては非常にきれいな内容になつております。そして、国民の要望にこたえているかのような表現でございますが、答申の内容を見てまいりますと、決してほめ上げる内容ではないということでありまして。

昭和五十年二月六日、答申が出ております。総理府社会保障制度審議会、会長は大河内一男さんでございます。『国民年金法等の一部改正について(答申)』昭和五十年一月二十日厚生省発第第三号で諮問のあつた標記の件は、現下のインフレ・デフレーションに对应しようとしたものとは認められるが、この後が大事です。その内容は、従来の方式を踏襲したにすぎず、この激動期に当たつての新しい工夫のあとが見受けられない。以下、諮問に對し意見を述べた。冒頭にこのような内容が述べられておりますけれども、言葉は非常に穏やかな表現であります。これは厚生省、そして諮問なさつた大臣に對して、厳しいおしかりをして

いる内容だろつと私は思います。そして、『年金額の自動スライドについて』昨秋、本審議会が指摘した事項について、適切な措置がとられていないことは、はなはだ遺憾である。事務上の問題があるにせよ、一部予測値を取り入れるか、スライド分を遡及して支給するなど工夫すべきである。全く遺憾だ、このようにその最初の方にまたおしかりがあります。それから、中を割愛いたしますけれども、『福祉年金について』福祉年金に生活保障的な色彩を加えることは、時代の要請であるが、この年金は、提出制国民年金、その他の公的年金、生活保護等との間の権衡を考え、また、発足時の経緯をも考慮しながら、その性格、位置づけを決めていかなければならない。と同時に、所得制限の程度、障害・母子に對する給付額、他制度との併給についても多くの問題があり、検討する必要がある。その後もずっと述べてありますけれども、どこを見ましても、これはよくやつたということとはどこにも見当たりません。したがって、今回出されておりますこの法案そのものは、ただインフレ、高物価、そういうものに対する対応策

であるけれども、従来の姿の域を出ていない、こういうことです。それに対して大臣はどう考えられておられますか。

○田中厚生大臣 私も社会保障制度審議会の御答申をいただいて読みました。いろんなことを実は私は感じております。私は大臣をしておりますが、国会議員出身でございますので、このような、予算の設定をした後にこういう諮問方式というものが一体国会との関係でどうなるだろうかという基本問題なども、実は従来からかねがね考えておつたわけでございますが、それはそれといたしまして、これについてはいろいろな、大変結構な御意見がございまして、反面私どもとしては、財政再計算時を昭和五十二年というところであつたのです、五十二年というふうに二年繰り上げてやるということは制度審でもすでに御存じだったろうと思うので、それならば短兵急に今後こういうことについてひとつ来年は考えろということをおつしやつていただけたらなあと心ひそかに思つたりもいたしました。

しかし、いすれにしても年金の今後の水準の向上のためには必要な御意見でございますので、ただいまはすぐにはこの意見を取り入れて皆さんの御審議をお願いするわけには實際問題として予算との関係でいきませんけれども、今後の改定の貴重な御意見にいたさなければならぬものというふうに受けとめていた次第であります。

○大橋(敏)委員 要するに、答申の内容といふものは、今回の審議までに間に合はなかつたけれども、非常に貴重な意見である、少なくとも五十二年度においては、この意見を取り入れて十分改革をしていくという考えでありますか。

○田中厚生大臣 できるだけこの答申内容を尊重しなければいけないものというふうに思つております。

○大橋(敏)委員 私もそのお言葉に期待をいたしますが、去る二月二十二日の予算委員会、社会的公正正の集中審議と言われましたこの予算委員会、私は老齢福祉年金の問題に触れました。

御承知のほすでございす。そこで社会保障制度審議会も、いまも申し述べておりますように、老齢福祉年金の支給額というものが現在の額では生活保障的色彩を帯びていないということで意見も述べられてゐるし、またこれまでの審議の過程から見ましても、大臣も老齢福祉年金額は月二万円という程度にまでは引き上げてみたいと考えている、そして議論の中で大臣は、五十一年度には二万円は実施したい、このように確約をなさつたわけでございます。そこで私は、その月二万円の老齢福祉年金の支給については財政的な問題が非常に重要な問題になっていきます、そこで私もそれなりに工夫をこらしてみましたが、そして私なりの案を示しながら、大臣の見解をただしていったわけですね。ところがその中に、非常に私がまだ納得いかない答弁があるわけでございます。きょうはそれを改めて聞きただしたいと思つております。

その前に、私が考えました案を、もう一度、簡単に申し述べてみたいと思ひます。まず、老齢福祉年金の受給権者数、これは厚生省が推計したものを基礎といたしてゐるものでございす。五十一年度から月二万円ずつ支給し、以後毎年支給額は一〇%ずつ上積みしていくという案でございす。その財源といたしましては、従来の老齢福祉年金の所要額に対する財政負担額も五十一年度から毎年一〇%ずつ上積みしていく、少なくとも十四年間これを続けていたいただきたい。それでも五十一年度をとつてみましても所要額が一兆四十四億円になりますので、財政負担額が五十年より一〇%プラスいたしましたも六千五百億となりますので、差し引き三千九百九十四億円が不足します。この不足額について、資金運用部資金から借り入れて充当していく。もちろんこれには利子をつけて、複利計算をして返済をしていく。そうすれば八年間は借入金で累積されてまいりますけれども、九年目からは所要額と財政負担額とのバランスが變つてまいりまして、借入金の返済ができる計算となる。また毎年の一〇%上積みしていく財政負担額も十四年間でよい。十五年目からは減少し、十六年目からは所要額だけの財政負担で支給できるという案でございす。

これに対して大臣は、お忘れではないと思ひますが、まだ私が提出した案を十分検討する暇がなかったが、福祉年金の原案を一般会計だけに求めることでなしに、幅の広い視野でもって御検討くださったことについて深く敬意を払ひますと、まずおほめをいただいたわけですね。そして私のこの案について、いろいろ問題点があると思つたと言われまして、まず最初に、資金運用部資金を借りることにについては財政法の制約があるとおつしやいまして、まさにあります。制約はあるでしようけれども、できないということではないでしよう。いかがですか。

○田中事務大臣　まず二月二十二日の私の答弁でございす。これはさつき先生がお触れになりましたように、のつけから実は福祉年金の財源調達に關する財政論で始まつたものでございまして、かようなわけで、私もまたさういつたようなことを踏まえまして、現在の一般会計にのみ依存する方法ではこれ以上多くを期待できないという心境でお互いに話し合つたものでございす。で、したがひまして私としては、財政方式をひとつこの際見直して、新しい財源を求めつつ給付の向上を図りたいという趣旨で申し上げたものでございまして、決して一般会計に依存をして給付の向上をあのやうにやろうということについては毛頭考えなかつたところでございす。どうもその点について明確を欠きましたものですから、申すまでもないことではございす。その点はさうでございます。

さて、いまの資金運用部資金からこの財源に充てるということについては、私の知る限りにおいては、財政法において、四条でございす。このやうな財源にこのやうな手法をもつてやることは現行法ではできないというふうに私は理解をいたしてございす。

○大橋(敏)委員　それが理解の浅さと言ひましようか、前例が幾つもあるものであります。まず資金運用部資金を借りることにについては財政法の制約がある。制約はありますけれども、絶対にできないということではないという前例を私がいまから申し上げます。

まず、近くには昭和四十八年度における政管健保の累積赤字の処理につきまして厚生保険特別会計法の改正があります。これが一つ。それから二つ目には、昭和四十九年度における財政処理の特別措置に關する法律というものが審議されましたが、そのときに財政法第四条にいうところの公債ではなく、臨時緊急の措置として税収欠陥補てんのための公債を発行してゐるという、いわゆる赤字公債を出した。要するに特別法をもつて財政法との矛盾、抵触というものを避けることもできるという事例でございす。三つ目には、昭和四十九年度ですけれども、地方公務員の給与引き上げに伴う不足財源について交付税特別会計法の改正で資金運用部資金から借入金をして地方に配つたという事実がございす。経常経費についても借入金をもつてあがなつた例がここにあるという、これが具体的な三つの例でございす。おわかりですね。これは財政法四条があるから絶対資金運用部資金から借りられないということではないという前例です。これをまず理解できますか。

○梅澤説明員　ただいま大橋委員が御指摘になりました点、要約いたしますと私は二点にわたるかと思ひますが、まず第一点の、四十八年度の健保法の政管健保の財政対策の一環として厚生保険特別会計で借入れ規定が創設されたというの、御指摘のとおりでございす。ただし、これは先生も御案内のやうに四十八年度の法改正によりまして、多年財政の脆弱な体質を持つておりま

した政管健保、たとえばいわゆる保険料の弾力的な引き上げの条項、それに運動いたしまして国庫補助率率補助を創設すると同時に、それに運動いたしまして国庫補助を拡充するというやうな一連の処置をもちまして、四十九年度以降特別会計

としての財政収支の均衡策を立てるという前提のもとに、特例的な措置といたしまして、四十八年度までの累積の赤字分をたな上げにいたしました。これは後年度におきまして一般会計から財源需要を見ながらその赤字を補てんするという仕組みを前提のもとに、過去の債務につきましてはこれを運用部から借り入れて一時しのぐという条項が一つと、もう一つは、ただいま申しました四十九年度以降の財政対策といたしまして、たとえば診療報酬の引き上げがあるという場合に、保険料あるいは先ほど申しました国庫補助の弾力的な発動ということとで財政の収支の均衡を保つわけでございますけれども、単年度で資金繰りがどうしてもしかないという場合に、一時的な金繰りのための借入れの規定ということが設けられまして、後者の場合の借入れにつきましては、法律にもはつきり書いてございす。要するに、翌年度の保険料収入でもって、つまり特別会計の自助努力でもってこれを補てんするという意味での借入れ規定でございす。先ほど大橋委員がお述べになりました財政法四条の特例的な規定であるという問題であるのかどうかは、私もどもいたしましては、いま申しましたやうな事情で、おのずからこの借入れ規定につきましては事情が異なるというふうに出てございす。

それから第二の、昭和四十九年度のときの特別の……

○大橋(敏)委員　後でまた議論しますから、それでいいです。いま政管健保の赤字については資金運用部から借りた。これは厚生保険特別会計を四十八年度に修正をして、それができるようにしたわけですね。十八年八と十八年九を挿入して、その借金の一部については一般会計から返済できるやうな法律になつております。見てください。十八年八と十八年九でございす。そこで二月二十二日の予算審議のときに、私が答弁を求めもしないのに、吉瀬理財局長さんが発言を求めてこゝへ立つてきました。そして言つたことはこうでしたね。

○古橋説明員 財政法第四条の規定は特別会計にも適用があるものと考えております。したがって、特別会計法において借り入れ規定がございますれば、その分は適用除外ということになります。しかし財政法四条の借り入れ規定というものは長期借入金でございます。短期借入金は四条の借り入れはございません。したがって、特

さったと思います。国会が承認すれば、仮に財政法四条があらうともそういうことができるんだ。事実、過去に例がございます。先ほど申しましたように、昭和四十年十二月二十三日に大蔵委員会が審議されているのですけれども、興野委員という方が、「第四条の関係でお伺いしたいのでございますが、人事院勧告に関連をいたしまして地方公

をいたしております。これは、昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案及び農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案の両案を一括議題とし、審査を進めます。」というところでの議論ですけれども、時間をもつたないので要約しますと、武藤委員が、財政法第四条という基本法があるにもかかわらず、特例法をつくって赤字公債

政法第四条と異なる定めをなすことができるのであるですよ。また四条にはそれなりの内容がきちつと示されておる。これは御承知のとおりであります。このように、もう昭和四十年度的においてこういう問題が大変な議論の中で成立しているわけですよ。

ですから、結論的に申し上げますならば、私が二十二日に質問したときの最後の副総理の答弁

も、私の言っていることに對しては否定的ではございませぬ。これは検討に値すると言つております。改めてここで読み上げておきます。

五十年年度には一万二千円にするわけですが、これとよりというわけじゃないので、政府といたしましては、これが引き上げには今後とも努力をしておかなければならぬ、こういうふうにご意見を伺いますが、その財源として、先ほど大橋さんからの資金運用部からの借入れ金という案ですね。これは考へてみると、国民年金特別会計が公債を出して、その公債を資金運用部が引き受けする、こういうことですね。さらに進んで言えば、国が公債を出して、それを資金運用部が引き受けします、これと全く同じ考へなんですね。この考へ方は、これは先ほど制度の問題とか予算のたてまえだとか、そういうお話があるということ、厚生大臣が言つておられる。まあそういう問題があるかも知れぬが、これは審議いたしまして、国会が御承認することになれば解決する問題かと思ひますが、しかし、年金の給付の財源を公債、しかもそれを資金運用部の引き受けに求める、こういうのは財政政策として非常に大きな問題だろ

うと思ふのです。さればこそ、厚生大臣はにわかには御返事できません、こう言つておられるのじゃないかと私は思ひますが、せつかくの御提案でありまして、厚生大臣が検討する、こういうふうにしておりまして、十分検討させていただきます。こうして、大臣がおつしやつたような簡単な答弁ではなかつたわけですよ。国会が認めれば、そして特別会計法を一部改正すればできることだと言つておられるのじゃないですか。どうですか、大臣。

○田中事務大臣 いま大蔵省の方々と質疑応答をいろいろやつておりますが、私、財政法についていろいろと詳しい知識を持つてはいるわけではございませんので、その決着についてはにわかには判断をいたしかねてゐるところでございます。なるほど、しかし国会で定めるならば、法制上の問題でございまして、かなりのことがいろいろできるだらうと思ひます。財政に関する基本法である財

政法においても、国会の議決を得るならばいかにうにでも変更できるだらうと思ひますが、問題はポリシーの問題じゃなからうかというふうにお思ひされるわけではございまして、かような趣旨の財源としてこのような財政手法というものが広い意味の財政政策としていかでかであらうかということについて、福田副総理は疑問を残した答弁であらうといふふうに私はあの節聞いておつたわけではございませぬ。法律論議につきましては、また今後とも詰めていきたいと思つておりますが、いまのところこれを法律上ないしは財政政策上適當であるといふのは合法であるといつたようなことについて、ただいまのところ私は、先生いろいろ御主張になりま

すが、結構である、間違ひがないというふうには結論づけられないでおるところでございますので、さらに深い検討をさせていただきますと思つております。

○大橋(敏)委員 あなたは財政法には詳しくないのでにわかには答へは出せませんとおつしやいましたけれども、私は、昭和四十年のときの會議録をもとにして話をしているわけですよ。これは厳然たる一つの証拠です。その中には先ほど私が列挙いたしました前例があつて、仮に資金運用部資金から借用するということが財政法第四條があるから絶対できないと金科玉条のごとく思はれてゐる考へ方自体は誤りじゃないですか、これは理解を改めるべきではないですか、こう言つてゐるわけですよ。それについてはこれから検討するといふんですから、検討されればされるほど自信を深められると私も確信するわけではございませぬが、そういう理解を深めていく上の努力をなさるかどうかというところが一つ。そして、こうして財政法上にも問題がなかつたということがはつきりした場合

は、厚生大臣もはつきり五十一年度から二万円をやりたい、やると確約なさつたんですから、これは約束どおりに実行してもらわなければならぬといふことになるわけではございませぬが、この二点についてお尋ねをいたします。

○田中事務大臣 法律上の問題あるいは財政政策

の問題については今後とも検討を続けたいと思つております。また福祉年金の給付額を上げる財源につきましては、先生が御指摘になつた手法も、当時私が答弁いたしましたように一つの案であらうと思ひますので、いろいろこれについては参考をさせていただきますといふことを申し上げてお

りますが、これが唯一絶対の方法であると思へませぬので、幅の広い視野でひとつ検討をいたしたいといふふうに思つております。

○大橋(敏)委員 私はこれ以外にやる方法はないと言つてゐるわけじゃないのです。厚生大臣は二万円を実現したいけれども、頭が痛いとおつしやるから、私も厚生大臣の身になつて徹夜をして一生懸命考へた案なんですよ。その案が決して違法ではないといふ裏づけを持ていま申し上げてゐるわけですから、本當にあなたが現在ののお年寄りを救つていきたい、二万円程度は必要だとかねがねおつしやつてゐることを実現したいとなれば、やる気になればできますよ、こう言つてゐるわけですよ。その点、もう少し度胸を持つてお話しになつたらどうですか。

○田中事務大臣 私としては、また厚生大臣として、老齢福祉年金の給付額を上げたいという気持ちを持つてゐるわけではございまして、その財源をどういふふうにするかといふことについていろいろとせつかく廣心をしてゐるわけではございませぬので、先生御提示の案につきましては、これをいろいろと法制上または財政政策上問題があるといふことも聞いておりますが、これを克服できるかどうかといふことについて検討をいたすと同時に、これだけではなしに、いろいろな案についてたしなむといふことを今日申し上げるのが適當であらうといふふうに思はれます。

○大橋(敏)委員 とにかく財源は何とかして見つけて、二万円を実現したいという気持ちには変わりはなくないといふことですね。

○田中事務大臣 財源をできるだけ見つけて給付を上げていきたいといふことではございませぬが、先

生、あの速記をお読みになつておわかりだらうと思ひますが、私としては二万円は必ず実施をいたしたい、こう申してゐるわけではございまして、まあしやくし定規に言えば、時期については私はコメントしておらないわけではございませぬが、しかし、そういう御要請もありまして、できる限り早い時期にそういうことをいたしたいといふ私の希望を表明したものでございませぬから、したがって、できるだけ財源を見出して給付の向上に努めたいといふことではございませぬので、そういう節に先生

の案についても一つの参考意見として、いろいろな法律上の問題あるいは制度の問題あるいはあの中身そのものについてもいろいろと検討しなければならぬ問題もあらうと思はれるものから、あれについても十分検討いたしますが、さらにまたいろいろな角度からいろいろな手法をひとつ検討をいたしたいといふことではございませぬ。

○大橋(敏)委員 きようは大変逃げの答弁になつてゐるようですが、五十一年度とは自分は言つてないとおつしやいますが、そのとおりですが、その前に私ははつきり言つてゐるのです。質問の中で、五十一年度から二万円やるといふことですかといふことを尋ねてゐるんですよ。それに対する答へですから、これはつながらぬでしょう。それは、あなたの口からは五十一年度という言葉は出なかつたけれども、質疑応答の過程からいけば、だれだつて五十一年度からといふふうにと読めますよ。まあしかし、これ以上詰めないことにしましうかね。これは大事なところですよ。

結論的に申し上げますならば、先ほど申し上げましたように、厚生大臣がその気になり、財政法上にも前例があるといふことから、三木内閣すべてこれを検討していただいて、やはり実現しようといふ結論になればこれはできることであるといふことを一応認めるべきだと私は思ふのですかね。この点についてどうですか。

○田中事務大臣 ただいまいろいろ質疑応答がありましたとおり、まだいろいろ問題がたふさんあると思ひますので、さらに深い検討をしなければ

ば、ここで先生の案は政策として問題がない、また法律上絶対に問題がないというふうな私が結論づけてしまふことについては、私は軽率だと思ひます。今後の検討をお待ち願ひたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 じゃあ検討を待ちますが、法律上問題なしとなった場合は決断なさいますか。

○田中(國)大臣 そういふ節であつても、もつといふ案があるならば、その方の案を採用することにもなろうと思ひますので、おれのはもう絶対だからこれを採用しろとここでおっしゃられても、これはさういふにいたしますとは申し切れないうことだろと思ひます。

○大橋(敏)委員 それでは、おまえのその案も参考の一つとして検討して、結論的には要望どおりの実施をしていくように努力をする、こういうことですね。

○田中(國)大臣 先刻来いろいろ申し上げてゐるとおり、財政を洗い直し、財源を見出すことによつて給付額の向上をいたしたいという気持ちについては変わりありません。

○大橋(敏)委員 あなたが去る二十二日に確約なさつたことについては大変な反響がございしました。特に老人の皆さんは、さすがに三木内閣だ、田中厚相だと言つて、それはそれは大変な信頼を集めていたようでございます。

〔普渡委員長代理退席、委員長着席〕
どうか、こうしたお年寄りの皆さんのお気持ちを踏みにじることがないように、改めて強く要求をいたしておきます。

では、次に移ります。
在職老齢年金の問題について、先刻各委員もいろいろ言つておりましたけれども、基本的な改善を施さる気持ちがあるかどうか。

○會根田政府委員 在職老齢年金には、いわゆる六十五歳未満の低所得在職老齢年金といふものと六十五歳以降の在職老齢年金と二つあるわけでございしますが、いま御審議願つております改正法案では在職老齢年金の支給限度額の引き上げ、改善がその内容とされておりますので、今後の御審議

を待つわけでございますが、この限度額は今後とも年金額の引き上げ等に見合つて改善をいたしたいかなければならぬと思ひますし、また在職老齢年金制度全体の問題につきましても、来年度改正の二つの検討事項として目下関係審議会で審議も進められておりますので、その結果を待つて具体案をまとめていきたいというふうに考えております。

○大橋(敏)委員 来年度は年金の抜本的な改革がなされる、いま審議中である、これは非常に国民から期待をされてゐるわけでございしますが、もう私が申し上げるまでもなく、わが国の公的年金制度は大別して八つあるわけでございしますが、それぞれ受給要件や給付内容が異なつております。制度間に整合性がない、また年金の給付額がきつめて低水準にあることが大きな欠陥と言はれてきております。恐らくこういう立場から抜本的な年金改革がいま審議されてゐると思ひますけれども、この年金の統合ということについての御見解を伺いたいと思ひます。

○田中(國)大臣 午前中にも答弁をいたしました。八つに分かれてゐる各種年金はそれぞれ沿革も違ひ、また制度を起した理由等についても若干の違いがあるようでございます。しかし、国民が老後を保障されるということについては、できるだけ同じような処遇を受けるということは望ましいことではございしますので、その方向に努力をいたしたいと思ひますが、何さいままでの長い間の経緯もございしますから、したがつてこれを一遍に統合するということは、私は言うべくしてできないということだろと思ひます。

まあ理想をここで申し述べて食言になつてはいいけないものでございしますから、したがつて、私としてはできる範囲内の御答弁をいたしますが、率直に申して、この年金を全部融合して一つの年金にしてしまふということは、私はさう簡単なものではないと思ひます。しかし、この種の年金について、できるだけいろいろな要件、給付等について整合性を持たせるように努力はいたさなければ

ならないというふうに思つております。
○大橋(敏)委員 政府の皆さんも、この年金の抜本的な改革については非常な熱意で努力なさつてゐることはよくわかります。が、われわれも皆様に劣らず一生懸命年金の改革案をいま検討いたしておりまして、わが党も近く統合的な、非常に新案年金の抜本改革案を発表する予定でございします。いま私の案というところで、党全体の了承を得ておりませんけれども、その内容を一部紹介いたしますと、いま大臣が御心配なさつてゐるようなこともすべて網羅して、なるほどこれならできるといふ案をまたお示しします。

まず、現在の国民年金を廃止しまして、国民基本年金法というものを考えようとしてゐるわけでございします。大ざつぱに申し上げますと、財源的なものは十年ないし二十年の修正賦課方式をとらうとしております。被保険者は、この国民基本年金は十六歳以上六十歳未満の国民を被保険者とするという内容です。なぜならば、賦課方式の立場でございしますから、稼働人口、いわゆる十六歳から六十歳まで、こういう国民がみんな被保険者になる。妻の年金権の問題がいろいろ議論されておりますけれども、これもここで解消するわけでございします。それから、国民基本年金が行う給付というのは、六十五歳給付開始でございしますが、老齢、障害、遺族、福祉の各年金として、その額は別表のとおりとするということと定めております。この額はさうはまだ申し上げません。

そこで、公的年金制度との関係はどうなるかという、国民年金以外の各公的年金制度は存続することとする。その行う給付は、国民基本年金の行う給付を上回る部分とする。この場合において、国民基本年金の行う給付を上回る部分とは、年金額において上回る部分はもちろんのこと、受給要件、たとえば五十五歳支給開始において有利とされている部分をも含むものとするということですから、現在の厚生年金にしろあるいは他の公的年金も、現在のいわゆる既得権といひますか、すべてのものを生かしながらやつていこうという内容

です。これは整理ができましたらこのとおりなさつて、またわれわれがいま主張しているようなことにならざるを得ないのではないかと自信を持つております。これは楽しみに待つていたいただきたいと思ひます。

そのほか細かいことがございしますが、経過措置としてしましては、国民年金以外の各公的年金制度が現在行つてゐる給付は、なお従前の例によることとする。この場合において、その給付額が国民基本年金の行う給付額以下であるときは、国民基本年金の行う給付額まで引き上げること。国民年金が行つてゐる各給付は、国民基本年金が行う給付とし、国民基本年金が行う給付額まで引き上げる。

そのほかずつと述べておりますが、時間も迫つてまいりましたので、これはこの辺にしまして、最後に二、三確認をとりたいたいと思つてございしますが、在職老齢年金はいま審議中だと思ひますが、それけれども、われわれの意見としては、現在、六十五歳未満の方は月に七万二千円以下の者は全額支給されるわけでございしますが、これ以上はカットされます。六十五歳を過ぎると二割カットで支給されるわけでございしますが、それ以前は幾つにもそのランクがなされて、二割カット、四割カット、順々にあつて、八割カットまであるわけですね。こういうのは非常に不合理である、こういうもつぱらの意見でございしますが、こういうのを調整なさる考えがあるかどうか。

それから、遺族年金の問題です。この案にいたしましても、現在の二つの一はおかしいということとで、たびたび国会で論議されておりますけれども、これについてさう厚生大臣の見解を聞いておきたいと思ひます。
○會根田政府委員 低所得者に対する在職老齢年金につきましては、今回御審議願つております改正法案では限度額を引き上げるほか、先生御指摘のように、従来四段階で支給率を異にしておりますのを、事務簡素化等の意味もございまして、三段階に一段階簡素化することについていたしております

ので御審議をお願いいたしておりますが、六十五歳以降の在職老齢年金の二割カット、この問題につきましても、結論は先ほど申し上げましたように、関係審議会の御審議の結果善処いたしたいと思っておりますけれども、この二割カットの考え方は、やはり六十五歳になりますと、所得の多少に関係なく全員に出すわけでございますので、どうしても現実には賃金をもらっている人に年金額を全額差し上げるのはいかかものであるうか、そういう趣旨から二割カットということになっておるわけでございますけれども、結論的には、先ほど言いましたように関係審議会の御意見によって措置いたしたいというふうに考えております。

○大橋(健)委員 いま審議会で審議されている段階では物が言えないだろうと思っておりますので、これ以上のごお尋ねはいたしません、先ほど私が申し上げましたように、国民は、最後の生活にどうしても必要な基本的な部分の年金、最低生活保障年金の設定を望んでおります。これは、ただ食えるというだけじゃなくて、やはり文化的な最低保障、二十五条にあるような内容の最低保障年金ですね、こういうものを望んでおります。

そこで、いろいろわれわれも検討しているわけでございますけれども、各公的年金制度の長所や既得権、期待権を認めながら、より高所を見地に立って、年金が本来目的とする所得の再配分の機能を有効に達成できるような制度の実現を望んでいるわけですから、この内容について私は近いうちにお示しいたします。そしていま審議している国民年金法の一部改正の一環として、この法律の修正とも言えるような内容の案ももうでき上がっておりますので、この次の審議のときにこの内容もお示しします。そして厚生省、政府とともになつて、本日に国民が求めている年金の抜本的改革をやらうじやありませんか。大臣、どうですか。

○田中事務大臣 前の御質問については年金局長が申したとおりでございますが、できるだけいろいろな点、この種の在職老齢年金あるいは遺族年金についての給付額についてはこれを改善いたす

ように努力をいたしたいというふうに思っております。

なお、いま先生がいろいろ御苦心になつていらっしゃる、できるだけ成果を得て私どものところへお示しになっていただくことをお待ち申し上げております。

〔委員長退席、戸井田委員長代理着席〕

私も年金の改善についてはいろいろと努力をしておりますのでありまして、参考になさっていただきたいと思っておりますが、一番の問題は、国民がこの種の制度について既得権をむやみに振り回すということ、それから自分のためではなくして他人のために提出をするという精神がなければこの改善はできないということでありまして、これに對し国民がどれだけお互いに雅量を持ってこうしたことについて協力できるかということが私は実際問題としてきわめて大切だろうと思つてございいますので、どうぞ国会の皆さんも、またいろいろの御努力によつてのこういうふうなことが進め得るようには私は希求してやみません。

○大橋(健)委員 終わります。

○戸井田委員長代理 次に、小宮武喜君。

○小宮委員 まず冒頭に、法律案の提案の仕方についてであります。今回のこの国民年金法の一部改正の法律案の中には、国民年金、厚生年金、船員保険、年金福祉事業法等の一部改正の法律案が一括して提案されているわけですが、これは厚生省の法律案の中に国民年金法等の一部を改正する法律案ということで等々を入れておることによつてこういうような別個の法案を四本も一括して提案することが妥当かどうか、まず一点の疑問はこういうことなんです。

このような傾向が最近各省の法律案の中に非常にふえてまいりました。これは、皆さん方のお氣持がわからないでもないのです。たとえば一つの法律案には反対であった、しかしながら三つの法律案は賛成だという場合に、採決の賛意を表する場合に、その一つは反対だけれども三つが賛成だから賛成せざるを得ないというようになるかも

しません。そのことを厚生省も各省も計算ずくで、ただ国民年金法等の一部改正という等々を入れることによつて何本もの法律を一括して提案するということはどうかというように私は疑問を感じるのであります。たとえば法律案が別々に出された場合は別々に採決をとられる。また質疑の時間だつて、こうして一本で出せば四十分なり五十分で質問されるわけですが、法律案が別々に出ると、質問時間も一本につき四十分なり五十分で質問されるといふことになれば、どうしても各省はやはりなるだけ一本にまとめて出したいというその気持ちはわからなないでもないのです。こういうような出し方が各省で非常にふえておる傾向がありますが、この点について内閣法制局としてはどのように考えられておるのか、ひとつ所見を承つておきます。

○別府政府委員 お答えいたします。

ただいま小宮委員から御指摘ございましたように、幾つかの法律案をまとめて何々法等の一部改正法律案という形で提出すること自身につきましても、もしもその内容が、趣旨、方向等につきましては必ずしも一致していないものでございまして、先ほどの御発言のように、その審議の仕方なり採決の仕方なりについての若干の制約になるといふ点もあるかと存じますが、今回の国民年金法等の一部を改正する法律案は、御存じのとおり、先ほど御指摘ございましたように、国民年金法、厚生年金保険法、船員保険法と年金福祉事業団法を一括したわけでございますけれども、これは五十年間における国民の福祉の向上に関する年金に關連する施策を実施するための法律案ということでございます。その趣旨、方向におきまして全く共通のものということが考えられますので、このような形で提出したわけでございますし、なお、小宮委員の御指摘に逆らうわけではございませんけれども、従来とも、たとえば四十八年は厚生年金保険法、国民年金法、船員保険法と年金福祉事業団法、本年と同じようなものの一括改正を一括して、四十九年は国民年金法、厚生年金保険法、年金福祉事業団法の三法を一括してという形で提

出してありますので、当局といたしましても無反省に一括するというのではなく、最初に申し上げましたように、趣旨、方向において同一のものであれば一括して提出することも差し支えないのではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○小宮委員 こういうような提出の仕方が法律的にどうこうというのじゃなくて、やはり妥当かどうかという問題なんです。だから幾回も過去でもあったじやないかと問われれば、なるほどそれはあった、だから今回もするのだ。これが拡大されていくのです。だから以前は二本まとめてやつたけれども今度は三本、次は四本というふうな……。貴重な時間ですから、私はこの問題でもう論争しようとは思いませんが、やはり問題点を指摘しておかないと……。これは厚生省だけじゃないのです。通産省にもあればほかの省にもいっぱいあるのです。だからそういった問題がやたらに拡大されていくと、法律が別個にあるものをそういうふうに一括して出すということについて、どうもお役所の方々の何かさういふ考え方がこの中に入つておることに感じられるし、またそれを許すということになれば、これはまた大変大きな問題ですから、そういうような意味で問題の指摘にとどめたということでございますが、何か大臣から所見があればひとつお聞かせください。

○田中事務大臣 この法律案の提出の仕方でございますが、長期給付の年金でございますので、数本の法律を一本にまとめて提出をいたしました。これは私はやはり年金の相互の関係を見るのかえつて結構だろうと実は思っているわけで、余りそんなに抵抗を感じておりました。

ちなみにこれは余談になりますが、私、若い議員のころに、実はいま先生の御指摘のような趣旨から、厚生年金保険法と健康保険法ともう一つ何かの法律の三本を一本にして提出を無理無理にさせたことがございまして、私も最初は反対をいたしました。前々厚生大臣の齋藤邦吉君と一緒に

しゃったような趣旨でけしからぬということまで三つに分けて、分けた途端に議員提出の法律案になって、参議院まで引張り出されて、提案者でひどい目に遭ったことがございますが、そういうものとこれとは性質が違いますが、先生御指摘のようなことについては、先生御指摘のようないふ理由であるならば、私は好ましいことではございませんので、今後とも注意をいたしますが、本件についてはさきに私が申したようなものとは性質が違つたということについて御理解を願いたいと思います。

○小宮委員 この問題についてはこれ以上は申し上げません。

では、早速法律案の内容に入りますが、厚生年金は、一昨年五万四千元ということですが、非常に大々的に宣伝をされ、それで昨年は物価上昇率にスライドしたために六万四千元ということが言われました。では、ことし八月から物価スライドされた場合に、何万四千元になるのか、ひとつその点をまずお聞きしたいと思ひます。

それからまた、その場合に受給総額は幾らで、平均受給額は幾らになるのか、あわせてひとつ御答弁を願ひたい。

○河野(義)政府委員 ただいま御指摘の年金のスライドによる改定につきまして、年金額が引き上げられるわけでございますが、国民年金の十年年金につきましても、(小宮委員)「まず厚生年金でいいです。厚生年金から」と呼ぶ。厚生年金はちよつと計算した正確な資料をいま持つておりませんが、後でまた検討してお答えします。

国民年金につきましては、十年年金につきましては一万四千五百十三円が一万七千七百五十五円になります。五年年金につきましては九千二百八十八円が一万一千三百三十一円。それからその受給者でございますが、十年年金につきましては百三十三万二千人でございますし、五年年金につきましては六十二万七千人になります。

厚生年金につきましては、個々の受給者の年金額は異なるわけでございますが、先生、先ほど御

指摘ありましたように、四十九年度一六・一％のアップによりまして、いわゆる五万四千元が六万四千元に、これが二％アップになりまして、七万四千元になるわけでございます。

○小宮委員 それでことし八月から支給をされる厚生年金は七万円、端数は別として大体七万四千元ということになるのですか。いま先ほどの答弁の中にはそういうような言葉が入つておつたから。

○河野(義)政府委員 いま申し上げましたのは、いわゆるモデルにとりまして五万四千元が四十九年度におきましては六万円、それが二％アップになりまして七万円を超える、こういうことでございまして、先生いま御指摘になりました、現実には受給者の平均が幾らになるかという点につきましては、正確な数字はいま持つておりませんが、その平均よりやや下回るのではないかと思います。

○小宮委員 これは大事な問題ですからね。大体いつも、五万四千元の場合にしても、これは五万四千元だということ盛んに宣伝されたけれども、実際、五万四千元を受給できる人は全体の一割にすぎないというふうなことで、大体の平均は三万六千円というふうなこともあれば、質問の中であつたようにおつたもので、ただこれは七万四千元といつても実際の平均はどれだけのものかということと、それとあわせてそれで七万四千元の受給者がどれだけで、全受給者の何％になるのか。

○曾根田政府委員 まず四十八年の際五万四千元のモデルとされました被保険者期間二十七年標準報酬八万四千六百円、妻一人、これが五万二千二百四十二円、四十九年八月からは六万二千二百四十二円、二％アップになります本年八月以降は七万二千九百九十八円、約七万三千円でございますが、先生御指摘のようにモデル年金はこういう一定の条件に該当した場合の金額でございますので、四十八年当時も実際にこれで年金を平均いたしました際は、約三万八千円だったわけでございますが、本年八月一応予定どおり二％スライドアップ

プされました後の平均額、これは推計でございますけれども、つまり四十八年の三万八千円に見合ふものが約五万三千円程度になろうかと思ひます。

そこで、さらにお尋ねのこの七万円モデル年金をもらう者の比率がどのくらいになろうかということでございますけれども、約二％程度と一応推計いたしております。

○小宮委員 国民年金の実施時期は十年年金がことしの九月、それから五年年金が十月からというふうになつてゐるのですが、なぜこういうふうな実施時期をずらしたのか。また十年年金、五年年金の受給対象者は大体どれくらいになるのか、それぞれ。

○曾根田政府委員 まず最初のお尋ねのスライドの実施時期でございますが、これは国民年金の方は五年年金も十年年金も一応いまの予定では二％のスライドアップを両方とも九月にいたします。しかしながら、五年年金につきましては二％スライドアップ後も一万一千三百円台でございますので、十月になりますと、福祉年金が一万二千円にいまのところの予定ではなることになりまして、そのうち、十月以降は福祉年金の方が五年年金の額を上回るものもいかなるものであろうか。そういうことで五年年金につきましては本年は、来年度は二回、九月に通常のスライド、それから十月からはいわば一種の政策改定でございますが、二回やるという趣旨でございます。

それから受給者の数でございますが、十年年金につきましては約百三十万、五年年金につきましては六十三万程度というふうに見込んでおります。

○小宮委員 無提出の老齢福祉年金の月額一万二千円になるわけですが、これは実施時期はそれでは九月からというふうに理解していいか、それで受給対象人員はどれだけか。

○曾根田政府委員 老齢福祉年金が一万二千円になりますのは、御審議願つてゐる法案におきましては十月からでございます。福祉年金が十月から

一万二千円になるので、五年年金ももう一度ベアスアップを行うというのが先ほど申し上げた趣旨でございます。

なお、老齢福祉年金の受給者数でございますが、大ざっぱに申し上げまして約四百万でございます。

○小宮委員 六十七歳から六十九歳までの谷間の老人と言われる人たちが、この老齢特別給付金の支給実施時期も九月と理解していいのか、それから、これも受給対象人員はいまだだけおられますか。

○曾根田政府委員 いわゆる谷間年金の引き上げの時期も本年十月でございます。なお、この受給者見込みでございますが、これは五十年度末、つまり来年の三月末には該当事者がゼロになりまして、来年の四月以降は福祉年金に切りかえられるわけでございますが、予算上の年度間の平均の受給者見込みとしては十三万人でございます。これは年度間平均、三月末にはゼロ人になるということでございます。

○小宮委員 いわゆる老齢特別給付金の支給額とそれから七十歳以上の人たちの老齢福祉年金は、それぞれ一万二千円と九千円に格差がつけられてゐるわけですが、いま言われたように、老齢特別給付金は五十一年度の四月ではもう受給対象人員がいなくなるわけですね。だから、もう五十一年度の四月以降は老齢特別給付金をもらう人がなくなるんだから、その意味では一万二千円とか九千円とかという格差をつけなくても、私は、やはり老齢特別給付金についても福祉年金と同じくらい支給してもいいんじゃないかというふうに考えるのですが、大臣はにこにこしておられるようですが、この問題の制度ができる場合も、やはり七十歳以上の老齢福祉年金と六十七歳から六十九歳までの老齢特別給付金を同じ金額にすることによって、実質的には老齢福祉年金の支給年齢の引き下げにつながるといふことで、厚生省はなかなか抵抗をしたわけですが、もう実質的にはそのような意味ではなくなるんだから、なくなるようなことであ

れば私はもうここで、大臣、いまの七十歳以上の老齢福祉年金制度というのは——大体欧米の各先進諸国でも六十五歳から支給するというのが圧倒的に多いわけですよ。しかも、現実にはもう支給対象者はいないということであらば実損はないわけだから、私は、これはもう自主的に制度として、老齢福祉年金は六十五歳からというように考え方を改めてもいいんじゃないかというように考えますが、いかがですか。

○田中事務大臣 先生のお尋ねの趣旨、よく理解できませんけれども、一つは、各閏年金、老齢給付金を老齢福祉年金と同一の金額にしたらどうか、こういう御意見でございしますが、やはり一種の減額年金の考へ方が実は同じ福祉年金系統にもあったものというふうに思われますので、それについて若干の金額を引いて支給をしたいというのが当時の趣旨だろうと思えます。私、老齢給付金という制度について、これを実施するときいろいろな問題を考えてきたわけであり、いろいろな問題を考えさせられたわけであり、入って来た人たちの関連を考えたからこのこと、今日、もう制度ができましてからこのことについてあれこれ触れません。そういうことを考えてみると、若干の差があつても仕方がないではないかというふうに思っておりますが、いずれこの制度はなくなるものでございしますから、そういうふうな趣旨でこれは通さしていただきたいというふうに思っております。

なお、老齢福祉年金を六十五歳にせよということとでございしますが、これについてはいろいろな問題がありまして、提出制の年金の場合にはさることながら、こうした特別な無提出の方々にについては七十歳でいましばらくがまんをしていただいて、むしろ金額についていろいろ努力をするという方向の方が私としては先に選ぶべき道ではなからうかというふうに思っております。

○小宮委員 大休、三木総理が予算委員会また本会議で言っておられることは、まあ六十歳までは定年延長をやつて、六十一歳から六十五歳までは

再雇用して、それで六十六歳以上は年金で生活保障をするというふうな構想もいろいろ答弁の中にもあるもので、その意味では、これは実質的にそういうふうな人たちがなくなるし、すでにもうほかの年金に、国民年金へ加わつておる人もおるわけですから、だから実質的に特別給付金を支給するというような問題も起きてこないで財源上の問題は無いので、やはり制度としてそういう六十五歳からというふうにした方が政府の立場としても、また日本の立場からしても諸外国に対していいんじゃないか。またそれが三木総理の言つておるライフサイクル構想、これにも合致するんじゃないかというふうに考えて、一つもこれは財源要らぬわけですから、制度として六十五歳から老齢福祉年金を支給するということになれば、欧米の先進諸国に対しても非常に聞こえもいいし、その点、そう厚生大臣がこだわられる性格のものじゃないと私は思うのですが、いかがですか。

○田中事務大臣 総理がひそかにお考えになつておるライフサイクル、私は大変魅力ある構想だと思ひますが、これについては、社会保障の観点からのみ解決できる問題ではないことは先生もすでに御承知のとおりであります。いわゆる定年制度、再雇用等々の問題、老齢者の就労の問題とも絡み合つておるわけとでございまして、したがひまして、私どもとしては、いわゆる提出制年金の給付年齢と稼働の年齢とを結びつけるといったようなことについて、今後やつていきたいと思つてはいます。

しかし、いまの日本において独特な背景から出てきた老齢福祉年金を一遍に年齢を引き下げていくというところについては、財政上の問題もこれあり、なかなか容易にできることではないのではないかと、というふうには私は思つておる次第であります。

○小宮委員 先ほどから老齢福祉年金、いわゆる無提出のもの、一万二千元というものが非常に問題になりまして、まあ二万円にしないといふかという言われておりましたけれども、やはりこの二万円というものは非常に根拠のある数字でありまして、これは全国老人クラブ連合会や財団法人政

策科学研究所が老人問題に関する総合施策ということで提言している中でも、一人二万円は絶対必要だといふ提言がなされておるのです。また、あの社会保障の研究者等でも、いわゆる軽費老人ホームに入居するには二万円程度が必要だから、やはりこの程度の老齢福祉年金は支給すべきだといふ、これは非常に控え目な要求だと私は思うのです。

そこで、先ほどいろいろありましたけれども、これは確かに大臣は、あの日ここの集中審議で、私も後でやつたわけですが、そのとき聞いておつて、大臣の答弁は、あの場合はもっと前向きな答弁だった。ところが、後で、これはいろいろ厚生省内部で突き上げられたかあるいは与党から突き上げられたのか知らぬけれども、翌日はちゃんと注釈つきで、非常に弁解がましいことを言つておられたけれども、あのときは確かに私のこの耳にも、大体五十一年度から二万円にいたしますというふうなことを言われたのですが、それは別として、そういうふうな意味で、先ほどからこの二万円に非常に大臣、こだわられて、もう言葉を取れないようにというところで非常に氣を使つておられますけれども、やはり来年はひとつ二万円ぐらゐ支給する——ことは予算も、これはいま参議院に行つて、衆議院は通過しておりますからなかなかかむすかしいと思ひますけれども、大臣、ひとつ来年は二万円にいたしますということとを、ここで確約できませんか。

○田中事務大臣 まあいろいろなお説がございしますが、私も理想としてはその程度の金額を出したいものだけれど、いふには思つております。しかし、これにはやはり現在の一般会計にのみ依存する財政方式ではどうしていいか——これで、一万二千元でとりだすという意味ではございしません。しかし、多くを期待できないといふことは、私、ことし、皆さんからはいろいろ御批判があるだろうと思ひますが、七千五百円から一万二千元にするのについて血みどろの苦勞を果したわけではございまして、それを踏まえて見、また財政全体を

見るときに、私は、一般会計方式による場合には多くを望めないといふことを感じておるものでございしますから、したがつて、財政方式を見直して、いい手法が見つかったならばその程度のものにしたものだなというふうな希望を持つておるというところでございします。

○小宮委員 それでは大臣は、財源の問題を抜きにして言へば、二万円ぐらゐ支給するのが当然だといふふうにお考えですか、思つておられるのか。財源の問題で非常に困難だと言つておられるのか。二万円は必要なんだというふうに考えられておられるのか、その点だけあなたの本心を、財源を抜きにしておつしやつてくだされ。

○田中事務大臣 私はやはり厚生省という現実の役所をお預かりしている限りにおいて、財源抜きの議論をただ理想論的に申し上げるわけにはいきませんけれども、私としては、できる限り福祉年金の給付額というものはこれを引き上げていきたいものだけれど、強い希望を持つておることは事実でございします。

○小宮委員 厚生省はすぐ財源のことを言われるのですが、無提出の福祉年金は、提出制の国民年金の本格的な支給が始まる昭和六十一年以降はほとんどなくなるのではないかと、いふふうに見えておるのです。そうなれば、六十一時点における福祉年金受給者は幾らになるのか、この点ひとつお聞きします。

○曾根田政府委員 老齢福祉年金は現在約四百万でございしますが、これが十年後の昭和七十年代には約半分、二百萬少々。それで、最終的になくなつて、昭和八十年代に入つてでございまして、八十三年ごろ一応制度的にはなくなつていくこととでございします。

○小宮委員 そうであれば、十年後は大体半分になるわけですね。したがつて、私は、その間の暫定的な財源を捻出すればいいのではないのかというふうに考えます。

そこで、今度は私の考えですが、現在この年金積立金が、厚生年金で本年度末で九兆八千億、

国民年金が一兆七千億で、合計十一兆五千億に達することになります。したがって、年間の保険料掛金も約二兆五千億あれば、この積立金を福祉年金に回せば、これは六十五歳以上の老人の八百五十万人に月額二万円支給したとしても、年間二兆四百億で済むわけです。したがって、この年金の掛金だけで支給は可能だというふうに考えるのですが、この年間の厚生年金、国民年金の掛金は幾ら入るのか、金額を教えてください。

○曾根田政府委員 厚生年金の保険料収入が約二兆円、国民年金の保険料収入は約四千億強でございます。

○小宮委員 ですから、二兆四千億は、毎年掛金だけでも入ってくるわけですよ。だから、先ほどからいろいろむずかしいことを言わぬでも、いまの兩年金の保険料収入を充てればすぐ出てくるわけですよ。そこで、いま言う兩年金の十一兆五千億は政府の財政投融資計画の原資となつて、大部分が道路や地域開発とか生活環境整備とか住宅、中小企業対策などに使われておりますけれども、大体こういうような社会資本の充実を行うためにこの年金積立金を使って、一方で、この福祉年金の財源を国民の税金に求めて、財源がないと言つておられるけれども、これはおかしいのじゃないですか。だから、そういうような意味では、年金の積立金を片一方ではそういうような財政投融資に使われる、それで福祉年金は一般財源から国民の税金で賄うというところに問題があるのじゃないか。だから私は、発想の転換をやらばやはり二万円年金の支給は可能だというふうに考えるのですが、どうですか。

○曾根田政府委員 まず先ほどの訂正をさせていただきますが、先ほど私は、国民年金の方の保険料収入が四千億と申し上げましたが、三千億でございます。それで、厚生年金、国民年金合せて、保険料収入としては約二兆三千億でございますが、そのほかに運用収入その他がございます。一方、給付費の方も、来年は厚生年金で約一兆、国民年金の方が四千億でございますから、結局、

あれこれ歳入歳出差し引きまして、五十年度の場合は、新たに資金運用部に預託されるものの合計額は約二兆一千億でございます。

この二兆一千億につきましては、この使途についていろいろ御意見があるところでございますけれども、これにつきましては、昭和四十八年以降にわたるその使途別分類というものを明確にいたしまして、いわゆる(1)(3)分類に三分の二、これは住宅とか病院とか福祉に直結する分野でございますけれども、それからまた、中小企業、農業等のいわゆる(1)(6)分類と称せられるものにつきまして八五%、そういうふうに使っておりますので、広い意味では福祉のために運用されているということでございます。

なお、御意見のございました、しかし、いずれにしてもかなり巨額な資金が新たに運用部に預託され、財政資金として運用されているということについて、これの一部をいわば福祉年金の財源に何らか活用できないか、これは確かに一つの御意見だろうと思ひます。しかしながら、この資金はいわば厚生年金という保険集団あるいはまた国民年金という保険集団、この年金受給者あるいは年金を待期中の者、現に被保険者である者、そういった方々の将来支払いのためのいわば責任準備金でございます。通常、一般の政府資金とは基本的に性格が異なるものでございますから、少なくともそういったそれぞれの保険集団、その関係者の了解なしにはもちろんこういうことはできないわけでございます。どのような理屈づけで、また、どの程度のものをそういうことに使えるかについて、確かにいろいろ御意見があることは承知しております。一つのお考えとは思ひますけれども、基本的には、この資金の性格からいって、最小限、関係者の合意が得られなければ、一方的にこれをどうこうするというのが言えないことは御了承願ひたいと思ひます。

○小宮委員 先ほどからいろいろ論議をやっておりますように、やはり従来のやり方に非常に拘泥して考えればそういうような問題が言えるし、これは

特に国民年金、厚生年金の加入者の側から見ても、そういうようなほかの方に財源を運用するよりはむしろ老齢福祉年金の方にこれを使うということでは了解は得やすいと思ひます。ですから、皆さん方はそれをやりたくないからやらぬだけの話で、やはり本当にその気になつて理解すれば厚生年金あるいは国民年金の加入者の方々は了解できると思ひます。

しかし、それは一応別として、これはいつも言われるわけですが、大臣、積み立て方式と賦課方式の問題、これは詳しくは言いませんが、もうそろそろ賦課方式に移行する時期に来ているのではないかとこのように私は考えます。これは首相の諮問機関である社会保障制度審議会でも、賦課方式が積み立て方式が幅広く検討を加えて結論を出すようにという提言も行っておりますが、この点もそろそろその時期に来ていると私は考えますが、厚生大臣いかがですか。

○田中中国務大臣 いまの修正積み立て方式、私はこれが非常によく改善の必要がないとは考えておりません。

(戸井田委員長代理退席、竹内(黎)委員長代理着席)

これについてもいろいろな問題があり、ある意味では改善を迫られているというふうに私は理解をいたしております。しかるに、一体どういふときに賦課方式に移行するかというところでございまして、賦課方式とて実はいろいろ問題がございまして、したがって、これをどのような時期にどのような範囲でどういふやり方でやるかということについていろいろ問題があるかと思ひます。これを上手にやらなければ、いかにやるかといひましても問題が多いだろうと思はれるわけでございます。私もいふゆる賦課方式といふものについて、これが絶対採用できない財政方式であるなどと思っております。検討に値するものと思っておりますが、これをどのようにして導入していくかということについては、いまだ少しく慎重な検討と配慮をさせていただきたいというふ

うに私は思っているわけでありまして、私が何より一番基本的に心配をしておりますことは、いま先生がお述べになりました点でございます。つまり、いままでの自分の持つていた既得権あるいは自分のために提出をするということについて長い間の習性としてこれが定着をしてしまつたのを、いま先生のおっしゃるような方向に持っていくについては、実際問題としてかなりの抵抗があるように私も見受けられるわけでありまして、これをどう乗り越えるかについて、行政当局としては非常に頭を悩めている点でございます。この点を乗り越えることができるならばいろいろな手法というものが考えられるものではなからうか。それにはやはり相当の説得と相当のキャンペーンをしなければならぬというふうに思っております。第一の壁はここにある、これを何とかしなければならぬというふうに私は思っているわけでありまして。

○小宮委員 福祉年金がいつも問題になるのは、他の公的年金との所得制限の問題ですね。今回の改正で大体十六万円から二十四万円まで引き上げられましたけれども、この制限にひつかかつて福祉年金をもらえない人たちがどれくらいいるのか、その点ひとつ数字を示してもらいたいと同時に、この所得制限をもっと大幅に引き上げるべきだといふふうに私は考えますが、いかがですか。

○曾根田政府委員 公的年金を受けておることによつて全額支給停止を受けておる件数は約二十三、四万でございます。これにつきましては、先生御指摘のように、四十九年度の十六万から来年度は二十四万にかなり改善を図つたつもりでございます。すけれども、まだなお一層その改善を求める声も強うございまして、この点につきましては、来年度以降今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

○小宮委員 それから、いつも問題になるのは厚生年金、国民年金の各年金間の通算制の問題です。厚生省もこの問題については何か検討されているやに伺っておりますが、これはいつごろ国会提出

をされるのか。たとえば次期国会にでも提出されるのかどうか。その見通しについてひとつお聞かせ願いたいと思います。

○會根田政府委員 御承知のように、現在通算制度は老齢年金についてだけ行われておりまして、遺族、障害についてこれが多くなされていらないことについての御意見、御批判がいろいろあるわけでございますので、私もいたしましては、たまたま五十一年度に制度見直しを、再計算期を二年繰り上げて実施を予定いたしておりますので、できるだけその機会に間に合うように目下検討しているところでございますが、何分各公的年金全部にまたがる制度でございますので、関係省庁との協議がやはり相当時間的にもかかるのではないかと私思っております。しかし、もう現にその協議の場として公的年金連絡会議というものがある関係省庁の間にできておりますけれども、その中で小委員会をつくって具体案を詰めるようにということまでいってありますので、何とかできるだけのことをして来年度改正には間に合わせたいというのが現在の状況でございます。

○小宮委員 次は在職老齢年金の問題ですが、このたび厚生省は在職老齢年金の所得制限を現行の五万円から七万四千円に引き上げたわけですが、大抵六十歳以上の人たちが、六十歳から六十五歳までの人たちが一般の会社で働いていたとした場合の平均所得は幾らになるのか。

○會根田政府委員 労働省の昭和四十九年の賃金構造基本調査の結果によりますと、六十歳から六十四歳までの男女のいわゆる所定内給与額、これは企業規模十人以上の製造業でございますけれども、八万六千五百円となっております。男子だけを取り出してみますと九万五千七百円というのがその数字でございます。

○小宮委員 だから、いまの説明を聞いても七万四千円より上回るわけですね。そうしますと、結局はこの人たちはせっかくもらえる厚生年金がもらえないということになってまいります。そういうようなことでこの所得制限にひっかかって厚生

年金をもらえない人がどれくらいいるのか、その点、数字をひとつ教えてください。

○河野義政府委員 この低所得在職老齢年金は請求年金でございますので、請求して受給権が発生するわけでございます。現在、裁定された者がその後標準報酬が五万円を超えることによりまして支給停止された者の数は九百九十六名でございます。

○小宮委員 私は、これは大臣よく聞いていたのだと思いますが、こういうような所得制限があるから、非常に働いていても厚生年金はもらえない。だからしたがって、少くとも厚生年金より高い収入があっても、もう厚生年金をもらおうということ、六十歳以上の人たちが働く意欲があらなくなる、もう厚生年金をもらっておるといふ人たちがいるわけですね。これはこういうような場合に言っているのかどうか分かりませんが、厚生年金をもらいつつ働ける方法はないかということ、かなりの人たちがアルバイトとかいろいろな名目で働いておられるのです。総理自身も六十歳まで定年延長をやった六十歳から六十五歳までは再雇用をやった働いてもらおうというような構想を打ち出しておるとき、こういった人たちが働こうと思っても余りにも所得制限が低いから、結局はもう働かぬで厚生年金をもらおうといううなことは、私は十分反省しなければいかぬと思う。その意味では、本当に厚生年金をもらいながら働けばまた厚生年金以上に収入がふえる、こういうような六十歳以上の人たちが老体にむちうって働く場合のその働く喜びと意欲を与えるために、いまの七万四千円という所得制限は余りにも低過ぎる。したがって、私は少なくともこの七万四千円の所得制限というのは十五万円くらいまで上げなさいという考えを持っておるのです。だからその意味でひとつ厚生省の基本的な考え方を伺っておかぬと——そういった問題がいま現在起きております。老人の生きがいという問題もあるし、働こうにもこういうような問題にひっかかって働かないという現実も出ておるし、そのことをひとつ十分

考えてもらいたいということで、そういうようなこともあわせながら基本的にどうすればいいのかわかるべきかという厚生省の姿勢についてひとつお聞きしたい。

○會根田政府委員 六十歳以上六十五歳未満の方々に対しまする在職老齢年金制度でございますが、これは昭和四十四年改正法で取り入れられた制度でございますので、その考え方は一定の賃金以下の人になくとも賃金と年金を合わせて当時の厚生年金を、約束しておった二万円年金でございますけれども、その程度のものは差し上げたいというところで出された制度でございます。四十八年の改正では、年金水準が一応五万円ということになったものですから、その限度額も五万円ということ、年金を下回るような賃金の人には五万円に達するように年金を一部支給しようということ、今回御提案申し上げましたのは四十八年以降四十九年度と五十年年度に予定される二回の物価スライドを見込みましてそれに多少のプラスアルファをつけまして一応七万四千円ということにしたわけでございます。

基本的にはこの制度をどうするかについてはいろいろの御意見があるわけでございますけれども、結局は基本的には厚生年金は他の被用者年金と同じように老齢退職年金として現在組み立てられておりまして、ただし六十五歳になれば退職要件は問わない。この六十五歳で退職要件を問わないという考え方がいかにどうかという問題になろうかと思うのですけれども、これを全部六十歳まで撤廃するということは、諸外国の例あるいは将来の年金財政を考えますと、かなり基本的な問題を含んでおる。したがって、私もとしましては、この限度額を改善することによって当面の要請にこたえていきたいというのが第一の考えでございます。

○小宮委員 その限度額の引き上げ方が少ないと言っておるわけですよ。局長、考えてみてくださいます。厚生年金は二十年以上になれば受給資格は生ずるわけです。しかも、生じながら六十歳以上にならなければ支給しない。ところが国家公務員、地方公務員等の共済制度は、五十五歳になつたらいかなるところで働こうといかなる収入があるうとも、金額支給されておるじやありませんか。しかも、たとえば基準額の決め方にしても、民間の労働者の厚生年金においては加入期間の平均をとる。皆さん方は退職される最後の一年間を基準にとる。皆さん方の共済年金が高いのはあたりまえじゃないですか。ましてや三公社五現業等においては最後の一年間を基準にしておる。皆さん方は非常に差別をしておる。昔の官尊民卑の思想が年金制度の中にもあらわれておるといふことを私は言いたいのです。皆さん方は五十五歳になれば、何十万の所得があろうとどこで働こうと、そういうような制限なしにもらえるわけだ。なぜ二十年、三十年、四十年働いた民間の労働者だけが、六十になつてからもらえるのを羨しみにしておるのに七万四千円という限度額が設けられて、それ以上働けばその金はやらないのか。これは大きな問題です。私は憲法違反にまで発展する問題だと思っております。私は全く不合理です。いまの年金の横の統一をしても、こういうようなことを皆さん方が考えた場合、民間の労働者の厚生年金だけを、何のかんの理屈はつけておられるけれども、差別をしなければならぬ理由はどこにありますか。日本の産業をよって立つておる人たちはこういうような民間の労働者じゃないですか。私はこういった問題を突つ込めば突つ込むほど憤慨したえぬ。国民年金だつて六十五歳になれば、どんな収入があろうともらえるじやないですか。厚生年金だけじやないですか。しかも六十五歳になつてもそうじやないですか。そんないまのようなばかげた制度、労働者がこういうような問題を知れば本当に怒り狂いますよ。ただ厚生年金をもらう人たちがたまたま退職してからもらうからさほど問題にならぬだけの話だ。こういうようにいまの年金制度は非常に民間の労働者をいじめておる。こういう基本的な問題について、大臣どのように考えられますか。

○田中国務大臣 小宮先生御指摘のことは、私も大臣就任前にいろいろと感じておったところでございまして、よく御勉強になったというふうに思います。

そこで、私も厚生大臣になった以上はそうした問題をできるだけ解消したいというふうな思っておりますけれども、一遍にはなかなかできないというところだと思っております。いまの在職老齢年金についても、理屈をつけるという理屈はつくわけではございまして、他の年金について、他の集団に入った場合には別だということになりますと、厚生年金の場合には集団が非常に広いものですから、どこへ行っても大抵厚生年金集団の中で再就職するというふうになり、国家公務員共済の場合には役所内部に再就職しただけというふうになりますからそういうことが起こるだらうと思っております。

いずれにいたしましても在職老齢年金制度、退職を条件としておったこのような制度について、在職でもよろしいということをやつて一応は喜ばれましたが、やつた後にこういう問題が起こつてまいりましたので、したがってこれは明年の財政再計算時にかなり合理化をいたさなければならぬ政策課題であるというふうに私は踏まえておりますので、できるだけ合理化をいたしたい、このことはぜひ実現をいたしたいというふうに実は思っているわけでありまして。

○小宮委員 もう一言言わせてもらえば、皆さん方の公務員の共済年金というのは賃金スライドですよ。厚生年金だけは物価スライドなんです。そういうようなところにも不合理があるわけですよ。しかし、その問題はいま大臣が言われるように、来年の再計算時に検討するということでありますから、これくらいにしますけれども、そのことは、もう社会保険審議会でもこの問題が指摘をされておるわけですから、来年の再計算期にはぜひひとつ抜本的な検討をしていただきたいというふうに考えます。

それから、大臣の諮問機関である社会保険審議会と国民年金審議会では、昨年の十二月二十三日に、年金スライド実施時期について、厚生年金はことしの五月、国民年金は六月に繰り上げるよう大臣に申し入れがあつていたはずですよ。しかし、大臣はその実施時期を、厚生年金については先ほど言われたようにことしの八月、国民年金については九月としておりますが、この両審議会の申し入れを尊重できなかった理由についてひとつお聞きします。

○曾根田政府委員 昨年関係審議会からそのような御意見があつたのでございすけれども、何分現在の社会保険庁における事務処理体制から見ますと、四十九年度の時期以上に繰り上げるということとは、少なくとも現在のスライドの指標を消費物価指数に置いておる以上、これが最終的な数値が確定いたしますのは五月に入ってからでございすので、いまの事務処理体制では、来年度通常の業務もかなり増大してまいりますので、そういう事務上の制約から見送らざるを得なかったというところでございす。これは今後業務課の体制を整備することによつてできるだけ、関係方面からも御要望がございすので、努力いたしてまいりたいというふうに考えております。

○小宮委員 これは私のところに手紙が来ておるのですが、交通事故に遭つて後遺症に苦しんでおる人からでございす。この人は自動車事故に遭つてから六年を経過しておるのです。ところが、現在でもやはり後遺症のために病院に通院しているというところで、この人の手紙によれば、後十年しなければ厚生年金の受給対象になりません。受給資格はあるのです。しかし、年齢が六十歳ということになっておるものだから、この人はもらえない。それで、後十年生きられるかどうかともわかりません、どうか一日も早く厚生年金が支給されるように年金法を改正してくださいという、非常に身にたまされるような陳情書が来ておるわけですが、そのことについて、現行制度で二十年以上の受給資格がある場合、やはり受給年齢が仮に六十歳以上に達しなくてももらへる、支給

できるような何か制度が考えられないかどうか。最近自動車事故というものは非常に多くて、そのために会社を退職しなければならぬという方々もおられますが、一時金しかもらつてはおるかもしれませんが、この問題についてひとつぜひ、いまの制度の問題と関係して、こういうような特別の事情がある場合は受給資格を得ておれば何とか支給されるように再検討できないものかどうかというのを考えるのですが、局長、この点いかがでしょうか。

○曾根田政府委員 ちょっといま御指摘になりました具体的ケースの詳細、これはなんでしたら後で伺わせていただきますが、厚生年金の場合、在職中に障害になれば、被保険者期間が六ヶ月以上あれば障害年金が出る仕掛けになっておりますし、それから退職された後障害になつた場合でも、その人が老齢年金の資格期間、つまり二十年の被保険者期間を持つておつて退職して、開始年齢の六十歳前に障害になれば、障害年金は出ませんが、老齢年金を繰り上げ支給するということになっておりますので、御指摘のケースを後で伺わせていただいて、またそれによつて制度の改善につながるものであれば検討させていただきますと思ひます。

○小宮委員 それはぜひひとつ検討をお願いしたいと思ひます。いまのわが国の年金制度では、夫が死亡した場合に支給される遺族年金が夫の年金の二分の一というところになっておりますが、この問題についてはかなりいろいろ意見がございまして、たとえば二人おつて一人いなくなつたから半分よろしい、まあ確かに計算上は二人分は半分でいいというところになりますけれども、しかし一挙に生活費をそこまで切りかえるというところは非常にむずかしいので、せめて七割ぐらいまでは何とかできないものかどうかという遺族の方々の要望がかなり強いのですが、この二分の一をまあ七割程度に改善するようなお考えがないかどうか、その点ひとつお聞きします。

○曾根田政府委員 遺族年金の現行の支給率、これは恩給の流れをくむもので、各制度とも大体そういう立て方になっておりますが、来年度の改正を関係審議会にお願いしてございすけれども、その中でもやはり重要な検討事項とされておりますので、私も私としてはその結論を待つて対処をいたしたい。ただし、これは先ほど言いましたように、国民年金以外の被用者年金各制度に共通する問題でございすので、関係省庁との協議をしてまいらなければならぬけれども、できるだけ努力したいというふうな考えております。

○小宮委員 まあ確かにこの年金制度の問題も次第に改善されてはまいりました。しかし、やはり予算の編成の場合あるいはこういった予算審議の場合に、毎年毎年低いじゃないか、もっと増額しなさいというふうなことを繰り返しておるのです。が、こういうような福祉の問題について、政府として五年後、十年後にはどうあるべきかというふうな将来の青写真をやはり策定すべきじゃないのか。まあ策定しておられるかもしれないが、そういうふうな意味で福祉についての将来の青写真について厚生大臣としてどのように考えられておるのか、お聞きします。

○田中国務大臣 社会保険の長期計画については、実はかねがね国会の内外においてこれを早く策定せよという御意見があります。こもつともだと思つております。そこで、厚生省でもそうした要請を踏まえまして、いま別途経済全体について経企庁を中心として新経済計画を策定しつつありますので、それをにらみながら、私どもの方もできれば五十一年度に発足をさせる社会保険の長期計画をつくり上げたいものだと思つていろいろ努力をしておりますし、また諮問機関である長計懇の御意見を承つておるのも実はそこにあるわけでありまして、できるだけそのような計画を提示したいものだというふうに思つて努力中でございます。

○小宮委員 ところで、先ほどの質問に出ておりましたけれども、厚生年金、国民年金あるいは共

済年金等を統合する方向で新国民年金法案というものを厚生省で検討されておるやに伺っておりますが、そのことは事実かどうか、その点ひとつ、お尋ねします。

○田中首相 年金のあり方、財政方式の組み直し等々について今日いろいろ検討をしております。

いま先生のおっしゃったのは、先般ほど前です。新聞に出ました基礎年金構想だろうと思われ、この構想は、これは午前中にも質疑がございましたが、これは前からそういう考え方がございまして、これは前からそういう考え方が役所の内部にもございまして、検討の一コマであるようにございまして、私はまだ詳しくは聞いておりませんけれども、しかしこれが実は厚生省全体としての今後の構想そのものであるというわけではございません。検討の一つの面がたまたま新聞に載ったものだというふうに思っておりますので、決して私どもとしてはあれがないというわけではございませんが、あれのみならず広い視野をもって今後の年金のあり方について検討をいたしておるところでございます。

○小宮委員 私新聞紙上ちょっと読んだところによれば、国民年金構想というのが、いま国民年金が非常に赤字でパンク寸前だということで、やはり財源に比較的余裕のある厚生年金あるいは共済年金から国民年金の方に財源を導き入れるという考え方からどうもこの新国民年金構想というものが生まれたのだということとをちょっと見たものだから、もしそういうようなことであるとすればこれはもう大きな問題で、先ほどから厚生年金の財源は余ってあるといったって、実際は当然支給すべきものを制限をして、できるだけ支給しないようにしておいて、そして財源が余ったからといってそれを国民年金の方の赤字財政の方に持っていくように、そのことについて私が非常に疑問を持ったものですから質問したわけですが、しかしながらそれは一応別としまして、この国民年金の財政が非常に苦しくなっておりますというのを伺っておりますが、その点、いまの国民年

金の財政の現状並びに今後の見直しについて御説明を願いたい。

○曾根田政府委員 先ほど先生の御質問にお答えした中で、来年度の国民年金の保険料収入の見込み額は約三千億と申し上げましたが、これに對しまして保険給付費が四千億と保険料を上回る給付費というような姿でございまして、もちろん来年度の歳入歳出全体としては運用収入、国庫負担金その他がございまして、国民年金全体といたしましては一千億の残に相なりますけれども、こういった数字をながめると、やはり国民年金の財政が容易ならぬ事態にあるということを御理解いただけたらと思います。

それで将来見通しでございしますが、これはいろいろ部内の試算はございしますが、いずれにいたしまして、来年度の見直しの時期でございまして、それによって、長期的な見通しのほかに、恐らく短期的なバランスをとるといような事態も場合によって考えられると思っておりますので、十分検討したいと思っておりますが、何と申ししてもやはり定額保険料ということで、しかもそれが必ずしも予定どおりの引き上げが實際問題としてはなかなか困難であった、そういう過去の積み立て不足が非常に大きいに、一方歳出面では、物価スライドによる支出の増、そういう二つの要素が重なってこのように財政になっており、今後の財政見直しも必ずしも樂觀を許さないという状況でございまして。

○小宮委員 国民年金の保険料は今年度千四百から千四百円に上げられるわけですが、いまの国民年金財政から見ればこれだけで十分なのかどうか。また五十一年度も五十二年度も引き上げるといふことになりはしないかということが考えられますが、その点はいかがですか。

○曾根田政府委員 先ほど申し上げましたように、本来的に必要な保険料、これは平準保険料と一般的には言われておりますけれども、それから見て、現に徴収されている、本年一月からは千四百でございしますが、これが非常に低い。一

方支出の方は、四十九年度一六・一%、五十年年度は予定としては二二%というふうにかなり大幅な支出が予定されますので、率直に言いますと非常に厳しい状況でございまして、したがって非常に少くとも現在の財政方式なり国庫負担方式、国庫負担三分の一でございしますが、これが動かし得ないといふれば、やはり現状のままでは毎年相当程度の引き上げをやつていかないと財政的に破綻するのではないかと。しかしながら、来年度はいよいよいたしても制度全体を見直す時期でございまして、その際、改めて財政方式の問題も含めて基本的に検討し直してみたいという考えでございまして。

○小宮委員 これで質問を終わります。

○竹内(衆)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後四時十六分休憩

午後七時十三分開議

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

労働関係及び厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田邊誠君。

○田邊委員 最低賃金制の問題については、戦後長い間国会の中で論議をされてまいりましたけれども、いま一つの転機に差しかかっていると思っております。労働大臣は、現行の最低賃金制といふものに対して、一休現状はどうなっているのか、その御認識をまず伺いたいと思っております。

○長谷川国務大臣 お答えいたします。

わが国の最低賃金は、御案内のように、現在地域別、産業別に推進されているところであります。民間労働者のほとんど全部に当たる三千二百万以上の労働者に対してその適用が及んでおります。また、最低賃金の金額につきましては、その実

効性を確保するよう、賃金、物価動向に對照して改定を行っているところであります。最低賃金の金額を昭和四十九年度決定分について見ますと、産業別最低賃金では千八百円台から二千四百円台が多くなって、地域別最低賃金では千三百円台から千七百円台となっているのが現状であります。

○田邊委員 いまお答えのありましたように、最低賃金制の現状というものは、現在のわが国の社会、経済の現状から見ましたときに、恵まれない労働者の労働条件の面から見まして、きわめて不十分であると言わなければなりません。したがって、われわれは、このような労働者の改善を必要とするものが今日ほど高まっていることはな

いと認識をいたしております。このように観点から見ますと、いま申し上げたように、最低賃金制の現状はきわめて不十分であると言わなければなりません。したがってわれわれは、現在労働四団体の全国一律最低賃金制、そしてさらに野党四党が共同提案をいたしました最低賃金法案というものは、全国の労働者、なかんずく低賃金の状態に置かれておる多数の労働者の状態を、少しでも早く根本的に改善していきたいという趣旨に立っていることは御案内のとおりであります。

この際、労働大臣は、この最低賃金制のあり方を改めて見直し、勇断をもって全国一律最低賃金制の確立に踏み切るべきであると思っておりますけれども、あなたの所見を明確に承っておきたいと思

います。○長谷川国務大臣 御案内のように、わが国の社会、経済情勢は近年非常に変化しております。今後は経済の安定成長へと大きく転換しなければならぬところであります。中小企業問題も賃金格差もなお大きく残されているところであります。こういう情勢のもとにおきましては、最低賃金制が労働者の労働条件の改善に果たす役割りは、さらに重要性を増してきているものと思われ

ます。さきに、労働四団体から全国一律最低賃金制の統一

要求が提出されるとともに、先ほどは、野党四党による同趣旨の最低賃金法案が国会に提出されたことに對しては、留意をされているものでありまして、そこで、これらの実情を踏まえまして、今後最低賃金制のあり方について、全国一律最低賃金制の問題を含め、中央最低賃金審議会の調査・審議を求めることにしたいと思っております。

なお、その際、労働四団体の全国一律最低賃金制についての統一要求及び野党四党の最低賃金法案を重要参考資料として提出する考えであります。

○田邊委員 中央最低賃金審議会に對して、この問題について諮問することについては承をいたしました。また、それならば、一体どのような考え方のもとにこれを行おうとしているのであります。また、審議会の結論をいつごろまでに得ようとお考えであります。この点に對するお答えをいただきたいと思ひます。

○長谷川國務大臣 諮問しようという趣旨は、ただいま申し上げましたとおりでありまして、労働四団体、四野党の全国一律最低賃金制の要求が重要な契機となつておられるのであります。全国一律最低賃金制を取り入れるに當つての諸問題を含め、審議会において検討されるように望んでゐるものであります。

なお、答申までの期間につきましては、審議会の独自の御決定にゆだねるべきでありますけれども、できる限り速やかに御審議いただけることを期待してゐるものであります。

○田邊委員 次に、現下の雇用・失業問題に對して端的に質問をしてみたい。

その第一は、わが国経済の基調は、今日大きく変化しつゝありますけれども、このような情勢変化に對した雇用政策というものを早急に確立すべきであると思ひますけれども、これに對するお考えはいかがですか。

○長谷川國務大臣 国の雇用に関する総合的政策を定めてゐる現行雇用対策基本計画につきましても、今後の経済の基調の変化に即応するものに改

定すべく、早急にその見直しを行つてまいりたい、こう思つてゐる次第であります。

○田邊委員 心身障害者の雇用対策については、現在きつめて注目をされておられ、これが早急な対策を急がれておられるのでありますけれども、この心身障害者の雇用対策について、抜本的改善を行つてお考えがございませう。

○長谷川國務大臣 心身障害者の雇用の問題は、労働行政の中の重要施策として従来もやつてまいりましたが、現在、なお大企業を中心として十分と言えない状況にありますので、雇用率未達成事業所の公表制度を設けるなど行政措置の強化を図つておりますけれども、さらに心身障害者雇用対策を強化するために、現行心身障害者雇用促進法の改正を含め、制度の抜本的改善を図るべく早急に検討を進めてまいりたい、こう思つてゐる次第です。

○田邊委員 次に、出かせぎ者の基本問題を検討するための特別な専門委員会を早急に設置をして、出かせぎ者に対するところの基本的な諸問題に對して検討を進めるべきであると思ひます。けれども、これに對してはどうでしょうか。

○長谷川國務大臣 出かせぎの問題につきましては、中央職業安定審議会建設労働部会及び雇用審議会建設労働問題専門委員会において現在検討を進めておられるのであります。これが促進に努めてまいりたい、こう思つております。

○田邊委員 第四の質問は、こういった雇用情勢の中で、この際、労使代表によるところの雇用保障委員会の設置、そして解雇制限を含む雇用保障措置を法制化するとともに、当面、雇用対策法に基づく大量雇用変動の届け出に際して、特に身体障害者、中高年齢者の解雇を規制するよう行政指導を強化されたいと思ひますけれども、これに對するところの御答弁をいただきたいと思ひます。

○長谷川國務大臣 雇用制限を含む雇用保障措置の法制化につきましては、現行法体系上種々問題があり、困難であると思ひますが、

雇用保障委員会等については、その性格、内容等について今後研究してまいりたい、こう思ひます。

さらに、身体障害者、中高年齢者の解雇については、事業主において特別の配慮を行い、これを回避するようできる限り強力な行政指導を行つてまいりたい、こういう所存であります。

○田邊委員 次の第五問は、パートタイマーに對するところの雇用保険の適用基準というものを緩和をして、その適用の促進を図るべきであると思ひますけれども、いかがでしょうか。

○長谷川國務大臣 パートタイマーにつきましては、画一的に適用対象とすることは適当でないと考えておりますが、その適用につきましては、就労の実態に即したものに改善するよう検討したい、こう思つております。

○田邊委員 現在、不況によつて日雇い労働市場の状況が非常に悪化してゐるものでありますけれども、この現状にかんがみまして、日雇い失業保険の受給要件を満たしてゐない者に對してもこの際失業給付を行うとともに、日雇い労働者の就労機会の確保を図るべきであると思ひますけれども、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○長谷川國務大臣 日雇い失業保険の受給要件を満たしてゐない日雇い労働者に對して給付を行うことは、現行法制上困難でありますけれども、就労機会の確保については関係機関と連絡しながら、公共事業の円滑な施行、工事施行の事前把握等を通じて、求人開拓に全力を挙げているところであります。今後とも努力を重ねてまいりたい、こう思つております。

○田邊委員 第七の質問は、このように雇用情勢が悪化している現状にかんがみて、中高年の求職手帳の発給要件やその運用を緩和して、希望者全員に對して求職手帳を発給してその生活の安定を図るべきであると思ひますけれども、いかがでしょうか。

○長谷川國務大臣 中高年齢者の雇用の促進に関する特別措置法に基づく現行の中高年求職手帳制度の運用については、今後引き続き検討してま

いりたい、こう思ひます。

○田邊委員 第八の質問は、いま統廃する倒産等に對して未払い労働債権を確保すべきである、そしてこれはとりあえず国によつて立てかえ払い制度を確立すべきであると思ひますけれども、明らかな御答弁をいただきたいと思ひます。

○長谷川國務大臣 未払い労働債権に對する救済制度につきましては、昨年の国会審議の経過を踏まえ、五十一年度から一部実施するよう研究を進めてまいりたい、こう思つております。

○田邊委員 第九は、雇用保険法に基づく雇用調整給付金制度の指定業種適用の企業が休業する場合に、これに関連する下請企業も休業せざるを得ないという状況にありますので、指定業種関連の下請企業は、一律にこの給付金制度の対象とすべきであると思ひますけれども、いかがですか。

○長谷川國務大臣 景気変動等の影響を受ける度合いは業種によつて跛行性があるため、雇用調整給付金制度においては、影響度の大きい業種を指定してその適用を行うこととしていることは御承知のとおりであります。具体的な業種指定に当たつては、中小企業関連業種を重点的に対象とするなど、実質的に中小、下請企業が救済されるよう配慮してまいりたい、こう思つております。

○田邊委員 この際、厚生大臣にお伺ひいたします。

本日の委員会における審議を通じましても、年金制度についてはいまや抜本的な改善を図るべき時期に來てゐることは周知の事実であります。したがつて、政府はこの国民的な要望にこたえて、年金制度の抜本的な改善策を講ずることに對する御用意がおりであるかどうか、お伺ひしたいと思います。

○田中大臣 年金制度については、昭和五十二年が予定の財政再計算期であります。これを二年繰り上げて、明五十一年度はこの財政再計算を実施することとし、制度全般についてできるだけ見直しをいたしたい、かように思つてゐる

わけであります。

○田邊委員 当然その際には論議の対象になっておりますところの年金水準の引き上げ、スライド制の実施の時期の繰り上げ、すでに大臣が表明しておりますところの遺族給付の改善、在職老齢年金の支給制限の緩和等についても、この内容の充実、改善に努力されることは当然のことであるとわれわれは承知をいたしておりますけれども、そのように確認いたしてよろしくございませうか。

○田中事務大臣 見直しの内容といたしましては、先生ただいま御指摘のとおり、年金水準、これにつきましては、賃金や生活水準等の動向を勘案して適正な水準を確保するように努力をいたしたいと思っております。

また、スライド制につきましては、スライドの実施時期等については、これはどうも年金の業務体制とも非常な関連がございますが、この業務体制を整備をいたすことを含めまして、検討を進めてまいりたいと思っております。

また、遺族給付については、遺族年金の給付額について、国民年金における妻の任意加入など、妻の年金権のあり方とも関連し、かつ、各公的年金制度共通の問題でもあるので、関係各省とも十分調整を図りながら、できるだけ改善に努めたいと思っております。

また、在職老齢年金制度についてもいろいろお話がありますが、在職老齢年金制度全体のあり方については関係審議会でもただいま審議をいたしており、今後十分検討して善処してまいりたいと思っております。

その他、財政方式についてもいろいろ御議論がございませう。年金の財政方式については諸般の事情をいろいろと考慮いたしまして、賦課方式への移行ということも含めまして、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○田邊委員 年金の一番中心であるところの福祉年金については、われわれは当然生活のできる年金を確保するという意味から、この大幅な引き上

げを要求してまいりました。大臣も国会審議を通じて、これに対するところの発言をいたしておるのでありますけれども、われわれは生活できる年金というその基準を満たし得るところの福祉年金の額の引き上げ、そして国会において審議をしておりますところの年金のスライド実施あるいはこの年金の支給時期、これの繰り上げ、こういったことをわれわれはすべきであることを要求しておりますけれども、この問題に対しても政府は当然前向きな姿勢を持って対処されたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○田中事務大臣 福祉年金については、政府といたしまして一万二千円の引き上げにかなりの努力をいたしたところでございますが、今後は国会における審議の結果によって対処いたすことはもちろんでございますが、今日の段階においては諸般の情勢から見ても、年金額の引き上げ、その実施時期の繰り上げ等はきわめて困難であるということについて御理解を賜りたいというふうに思っています。

○田邊委員 この問題は、いま審議をいたしておりますところの法律案の審議の状況を見ながらわれわれとしては対処するものと考へて、引き続き政府に対しまして要求をいたしたい。したがって今日の段階において明確な結論は出ておらないことを承知をして、今後さらにわれわれは検討を続けることをこの際表明しておきます。

三番目に、今日のこの経済情勢の変化に対して、一番その直撃を受けるのは何と云っても低所得の方々であります。そういった意味合いから見まして、生活保護基準の引き上げについては、政府はこれに敏速に対応していくべきである、このように考えておりますけれども、この生活保護基準の引き上げに対して、政府の考え方をこの際ひとつ明らかにしておくべきであると思ひます。大臣の御答弁をいたしたいと思います。

○田中事務大臣 生活保護基準につきましては、昭和五十年年度中において物価等に異常な変動が起ったときは、この基準を再検討することについて

て検討をいたしたいと考えております。

○田邊委員 生活保護基準と並んで、働く労働者の中で特に低賃金を強いられておる失対労働者の賃金というものを引き上げをすべきであるといわれは考えております。少なくとも一律千四百円引き上げて月七万円を保障する、こういう政府の考え方を打ち出していくべきであると思ひますけれども、労働大臣からこれに対する政府の考え方を明らかにしてもらいたい。

○長谷川国務大臣 失対賃金につきましては、五十年四月から、対前年当初と比べて二・七％の引き上げを図ってきたところでありますけれども、今後とも失対就労者の就労及び生活の実態を十分見守りながら、緊急失業対策法に基づきまして、賃金決定原則にのっとりまして適正な賃金を確保してまいる所存であります。

○大野委員 枝村委員。これは委員長に対して提案いたすわけでありますが、最低賃金制度の抜本的改正のため、全国一律最低賃金の実施の可否を含め、国会内で専門的立場から検討を進める、たとえば小委員会を設けて行うとか、あるいは理事会などでフリーマーケットをやるなどしていただき、そして可及的速やかに一定の結論を得るよう努力されたい、こういう提案であります。

委員長のこれに対する見解をお伺いいたしたいのであります。○大野委員 ただいまの枝村先生の御提言に対して、委員長といたしましては理事会に諮り、これを検討したいと思ひます。

○田邊委員 質問を終わります。○大野委員 石母田達君。○石母田委員 私は全国一律の最低賃金制の問題並びに四党が昨日社会労働委員会に提案しております法律案との関連で質問したいと思ひます。

最初に、私は労働大臣に、いま低賃金労働者と云われる人々がどのくらいいるのか、たとえば七五年の春闘白書によりますと、五万四千円以下の

労働者がいまでも五百六十三万人いることになっております。私どもの調べでも、五万四千円以下の労働者が三百八十万人いることになっております。これは五人以上の事業所の問題でありまして、さらに五人以下の事業所を加えれば大きな数になることは言うまでもありません。あなたが認識されている低賃金労働者、これは五万四千円か六万四千円でもいいですけれども、それ以下の労働者がどのくらいいると認識されているか、それを聞きたいと思ひます。

○東村政府委員 ただいま先生御指摘の低賃金層でございますが、四万四千円以下をとってみますと、規模によつてこれは異なりますが、十人以上と五人から九人までの規模に分けますと、十人以上が百六十九万人でございます。それから五人から九人のところが三十二万人でございます。合計いたしますと、二百一十一万人、全体の七・一％という数字に相なるわけでございます。なお先生御指摘の五万四千円未満にとってみますと、四十八年でございますが、五百二万人、一七・七％、かように相なっております。

○石母田委員 つまり、いまなおこうした低賃金労働者が数百万の単位でいるわけです。こういう人々を現行の最低賃金法で救う——いま、現行法ではあなたが先ほど答へましたように千三百円から千七百円でしょう。月額大体四万円前後ですね。そういうもので一体こういう人々たちを救えるのかどうか、あるいはこういう人々たちを固定化する役割りになっておるのじやないか、こう思わざるを得ないようなきわめて低い賃金をあなたたちは最低賃金としておられるわけです。この点についてあなたはどう思つていらっしゃるのでしょうか。

○長谷川国務大臣 御承知のように、最低賃金は労働者の生計費あるいは類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金の支払い能力を考慮して決定されるものであります。審議会における審議に際しては、失対賃金もその一つの賃金として参考とされる、こう思つておるものであります。そういう意味からいたしますと、最低賃金というのは、

昨年のたしか十二月二十七、八日まで全国の各都道府県でこういう賃金改定などもやっていることとでありまして、そういう意味でいまだから先も努力してまいりたい、こう思っています。

○石母田委員 いま私の質問しているのは、あなたたちの政府の統計でも四万円以下が二百万以上いるんですよ。こういう人は、いまの物価高、インフレ、不況の中で、こんなものでは食えないでしょう。こういう人たちは引き上げるのに現在のあなたたちの決めている最低賃金制というものの、最低賃金の額が一体どのような役割りを果たしているか、これを救うようになつていないでしょう。これを何とかしなければならぬとあなたは思うのですか。どうなんですか。

○長谷川国務大臣 その点については前向きな姿勢です。

○石母田委員 前向きとか下向きとかというのはなくて、こんなことは、文明国だとか、いわゆる資本主義経済国、先進国の中で二番目とかなんとかという中で、こうしたいまの膨大な低賃金労働者層があるということ、これを何とかしなければならぬということ、これは単にその当事者だけの解決ではなくて、国全体、政府全体としてどうしなければならぬ問題でしょう。しかも現在あなたたちが決めているこの最低賃金の額というのは問題にならない額だ。しかもその決め方といえますか、決定方式は、御承知のように、現行法によれば審議会の意見は聞くことになっているけれども、中央では最終的には労働大臣、あなたが決定する、そして都道府県では労働基準局長が決定するようになってるのですよ。いいですか。一体あなたが再三国会で言っているように、賃金というのは労働基準法にもあるように、労使の対等の立場で決める、これが原則でしょう。たてまえでしよう。現行最低賃金法ではどうなっているんですか。

○東村政府委員 現行の労働基準法といえますか、法体系のもとでは、おっしゃるとおり労使対等の立場で賃金その他の労働条件を決める、こう

いうふうにならなっております。しかし、賃金が低劣といえますが、低いような、そういう特別に保護しなければならないという方々に対して最低賃金が適用になるわけでございまして、そのためには、ただいま大臣お話がございましたように、最低賃金審議会というところにおきましていろいろ御審議を願って、その御結論を尊重して労働大臣が決定する、かように相なっております。

○石母田委員 つまり労使対等の立場にはなっていないのですよ。

同時に私はもう一つ聞きたい。決定基準の問題で、あなたはさっき現行法で、生計費のほかに類似の労働者あるいは企業の支払い能力というものを考慮して決める、これは現行法です。しかし、これ以下では食えない、つまり最低生活を保障するものではない。この場合に企業の支払い能力とあるいはまた類似の労働者の支払い能力とあるいはまた、一番の基本は生計費でしょう。この生計費が基本である。そうしなければ、たとえば賃金の問題については能力に応じとかいろいろたくさん他のファクターが出てくるでしょう。しかし最低賃金というのは、これ以下では使ってはならない、最低生活を保障するということであらば、生計費が基本であるということも当然のことじゃないですか。そして企業の支払い能力云々というのは他の問題で検討していかなければならぬ。しかし基準のたてまえというのは生計費が基準になることは当然のことだと思ふのですが、どうですか。

○長谷川国務大臣 あなたの発言のようなことも踏まえながら審議会で御審議いただき、決定していただいている、こう思っているわけでありま

す。

○石母田委員 その結果が千三百円とか千七百円なんというのは、あなた自身も認めるとおり、いまの実態には通用しない額になる。なぜそういうものが決まるのかということ、決定の基準に支払い能力とかあるいは他の類似の労働者の賃金——私はここで、この類似の労働者という中に、

あなたたちは先ほど答弁した中で、失対労働者の賃金のことを言っておりましたけれども、この賃金もこれは含めていいのですか。

○東村政府委員 最低賃金の決定基準につきましては、ただいま先生御指摘のとおり、労働者の生計費、それから通常の事業の資金支払い能力及び類似の労働者の賃金、三つの要素がございまして、実はこれは、わが国の最低賃金制に限りませんで、国際的に見てもおおよそこの三つが基準になっているとわれわれ聞いております。もちろんそれは生計費という問題を無視しているとかあるいは生計費は比重が軽いという意味ではございせんが、たとえば類似の労働者の賃金を押さえるということは、同時にやはりその人たちが生活しているという前提がございまして、そういう意味ではこの三つは相互に関連しているというふうには私も考えるわけでございまして。

ところで、類似の労働者の賃金というものと失対労働者の賃金という御指摘がございしますが、それはどういふところで最低賃金を引くかというふうな場合によつて、その類似の労働者の範疇といえますか種類が異なってくるわけでございまして、一概に何が類似かというのは、その最低賃金の種類によつて決まる、私もかように考えております。

○石母田委員 国際的にそう決まっているというのはどういふ根拠が知りませんけれども、ILOの条約百三十一号をよく読んでください。やはりどこを見たら、最低賃金を決める場合には生計費が基本であるということ、これは国際的な常識なんです。こういうふうには現行の最低賃金法はなっていない。その結果、先ほどの全然食えないような賃金が算定されてくる根拠になつていくわけなんです。したがって、これを本当に生計費を基本にしてい

くということ、そうした基準による新しい最低賃金額を決定しなければ、先ほど言つたような膨大な低賃金労働者を救うことはできないのです。私は、この間の予算委員会寺前議員があなたたちに質問して、それが保留になつていく問題を

ここで出したい。

それは、あなたたちが、いわゆる労働省が指導する中で、最低賃金を失対賃金を上回るように決めてはならない、こういう指導を行つておるといふ事実についてであります。そしてそれがどのような指導を行つていくかということであつたことが述べている問題を寺前議員は指摘いたしました。「失対賃金は労働大臣が決定するものである。同じ大臣あるいは地方基準局長により変更を加えることは行政方針の矛盾になる。」つまりここで言っているのは、失対賃金を一番低いのはC、それを上に上げてはならない、もし上げるならばこういう矛盾が出るからだ、こう言っているのです。さらに「他の事情がどうあろうと、失対賃金を越えない最賃を決めることにしている」ということは公式には言えないことで、このような指導を本省がしていることは問題があるので、対外的には十分留意してもらいたい。あなたもさっき留意留意という言葉を使つておられるけれども、この留意というのはいまにどうやってそういう政府や労働省がやっている指導をこまかくということに十分留意をしてやってくれ、こういうことまで言っているのです。そのときには労働大臣が、事実を初めて聞いたので、自分の役所の者が間違つたような指導をしているとは思えないけれども、帰つて調べてみましようというふうには寺前議員に回答されておられますので、あなたが帰つてみて、こういう指導を一体行つていたのかどうか、行つていたらすればそれに対してどういふ処置をとつたのか、これを労働大臣に聞きたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 おっしゃる通りに、先日この委員会でしたか、いまのような御指摘がございましたので、事務局に実情を聞いたところでありまして、その趣旨は次のとおりであると私は承知しております。

すなわち、地域別最低賃金につきましては、物価の異常な高騰などを考慮しまして精力的に改定を行つてきたところでありまして、その結果最低賃金額と失対賃金の最低額とがかなり接近

しているという新しい事実が生まれてまいりました。

ところで、失対賃金は同一地域における類似の作業に従事する労働者に支払われる賃金を考慮して決められるものでありまして、一方、地域別最低賃金は、類似の労働者の賃金についても考慮すべきこととされておりますので、失対賃金は当然参考になるものであるという次第であります。これが部内の会議では話し合われたわけでありま。

ただ、お話しのようないろいろなニュアンスがありまして、多少行き過ぎがあった結果として指示を受け取られ、実際の審議との関連で問題が生じたとすれば、まことに遺憾なことでありまして、今後はそのようなことのないように留意してまいりたい、こう思っております。最低賃金については、今後とも審議会の審議を尊重していくという考え方には変わりはないところであります。

○石母田委員 あなたは審議会の審議を尊重すると言ったけれども、私が前にあなたに質問したときに、もし最低賃金が失対賃金を上回るようなふうな審議会が決定したらどうするかということについて、いまの労働事務次官渡邊さんが局長のときに、そのときには再審議権、もう一遍審議会に戻して審議してもらいますということをお答えしておるのです。つまり失対賃金を上回らないように、それより上回るものが来たらまたこれを返す、しかもその失対賃金たるや、あなたが先ほど私の前の質問者に答えたように、改善をしなきゃならぬ、低過ぎる。そういうものを重要な参考にするとか、あるいはそれ以上のものが出たらまた最低賃金を低くする、こういうことが政府の姿勢で何で一体、先ほどあなたが答えたようなことが出来るか。まさに失対賃金を抑えることによって最低賃金を抑える、最低賃金を抑えることによって失対賃金を抑える、これが現に群馬県で問題になって、寺前議員がこれを取り上げた。それは公益委員の一人が、私は基準局と同じ立場に立つので、最低賃金が失対賃金以上になっては困る、こうい

う発言をしたことがきっかけになって労働者側が退席した、こういうことでいまだに決まらないという問題なんですね。ここからこうした指導が行われているのじゃないかというふうに言われているわけなんです。この点については先ほどあなたが釈明されているから、今後こうした指導は、もちろんこれは別個の問題ですから、両方とも改善していくということで、私はこういうふうに例を取り上げても、あなたたちは類似の労働者の賃金を参考に決めておられると言つても、最も低いところの賃金を重要な参考にして決めている、つまり最低賃金を低く低く決めるということのデータを持っているのです。つまり生計費が基本じゃなくて、そういうものがむしろ重要な参考になって、先ほど再三繰り返しているような低い賃金を決めているわけですね。

もう一つ、現行の最低賃金法の中で対象者の問題なんです。これはこの間の予算委員会ではあなたに質問した。いまの現行最低賃金法では公務員も入っていない、あるいはまた、あなたはパートも入っていると言ったけれども、パートはごく一部です。大部分は入っていない。試用期間、臨時に雇われた者も入っていない。あるいは障害者の中で、たとえば働くということの中で特に著しく能力の劣る者云々とあります。こういう点で、一番最低賃金制というものが必要な層が除外されている、そういう人たちが入っていない、これを含めるべきだということについて、私はここで主張しましたけれども、この問題について、現行最低賃金法の対象を大幅に拡大しなければならぬ、すべての労働者を対象にしなければならぬということについては、あなたはどうか考えていますか。

○東村政府委員 ただいま先生御指摘ございましたように、最低賃金法におきましては、原則として労働者はその対象でございますが、たとえば身体障害者等の方は適用が除外される、かような形に相なっております。これは身体障害者の方に通常の労働者の方と同じような最低賃金を適用する

と相なりますと、反面、その人たちの雇用の機会を狭めるという問題があるからというのが趣旨でございますが、ただ、適用を除外するというだけでは保護になりませんので、やはり適用除外を許可する際には、その方々に合った賃金を別個許可の条件にする、かような形に相なっている次第でございます。

○石母田委員 あなた身体障害者のことだけ言っただけでも、私が言ったように大部分のものは入っていない、適用は除外されているのです。これはILO条約の二十六号で、特にこういう例外的に低い人のために最低賃金法があるのだという趣旨から言つて逆なんだ、日本の場合は。特に身体障害者の問題ではそういう点は四党の中でずいぶん論議されて、あなたが見られたどうか知らぬけれども、政府は、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者に対するこの法律の規定の適用に伴い、その者を雇用する使用者に対する援助その他その者の雇用機会の確保を図るため必要な措置を講じなければならない。こういうふうな雇用機会が狭くならないように、確保という問題まできちんと入っているんだ。障害を持ちながらも雇用する、またこれによつても狭まらないように必要な措置をとらせる、これが本当の最低賃金法の精神だ。しかもこの法案で適用対象は公務員も含める、あるいはまた現行法で適用除外されているすべての労働者を対象にしている。そして全国一律、いまみたいに何百種類——十六条で決まっている最低賃金が四百七十四件かな。この最低賃金、この最低賃金、そんなものが何百種類もある最低賃金、そうじゃない。最低賃金でこれ以下の賃金では使つてはならないというものを全国一律で決める。その上に立って、いろいろの地域別だとあるでしょう。しかし最低賃金が何百種類もある。こんなことで——本場に現在の賃金労働者を救うだけじゃなくて、その底上げをすることによつて、国際的にも非難をされている日本の労働者全体の賃金水準を引き上げることが出来るんだ。しかもこの最低賃金というのは年金とか生

活保護とか、その他の社会保障の重要な基準になるんですよ。だからこそ最低賃金というものは、そんな何百種類もあって、この種類の最低賃金、運転手さんの最低賃金、こういうものであつてはならないということで、労働者は全国一律の最低賃金。そして健康で文化的な労働者の最低生活を保障するような生計費を基本にする。あるいはまた、決定方式につきましては、労使が対等であるように、労使同数の委員が出る。やはり日本の現状からいって、ほかの外国のように労働協約で決めたものを保障するというふうな運動の現状がなっていないので、行政委員会という方式をとつて、その労使の数十名、十二名よりも少ない数を公益委員に持つて、この公益委員の役割も労使の協議が促進して早く結論がまとまるような限られた役割を持つてやる。こういうことで労使対等で決めるという精神を貫いているわけなんです。このような全国一律の最低賃金制というものが、現行の最低賃金法に対して、広範な労働者から大きな運動になってくるのは、これは当然の叫びなんです。それに基づいて労働四団体は合意し、さらにまた社会党、共産党、公明党、民社党が連日の討議の中で今回全国一律の最低賃金法案をまとめて、これを国会に提出したのです。先ほど質問するとか何とか言つたけれども、こういうものに対して一体政府としてどういう態度なのか、明確な答弁を願いたいと思います。

○長谷川國務大臣 石母田さんの前段の、いま地域最良あるいは業種最良、たくさんあるものを全部やめてさつと一本にして、健康で幸せな生活、私は一つのアイデアだろうと思うのです。そういうことになるように、やはり日本全体がみんなで構造を改善したり、経済成長したり、いろいろなトラブルなどをなくしてやっていきたいという感じを持ちます。

そこで、労働四団体なり四党の方々がお出しいただいたものを、今度新しく審議会等々に、ひとつ重要な問題として皆さんのおっしゃったようなことは盛られていると思いますので、御審議をお

願いたいという事でございます。

さらに地方最賃やいろいろな審議会の形式が労使対等じゃないからいかにぬという話もあります。これはいすれいろいろな問題が論ぜられると思ひますけれども、私は、日本の場合は三者構成でありましても、公益委員会が経営者側と一緒に労働側を抑えて賃金を決めたというところは一度も聞いておりません。その地域の問題、その業種の問題、こういうものが、実情がよくわかりたいという関係でしよう、三者が同意しながら決めていただいた、こういうところに私はこの組織のよさがある、こう思っているものであります。もともと、先ほどおっしゃったように、一、二の県でまだ決まっていなくてもありますが、一都二府四十三県の中に、二が決まっていなくとも、私は、審議会で労使が固交みにすつとやったら、逆に決まらぬのじゃないか、こういう感じもいたして、いままでそのことによってき運用を図られてはいるのじやなろうかと私は信じているわけでありま。

いすれにいたしましても、私は、今度労働四団体の方々がこうした問題についていろいろ御研究されて、共同の歩調もとられ、あるいはまた野党の皆さん方からこういう御提案いただきましたことによつて、改めて研究する機会を得たということとは、りっぱな業績であり、われわれもまた研究してまいりたい、こういう気持ちであります。

○石母田委員 いまあなたの話聞いてると、われわれがまた労働者が要求している基本的な問題について否定している。この決定方式で三者でうまく決まっていとか決まっていとか言っているのじやない。われわれが行政委員会方式をとるというのは、最低賃金制というのはいわゆる企業内での労使間が決める賃金とはまた違った性格を持つてゐる。これもやはり決定されれば国民生活全体あるいは経済全体、国全体に重大な影響を持つ。だからそういう行政委員会という方式をとっている。しかし、その質いてゐるものは、労使対等を貫くという、この原則に立っているのだ

よ。あなたの言うことは、その逆の、労使の立場を尊重して対等でやっていくことを貫く方向ではなくて、現在やっている労働大臣や労働基準局長が決めていく方式、これを美化する、これを前提にするという、これがいいんだという話ですか。そうですね。

もう一つ、では全国一律に決めていく、こういう問題についても、いまあなたは否定的な発言をされましたけれども、全国一律ですべての労働者に対して一律に適用される最低賃金を決める、これがいま一番大事だ、これが基本だということ、今度の法案が出ているのだけれども、この点についても否定的である。

私は少なくともこの二つの問題についてあなたの見解をもう一度はつきりここで答弁していただきたい。

○東村政府委員 その前に事実の問題を申し上げますと、最低賃金審議会といふのは公労使三者構成になっております。これが大臣ないしは労働基準局長の諮問機関になっております。そこで、ただいま大臣お話しございましたように、三者でまとめたものを労働大臣ないしは基準局長は尊重してやっていくという形でございしますので、それが労使がおまとめになったことを役所の方でとかく言うという事実ないしは形をわれわれは考へておるわけはございません。国際的に見ましても、いろいろな形がございしますので、一概にわが国のやり方が特別であるというふうにも考へておりません。

それから、全国一律の問題でございしますが、確かに全国一律といふのはそれなりのメリットといひますか意義があるわけでございますが、先ほど大臣がおっしゃったように、やはりそれに対してはいろいろ条件が充足されていかなければならぬ。その条件が問題である。その条件について、企業規模間ないしは地域間の格差がある現状ではなかなかむずかしい。こういうことであったわけでございますが、この問題も含めて、最低賃金制のあり方について、今後中央最低賃金審議会に御

諮問申し上げていこう、こういうわけでございます。

○長谷川国務大臣 先ほど田邊委員にお答え申し上げたのですけれども、いまの最低賃金、さらにまた今後の最低賃金のあり方について、全国一律最低賃金制の問題も含め中央最低賃金審議会の調査、審議を求めるところにしたい、こういうこととございまして、その場において御審議いただくものは、私の方はリードしたりあるいは強制したりというふうなことでなくて、それを尊重していく、それを尊重して従来もやっております。

○石母田委員 時間がありませんので、これで終わりますけれども、いまの質疑を通じてわかるように、諮問するとか何とか言つても、その基本的な立場が、いま労働者あるいは四野案で出されている全国一律あるいはその基準になる決定基準の問題あるいは決定方式の問題、そうした基本的な問題をほとんど否定し、そういう形でどんなことをやろうと、これは現実には労働四団体あるいはまた四野案、また広範な多くの労働者が望んでいる全国一律の最低賃金法の実現というのには政府はきわめて否定的な態度をとっている。われわれは、この法案を出した立場の一員として、また四野案としても今後この法案の国会での制定の実現を心から要求するとともに、政府あるいは自民党の諸君にもぜひ協力してもらつて、この全国一律最低賃金法を通すことによつて現在の低賃金労働者の生活を安定させ、さらに労働者全体の賃金水準引き上げ、社会保障その他の国民生活の改善に資したい、こういうふうな考へて、これを強く要望いたしまして私の質問を終わります。

○大野委員長 次に、大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 私も若干お尋ねをいたします。全国一律最低賃金制といふものは、いまや国際的な流れであらうと思ひます。その流れの中で、わが国にもこうして労働四団体から強い要請がありまして、それを受けて四野党が真剣に取り組み、四野案をつくり上げ、そして昨日その案を国会に提案したことは御承知のとおりでございます。

さればこそ労働大臣も、この四野案の内容がきわめて重要な中身であるということご了承なさいましたために、この四野案を最も重要な参考として中央最低賃金審議会に検討をお願いする、諮問する、このようなことでございませうけれども、私はこの姿は了といたします。

ただ、先ほどその時期について指摘されたときの答弁の中で、大臣は、できるだけ速やかにかいことで答弁を終わられたわけでございますが、確かにこの字のとおりでできるだけ速やかにかいことでございませうけれども、といつても、やはりある程度の目算といひますかめどといひますか、それは大臣の心の中にはあらうかと思ひます。ですから、来月、再来月といつても無理でしょうけれども、少なくともいつごろまでにはというぐらゐのめどをお示しになるのが大臣の誠意ではないかと思ひますが、いかがですか。

○長谷川国務大臣 私いろいろなものを見たり聞いたり、あるいは教わつたりいたしますけれども、世界で全国一律の最賃をやっているのはフランスと聞き、あるいはイギリスとも聞いてゐるわけでありまして、そういう意味からしますと、四野あるいは四団体の方々から出されたそのものをこの審議会にかけて、そして御審議いただくというところの前向きな姿勢はひとつお認めいただきたい。そういうことからしますと、御審議、御研究いただきますのに、きょう頼んであしたとかあさつてとかいふことはちよつと私、この際控えさしていただきたい、こう思ふ次第です。また、私の気持ちの中にそういうものが固まつていないといふことも明瞭に告白してひとつ御理解をいただきたい、こう思ふ次第です。

○大橋(敏)委員 きわめて抽象的な御答弁です。で、おそらく野党四野の皆さんは不満であらうと思ひますが、とにかく速やかにかいと言ふんですから、必ずや近い将来に実現できる、このようにわれわれは考へます。野党の最賃のねらいといひますか法制化のねらいといふものは、労働をしてゐる者の権利として人間らしい生活を営むために、また

このような改善もナショナルミマムの要求という立場から、いわゆる最低の底上げは他の福祉水準の向上につながるんだ、こういう重要な内容も含んでいくわけだ。福祉国家を標榜するわが国でございまして、こうした全国一律の最低賃金の実現は全体的な福祉を向上させるものであります。

先ほども各委員から尋ねられておりましたけれども、四野党案に対する大臣の基本的な受けとめ方、どう受けとめられたのか、もう一度私にも聞かせていただきたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 私、こういう問題で四野党の皆さん方が御研究され、そしてまたお出しただいたということに対しては敬意を払うものであります。また私は、労働四団体の方々に、このお話がありましたときに、直ちに労働省のそういう専門家と、それから組合の中における最賃の専門家の方々に研究会を開いていただきまして四回も研究をされた。また、組合の幹部の方々と私が一緒にその報告を聞くというふうな形で、どういふところに問題点があるかというところは私並びに組合の方々と御理解いただき、それをいまから先どう直していくかというふうな問題等についても、それぞれの方々の感觸は多少違ふでしょうけれども、問題の所在はおわかりいただいた、こう思っているわけです。

○大橋(敏)委員 われわれが要求いたしておりましたのは、全国一律の最低賃金を法制化して、業種別、地域別ごとにこれに上積みしていく内容でございまして。それから最賃の決定については生計費、賃金事情を基準にして毎年改定していく。あるいは現行の最低賃金審議会を決定権を持つ最低賃金委員会に改組して、労使代表と中立委員で構成していくということ。また、中小零細企業の支払い能力をどうするかという問題、これも真剣に考えられております。具体的な最低賃金額を決める場合の基礎となる生計費をどのようにして算出するか、こういうところがこれから審議会でも最も重要な議論として出てくる問題であらうと思ひます。

が、四野党の意見、意思を十分参酌された上で、りっぱな内容がでさうありますことを強く要望いたします。

雇用保障について二、三お尋ねいたしますが、日雇い労働者について日雇い失業保険の受給要件を緩和するとともに就労の機会を増大すべきだと私は考えております。これについては、すでに大田の見解は一応述べられておりますけれども、また事情も変わってきたことでございまして、この点について具体的に答弁を願ひたいというのと。

その次に、倒産企業の未払い労働債権の立てかえ払い制度、これを確立していただきたい。これは雇用保険法を審議する段階においても大要議論になったところでありますが、これも速やかに実現するというところで、先般の委員会での答弁では五十一年度から一部実施するというような内容でございましたが、これはその法律が制定された後に倒れたもののみを救済していくことになるのか、それとも現在インフレあるいは不況、物価高のために倒れていった企業のそうした方々までの救済に及ぶのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○遠藤(政)政府委員 日雇い労働者の保険制度につきましては、先般の雇用保険法におきまして給付内容も改善を図りましたし、御要望のございました三段階制も取り入れたわけでございまして。受給要件につきましても、これは二月二十八日、従来から御議論のないところでございまして。その要件を満たさない程度にしか働いていない、要するに、保険の適用を受けられないというよう

な人についてまでこの現行法をさらに改正をして、受給要件を緩和するといふことは考えておりません。私どもはむしろこういった人たちが十分就労できるように格段の努力をしてまいりたい、かように考えておるわけでございまして。

○長谷川国務大臣 倒産などがありました場合に、御承知のとおり、労働省は給与とか社内預金というふうなものは一番先に、優先に確保するよ

うにいままで努力を払ってきたことは、先生御承知のこととおります。しかし、また一方、こういう未払い労働者に対する救済措置、これなどは、先ほども田邊委員にお答えいたしましたけれども、やはり国会審議でもいろいろ話もありましたし、そこでまたこういう大事なときですから、ただ民法の関係とかいろいろな法律との調整あるいは整理などいさなければなりませんので、五十一年度から一部実施をする。その際に、先生のおっしゃったように、当然ならばそのときから法律は施行されるわけでございまして。しかし、先生のおっしゃったのは、前のものも全部というふうなお話などもございまして、その辺が一体どういふふうになるかということもあわせ考えながら検討してまいりたい、こう思っております。

○大橋(敏)委員 雇用保険法が制定されるに当たって、雇用調整給付金というのがございまして制度強化されて、これが非常に機能したということについては別に問題ないわけでございましてけれども、この雇用調整給付金が要求されたのは、やはりインフレ、そして不況の中で大変な苦しみを感じておられる企業あるいは労働者の要求として出てきた問題であつたわけですね。このような中において次々と倒れていった企業、そしてそれに従事していた労働者の未払い賃金についてです。それから前までさかのぼりなさいとは言いません。こういう実情、実態を十分把握された上で、その法律ができたときにそこまで波及するような配慮をお願いしたい、こう言っているわけですね。これはよろしいでしょうか。

○長谷川国務大臣 前後よく考えながら研究してまいりたい、こう思っております。

○大橋(敏)委員 それからもう一つ。いま申し上げました一時帰休を実施する企業について、雇用調整給付金制度の運用に当たっては、指定業種の関連下請企業も対象に含めるべきであるという声が非常に強く上がっております。これについてはあそこで一応お話しになっているようでございしますが、正式にこの場で見解を伺っておきたいと思

います。

○長谷川国務大臣 諸先生方の御賛成であつた法律がございまして、非常に歓迎いたしますが期待されているわけでありまして、私の方は御承知のとおり中小企業三分の二ということで、中小企業に重点は置いているつもりでございしますが、いまのお話、なかなか大変な問題もあらうかと思ひますが、そういうものを含めながら検討してまいりたい、こう思っております。

○大橋(敏)委員 最後に、もう一問お尋ねしますが、私はこの前の委員会の席で労働大臣にいわゆるスト処分問題について私の気持ちを訴えたわけでございますが、私の気持ちがかはわかっていただけたものというふうな感じもいたしますが、実は労働者の生活の改善あるいは給与水準の引き上げというふうな社会的公正を確立する最低賃金法というものと、あるいは統一ストとの、またいま言ったスト処分の問題がいろいろ絡みまして今回の処理がなされようとしている案に、国民の一部からはある意味では批判的な声も出ております。つまりこういう大事な問題を絡ませながらいく取引みたいなやり方というものはよくない、こういう意見もあります。これは念のために申し添えておきます。

終ります。

○大野委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時二十五分散会

(第九号参照)

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その

受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「一般廃棄物処理業等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の規定による市町村長(特別区の存する区域にあつては、都知事)の許可を受け、又は市町村(特別区の存する区域にあつては、都)の委託を受けて行うし尿処理業その他政令で定める事業をいう。

(一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認)

第三条 市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業(以下「合理化事業」という。)に関する計画(以下「合理化事業計画」という。)を定め、都道府県知事の承認を受けることができる。

2 合理化事業計画は、下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項その他厚生省令で定める事項について定めるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その合理化事業計画が厚生省令で定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をするものとする。

(合理化事業計画の変更)

第四条 市町村は、前条第一項の承認に係る合理化事業計画を変更しようとするときは、都道府

県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(合理化事業の実施)

第五条 市町村は、合理化事業計画に基づき、合理化事業を実施するものとする。

(市町村に対する資金の融通等)

第六条 国は、市町村に対し、合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に関し、必要な資金の融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。

(事業の転換に関する計画の認定)

第七条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(認定を受けた者に対する金融上の措置)

第八条 国又は地方公共団体は、前条第一項の認定を受けた一般廃棄物処理業等を行う者に対し、当該認定を受けた計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金につき、金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(就職のあつせん等)

第九条 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(特別区に関する特例)

第十条 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合においては、この法律(第二条を除く。)の規定中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年法律第 号)を施行すること。

理由

一般廃棄物処理業者が下水道の整備等により受ける著しい影響を緩和し、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るため、合理化事業計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特別児童扶養手当(第三条―第十六条)

第三章 福祉手当(第十七条―第二十六条)

第四章 不服申立て(第二十七条―第三十二条)

第五章 雑則(第三十三条―第四十二条)

附則

第一条中、「国が」を削り、「重度の障害を有する者について、特別児童扶養手当等」を「障害を

有する児童について特別児童扶養手当を支給するとともに、精神又は身体重度の障害を有する者に福祉手当に改める。

第二条を削る。

第三条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この法律において「重度障害者」とは、別表第二に定める程度の廃疾の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

第三条第三項中「又は特別障害者(以下「障害者」という。))」を削り、同条を第二条とする。

第二章 特別児童扶養手当等の支給

第四条第一項中「障害者」を「障害児」に、「障害児」については特別児童扶養手当を、特別障害者については特別福祉手当を「特別児童扶養手当(以下この章において「手当」という。))」に改め、同条第二項中「障害者」を「障害児」に改め、同条第三項中「特別児童扶養手当又は特別福祉手当(以下「手当」という。))」を「手当」に、「障害者」を「障害児」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

5 手当の支給を受けた者は、手当が障害児の生活の向上に寄与するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(手当額)

第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につき一万二千円(廃疾の程度が別表第一に定める一級に該当する障害児にあつては、一万八千円)とする。

第五条を削る。

第六条第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条を第五条とする。

第七条中「第四条に定める支給要件に該当する者」を「受給資格者」に、「当該支給要件に該当する者」を「当該受給資格者」に改め、同条を第六条とする。

第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

第十一条第一項中「第七条、第九条及び前条」を「前三条に改め、同条第二項第一号中「第七条」を「第六条に改め、同条第二号中「第九条」を「第七条に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「第七条、第九条、第十条」を「第六条から第八条まで」に改め、同条を第十条とする。

第十三条第一号中「第二十四条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「受給資格者」を「障害児」に、「第二十四条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、「判定若しくは」を削り、同条第三号中「障害者」を「障害児」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条中「第二十三条第一項」を「第三十五条第一項」に、「差しとめる」を「差し止める」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条中「第四条第三項各号」を「第三条第三項各号」に、「障害者」を「障害児」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。
(事務費の交付)

第十四条 国は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行う手当に係る事務の処理に必要な費用を交付する。
(手当の支払)

第十五条 手当の支払に関する事務は、政令の定めるところにより政令で定める機関に取り扱われる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定により郵政大臣が

手当の支払に関する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。
第十六条を次のように改める。

(児童扶養手当法の準用)

第十六条 児童扶養手当法第七条、第八条、第二十二條から第二十五條まで及び第三十一條の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第八条第一項中「又は養育する児童があるに至つた場合」とあるのは「若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の廃疾の程度が増進した場合」と、同条第三項中「又は養育する児童の数が減じ」とあるのは「若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の廃疾の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第三十一条中「第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」と読み替へるものとする。
第三章及び第四章を削り、第二章の次に次の三章を加える。

第三章 福祉手当

(支給要件)

第十七条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所(所管区域内に住所を有する重度障害者に對し、福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国民でないとき。
二 廃疾を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)にいう身体障害者療護施設その他これに類する施設で厚生省令で定めるものに収容されているとき。

(手当額)

第十八条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、四千円とする。

(認定)

第十九条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

(支給の制限)

第二十条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第二十二条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関して、前二条の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当て同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十条に規定する政令で定める額を超えること。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第二十三条 第二十条、第二十一条及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。
(不正利得の徴収)

第二十四条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
(費用の負担)

第二十五条 手当の支給に要する費用は、その十分の八に相当する額を国が負担し、その十分の二に相当する額を都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村が負担する。
(準用)

第二十六条 第五条第二項 第十一條(第三号を除く。)(第十二條及び第十六條の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第七条、第八条、第二十二條から第二十五條まで」とあるのは「第七条、第二十二條、第二十四條、第二十五條」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十二條第二項」と読み替へるものとする。

第四章 不服申立

(異議申立て)

第二十七条 都道府県知事のした特別児童扶養

手当又は福祉手当以下「手当」という。）の支給に関する処分に対する者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

(審查庁)

第二十八條 第三十八條第二項の規定により市長又は福祉事務所を管理する町村長が福祉手当の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政機関の長に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

(決定又は裁決をすべき期間)

第二十九条 都道府県知事は、手当の支給に關する処分についての異議申立て又は審査請求があつたときは、六十日以内に、当該異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決をしなければならぬ。

2 異議申立人又は審査請求人は、前項の期間内に決定又は裁決がないときは、都道府県知事が異議申立て又は審査請求を棄却したものとみなすことができる。

(再審査請求)

第三十条 市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした福祉手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十八条第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(時効の中断)

第三十一条 手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十二条 手当の支給に関する処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することがで

きない。

第五章 雜則

(期間の計算)

第三十三條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第三十四条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、行政庁（特別児童扶養手当については都道府県知事をいい、福祉手当については都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長をいう。以下同じ。）又は手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する障害児の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(屈出)

第三十五条 手当の支給を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、行政庁に對し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならぬ。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（調査）

第三十六條 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者その他の關係者に質問させることができる。

2 行政庁は、必要があると認めるときは、障

害児若しくは重度障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の廃疾の状態を診断させることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十七條 行政庁は、

分に附し必要があることを認めるときは、受給資格者、受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者若しくは障害者の資産若しくは収入の状況又は障害児に対する第三条第三項第二号に規定する年金たる給付若しくは重度障害者に対する第十七条第二号に規定する給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署に對し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に對し、必要な事項の報告を求めることができる。

(事務の委任)

第三十八條 特別児童扶養手当の支給に関する事務は、政令の定めるところにより、その一部を市町村長に委任することができる。

2 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理

する町村長は、福祉手当の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政機関の長に限り、委任することができる。

(町村の一部事務組合)

第三十九条 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の規定の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(實施命令)

第四十條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

罰則

第四十條 偽りその他不正の手段により手當を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第四十二条 第三十五条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、一万円以下の過料に処する。

別表を削り、附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第二条、第四条関係)

九 八 七 六 五 四 三 二 一

両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
両上肢の機能に著しい障害を有するもの
両上肢のすべての指を欠くもの
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
両下肢の機能に著しい障害を有するもの
両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹の機能に座つてゐることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの
前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を要するもの

別表第二(第二條關係)

備考

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

級	級	備考
十一	一	両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 両耳の聴力が補聴器を用いても音声識別することができない程度のも 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十	二	両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 両耳の聴力が補聴器を用いても音声識別することができない程度のも 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
九	三	両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 両耳の聴力が補聴器を用いても音声識別することができない程度のも 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
八	四	両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 両耳の聴力が補聴器を用いても音声識別することができない程度のも 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
七	五	両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 両耳の聴力が補聴器を用いても音声識別することができない程度のも 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
六	六	両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 両耳の聴力が補聴器を用いても音声識別することができない程度のも 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
五	七	両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 両耳の聴力が補聴器を用いても音声識別することができない程度のも 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
四	八	両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 両耳の聴力が補聴器を用いても音声識別することができない程度のも 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
三	九	両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 両耳の聴力が補聴器を用いても音声識別することができない程度のも 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二	十	両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 両耳の聴力が補聴器を用いても音声識別することができない程度のも 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
一	十一	両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 両耳の聴力が補聴器を用いても音声識別することができない程度のも 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

十	九	八	七	六
面大廳を二分の一以上失つたもの 体幹の機能に座つていないことができない程度の障害を有するもの 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの				

(児童扶養手当法の一部改正)

第二条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条中「九千八百円」を「一万五千六百円」に、「一万六千四百円」を「一万六千四百円」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第三条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「四千円」を「五千円」に改める。

附則

第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、次条第三項の規定は、公布の日から施行する。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十年九月以前の月分の特別児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律による特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正により新たにこの法律による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法

律(以下「新法」という。)(第二条第一項に規定する障害児とされた者又はこの法律による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「旧法」という。)(第四条第三項第一号に該当する障害児をこの法律の施行の際現に監護し、又は養育している者が、昭和五十年十月三十一日までにした新法第五条第一項又は新法第十六条において準用する児童扶養手当法第八條第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する特別児童扶養手当の支給又はその額の改定は、新法第十六条において準用する児童扶養手当法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

3 昭和五十年十月一日において福祉手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該福祉手当について新法第十九条の認定の請求の手續をとることができる。

4 前項の手續をとつた者がこの法律の施行の際現に福祉手当の支給要件に該当しているとき、又はこの法律の施行の際現に福祉手当の支給要件に該当している者が昭和五十年十月三十一日までに新法第十九条の認定の請求をしたときは、これらの者に対する福祉手当の支給は、新法第二十六条において準用する新法第十六条に

において準用する児童扶養手当法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

5 昭和五十年九月以前の月分の旧法による特別福祉手当については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 昭和五十年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の児童扶養手当法第四条第二項第一号に該当する児童を監護し、又は養育している者が、昭和五十年十月三十一日までにした同法第六条第一項又は第八条第一項の認定の請求については、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七条第一項又は第八条第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 昭和五十年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号の四の次に次の一号を加える。

八の五 重度障害者に対する福祉手当の支給に要する経費

第十条の四第七号中「特別児童扶養手当及び特別福祉手当」を「及び特別児童扶養手当」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百四十四号)の施行に関する事務のうち、福祉手当に関する

こと。

第十三条第五号の三中(昭和三十九年法律第二百四十四号)を削り、「施行すること」の下に「福祉手当に関するものを除く。」を加える。

理由

精神又は身体に障害を有する者の福祉の向上を図るため、特別児童扶養手当についてその支給対象障害児の範囲を拡大し、及びその額を引き上げるほか、新たに重度の障害者に対し福祉手当を支給することとともに、児童扶養手当及び児童手当の支給対象児童の福祉の向上を図るためこれらの手当の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「十三万五千六百円」を「二十一万六千円」に、「九万円」を「十四万四千円」に改める。

第六十二条中「十一万七千六百円」を「十八万七千二百円」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「九万円」を「十四万四千円」に改める。

第七十八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による老齢年金であつて、六十歳以上七十歳未満の者に別表に定める程度の

の廃疾の状態にある間支給するもの又は七十歳以上の者に支給するものの第二十七条第一項に定める額が十四万四千円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、十四万四千円とする。

第七十八条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第二項の老齢年金」を「六十五

歳以上七十歳未満の者に別表に定める程度の廃疾の状態にある間支給する第二項の老齢年金」に改め、同項を同条第六項とする。

第七十九条の二第四項中「九万円」を「十四万四千円」に改める。

第八十七条第三項中「千四百円」を「千四百円」に改める。

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「九万六千円」を「十五万六千円」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十條第二項中「九万六千円」を「十五万六千円」に改める。

附則第二十一條第二項中「六万六千円」を「十萬八千円」に改める。

附則第二十二條の二中「昭和四十八年度」を「昭和四十九年度」に、「昭和四十七年度」を「昭和四十八年度」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第四十六條第一項中「第五級から第七級」を「第十一級から第十四級」に、「第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級」を「又は第十五級から第十八級まで」に、「百分の四十、百分の六十」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第四十六條の三第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第四十六條の七第一項中「第五級から第七級」を「第十一級から第十四級」に、「第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級」を「又は第十五級から第十八級まで」に、「百分の四十、百分の六十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第四十六條の七第一項中「第五級から第七級」を「第十一級から第十四級」に、「第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級」を「又は第十五級から第十八級まで」に、「百分の四十、百分の六十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

附則第十二條第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

附則第二十八條の三第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第五条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第四項中「第十級」を「第十六級」に改める。

第三十八條第一項中「第三級乃至第五級」を「第九級乃至第十二級」に、「第六級乃至第八級ノ等級タル期間又は第九級若ハ第十級」を「又ハ第十三級乃至第十六級」に、「百分ノ四十、百分ノ六十」を「百分ノ五十」に改め、同条第三項中「第十級」を「第十六級」に改める。

第三十九條ノ二第二項中「第十級」を「第十六級」に改める。

第三十九條ノ五第一項中「第三級乃至第五級」を「第九級乃至第十二級」に、「第六級乃至第八級ノ等級タル期間又は第九級若ハ第十級」を「又ハ第十三級乃至第十六級」に、「百分ノ四十、百分ノ六十」を「百分ノ五十」に改め、同条第二項中「第十級」を「第十六級」に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第六条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(資本金)

第三条の二 事業団の資本金は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第

号)附則第三条の規定により政府が出資した金額とする。

第三條の二 事業団の資本金は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第号)附則第三條の規定により政府が出資した金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。附則第二十二條の二の改正規定。公布の日)

二 第四条及び第五条並びに附則第四条から附則第六条までの規定。昭和五十年八月一日

三 第六条並びに附則第三条及び附則第七条から附則第十条までの規定。昭和五十年九月二十五日

四 前三号及び次号に掲げる規定以外の規定。昭和五十年十月一日

五 第一条中国民年金法第八十七條第三項の改正規定。昭和五十年四月一日

(国民年金に関する経過措置等)

第二条 昭和五十年九月以前の月分の次の各号に掲げる給付の額については、なお従前の例による。

一 国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金

二 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号。以下「法律第八十六号」という。附則第十六條第一項の規定により支給する老齢年金

三 法律第九十二号附則第二十二條第一項の規定により支給する老齢年金及び法律第九十二号附則第二十一條の老齢特別給付金

2 昭和五十年十月以降の月分の法律第八十六号附則第十六條第一項又は法律第九十二号附則第二十二條第一項の規定により支給する老齢年金については、法律第九十二号附則第二十二條第一項中昭和四十七年度(この項とあるのは、「昭和四十九年度(昭和五十一年度以降の年度において、この項とする。)

(年金福祉事業団への出資)

第三条 政府は、第六條の規定の施行の日に、予算で定める金額の範囲内において、年金福祉事業団に出資するものとする。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正) 第四条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第十九條の三第一項中「第十級」を「第十六級」を改め、同條第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正) 第五条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

附則第十四條第三項中「第十級」を「第十六級」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正) 第六条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十七條第二項中「第十級」を「第十六級」に改める。

(厚生保険特別会計法の一部改正) 第七條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

年金福祉事業団へノ出資金若ハ交付金に改める。

第六條中「福祉施設費又ハ営繕費」を「福祉施設費若ハ営繕費又ハ年金福祉事業団へノ出資金若ハ交付金」に改め、「厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費の下に、年金福祉事業団へノ出資金及交付金」を加える。

(船員保険特別会計法の一部改正) 第八條 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「移換金」の下に、「年金福祉事業団へノ出資金及交付金」を加える。

(国民年金特別会計法の一部改正) 第九條 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

年金福祉事業団 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)

別表第三中年年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)第十七條第二号及び第三号(業務の範囲)の業務に関する文書の項を削る。

理由

年金受給者の福祉の向上を図るため、福祉年金の額を大幅に引き上げ、厚生年金保険又は船員保険の被保険者である間における老齢年金の標準報酬月額による支給の制限を緩和し、年金額を物価の変動に応じて自動的に改定する措置の昭和五十年年度における実施時期を繰り上げるとともに、年金福祉事業団に対し政府が出資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第四條第一項中「福祉施設に要する経費」の下に「又は年金福祉事業団へノ出資金若しくは交付金」を加える。

第六條中「福祉施設に要する経費」を「福祉施設に要する経費又は年金福祉事業団へノ出資金若しくは交付金」に、「及び国民年金事業の福祉施設に要する経費を、国民年金事業の福祉施設に要する経費並びに年金福祉事業団へノ出資金及び交付金」に改める。

(印紙税法の一部改正) 第十條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中日本労働協会の項の次に次のように加える。

社会労働委員會議録第九号中正誤

段行 誤 正
二二 二二
三三 三三
本号末尾 第十一号末尾

